

第六十三回国会 参議院大蔵委員会 會議録第十六号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

須藤 五郎君

補欠選任

渡辺 武君

四月十四日

辞任

岩動 道行君

補欠選任

高橋 衛君

横川 正市君

田中寿美子君

出席者は左のとおり。

委員長

栗原 祐幸君

理事

沢田 一精君

成瀬 幡治君

鈴木 一弘君

委員

青柳 秀夫君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

大竹平八郎君

鬼丸 勝之君

津島 文治君

中山 太郎君

矢野 登君

木村精八郎君

田中寿美子君

戸田 菊雄君

松本 賢一君

上林繁次郎君

國務大臣

大蔵大臣

福田 赳夫君

政府委員

経済企画庁国民生活局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日本専売公社監理官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省関税局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

通商産業省重工業局長

労働省労働局労働法規課長

労働省婦人少年局婦人労働課長

日本専売公社総裁

日本専売公社総務理事

日本専売公社総務理事

日本専売公社理事

山形 栄治君

大塚 達一君

藤井 敏子君

北島 武雄君

牧野 誠一君

黒田 実君

斎藤 欣一君

本日の会議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査(日本専売公社の合理化に関する件)

○物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

租税及び金融等に関する調査を議題とし、日本専売公社の合理化に関する件について調査を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○戸田菊雄君 総裁にお伺いしたいのであります。が、専売公社で四十三年の十一月に「これからのたばこ事業」ということで「長期経営計画」ということを策定をされた。その内容を見ますと、実に広範多岐にわたっているわけですね。この前の私の質問では、長期計画はおおむね十カ年計画だ、そういうことを想定して策定をしましたと、こういうことをお答えになっておるわけです。その後「第一次中期経営計画」というのが出てまいりました。この中期計画の内容につきましましては、おおむね五年程度を目標にいたしまして実行すると、こういうことでありますね。そこで、具体的に、出てまいったのが、六工場の統廃合の問題、あるいは新建設の問題、こういうことで出てくるわけですね。ですから、基本計画に基づく中期計画で考えられる実行すべき政策の中心は一体何なのか、そのあたりの見解についてまずお尋ねをしたいと思います。

○説明員(北島武雄君) 専売公社におきましては、昭和三十六年から第一次長期経営計画を立ててまいったわけでございますが、四十三年の十一月にさらにあらためて第二次の長期経営計画を立てたわけでございます。ただいまお手元にお持ちのような資料でございます。たいへん長文でございますが、この目標がどこにあるか、一ぺんにつかみにくい点もございまして、ごく要領だけを申し上げます、具体的に言えれば、やっぱり、安くてうまいたばこづくり、これを目ざさうではないか。これの中を見ますと、さらに、消費者に安心して吸えるようなたばこというのを入っております。そういうたばこづくりを目標としてい

る。そうして、内容といたしましては、できるだけ品質の高いたばこで、そうして高効率のもとにこれを生産製造していくという方針を打ち出していき。さらにまた、将来の国際競争に十分たえ得るよう、国際競争力を持ったたばこ産業に育てていく、こういうたばこという目標がうたわれておるわけでございます。

○戸田菊雄君 この長期計画の基本計画を見ますと、一つは、長期経営計画をめぐる政治的背景というものがいろいろ勘案されておる。一つは、消費者税制度の導入というようにも若干考えられておる。さらに、経営姿勢、主として労務管理の強化、あるいは経営刷新、おそらく策定される内容というものは合理化だろうと思っておりますが、これは要員の削減等にも影響してまいらると思っております。こういう各般の基本計画の上に立って、さらに、各部門別に問題というものが提出をされておる。その中には、たとえば機構、組織、運営等を含めていろいろ中央から地方あるいは出張所、こういう問題を含めてすべてにわたって検討を加えようというようにもなっております。あるいは、販売部門においても検討されなければいけない。こういうことから専売事業の行なう各般の組織態様についても十分検討し改善策をとらなければいけない、こういうことになっておりますね。そういう計画を進めていった場合に中心として考えられるのは、一つは、何と云っても企業内における合理化の問題が起きてくるだろうと思っております。一つは、葉たばこ耕作者に対する関係の問題が生じてくる。さらに、中央から地方末端に至るまでの組織、運営等について機構の改善措置をどうするか、こういうことも出てくるだろう。こういういわば想定される重要な諸案件については、どのように一体今後進められるのか、その構想というものを明らかにして

いたしたいと思います。

○説明員(北島武雄君) 御指摘のように、考えております長期経営計画は、まず生産の部門から始まりまして、生産方面におきまして、先ほど申しましたような目標を達するよりなればこの耕作のほうに持つていくことが主眼でございます。それから製造方面におきまして、ただいま申しました目標に沿って、高品質の高効率のたばこづくりをしようではないか。それから国際競争力を持つたたばこ事業をしようじゃないか。それからさらに、流通部門、販売部門につきまして、消費者の需要に沿った消費者第一本位のたばこの経営をしていこう、こういった事柄を考えておるわけでありまして。

現在、具体的に工場の合理化問題につきまして御指摘のように立案いたしました組合と折衝いたしております段階でございますが、生産方面につきまして、一応ある程度その目標に沿った曲がり方をしようではないかということ、四十五年産の葉たばこの収納価格の決定にあたりましては、少しでもたばこを申しました目標に沿ったような収納価格の決定をいたしております。

なお、流通部門、販売部門につきまして、目下鋭意プロジェクトチームをつくりまして立案を急いでおります。大体いま考え方はまとまりつつあるわけですが、さらにまた、機構の問題につきまして、今後中央の機構、地方の機構等をあわせて全体的に考えまして、同時に、どうしましたらたばこを申しましたような目的に沿った機構ができるかということをもたプロジェクトチームをつくって検討いたしておる段階でございます。

○戸田菊雄君 そこで、具体的な内容についてお伺いしたいと思ふのでありますが、まず、今後の事業経営にあたって一番ポイントだと思ふのは、製造たばこの長期販売見通しですね、これをいかに考へられておるか、この辺の見解をちょっとお伺いしたい。

○説明員(北島武雄君) たばこの売り上げは、この十年間を平均いたしますと、数量的に六〇程度の伸びを示しております。もっとも、下半分は多

少伸び率が落ちておりますけれども、しかし、現在たばこ事業が置かれております環境を考えますと、今後そういった伸び率を続けていくわけにはいかないのではないかというふうに考えます。これにはいろいろ公社としても苦慮いたしておる次第でございますけれども、ただし、今後の動向といたしまして年々若干の伸びは見込まれる。少なくとも年間百億本程度の伸びは今後五カ年間は見られるのじゃないか、こういった考えで実はおるわけでございます。

○戸田菊雄君 これは専売公社の四十五年四月十四日の合理化対策委員会「専売事業関係資料」であります。この内容によりますと、「製造たばこの長期販売見通し」ということで、四十四年度二千億本、これを土台にいたしまして、以下、四十五年、四十六年、四十七年、四十八年と、それぞれ百億本増という長期販売見通しというものを立てられておるわけですね。ただし、注意書きによりまして、成人人口の伸びが四十三年度をピークに次第に鈍化してきておる。これは、内容においては、成人人口の喫煙者減、こういった考へ方に立てておるのではありませんか、最近のたばこの販売内容というものは、主としてフィリッパタバこのシェアが八六・五%に達しておる、そうでないものが極端に減つておる、こういうことである。さらに、健康上の問題についていろいろ障害があった。こういう各般のデータを取りそろえておるのでありますが、こういう内容で十分今後百億本の長期見通しというものが実行でき得る情勢にあるのかどうか、その辺の確信はどうですか。

○説明員(北島武雄君) 将来の五カ年間にわたる展望ということとはなかなかむずかしいことでございますが、私は、現在の時点において考えまして、この程度の増加はあり得ると、こういうふうにお考へております。

○戸田菊雄君 次に、原料葉たばこ生産の長期見通しですが、内容を含めてちょっと説明をお願いいたします。どういふ状況ですか。

○説明員(牧野誠一君) 葉たばこの原料につきま

しては、私も、ただいまかなりの在庫を持つております。この在庫は、黄色種ではわりあいオーバーしてございまして、二十四カ月が平均の在庫というふうな世界的にしておりますのですけれども、それが三十カ月をこすというふうな在庫になっております。それから在来種、これは刻みたばこなどに昔から入つております種類のものです。これにつきましては若干の在庫がオーバーでございますけれども、これが近いうちに需給均衡あるいはむしろ若干足りなくなるのじゃないかというふうな形でございます。それからパーレー種というものでございましては、これは数量は非常に少ないのでございまして、過剰在庫というふうな状態にはございせん。それで、将来、私もとしましては、黄色種というのはいまだに過剰在庫を減らしていきたい。しかし、パーレー種と在来種については、ただいま申し上げましたような百億本毎年ふえていくというふうなことにいたしますと足らなくなりますので、私もとしましては、在来種、パーレー種はできるだけ減らないように、むしろふえるようにいたしたいというふうに考へております。しかし、現実の問題は、在来種、パーレー種のほうは、どちらかといえばほつておけば減り過ぎ、黄色種のほうはなかなか減らないというふうな趨勢にございまして、それで、現在、そういうふうな方針で、先般の四十五年度の収納価格をきめまします際にも、黄色種のほうの価格の上げ方を低く、在来種、パーレー種のほうの価格の上げ方は高くということになっております。

目下のところそういうふうな状態で、これから需給均衡というのを将来はかつていく上に、品種ごとに差が出てまいりますので、いろいろむずかしい問題があるかと思ひます。いずれにしても、高効率にしていきたいというところで、大型農場、あるいは中型といふか、そういうようなものを導入してテストをやろうというところで、今年の予算では、わずかでございまして七カ所ほど始めたい。それで、能率を上げ、値段も下げ、国際的な競争力のあるものに近づけたいと思つておるわけでございます。

○戸田菊雄君 当局の資料によりますと、四十四年度の作付状況で七万五千八百五十四ヘクタールであった。四十五年度は、三千二百二十五ヘクタール減いたしまして七万二千七百二十九ヘクタール、こういうふうになっておるわけですね。いま、たばこの長期販売見通しでは、年々おおむね百億本程度増加をしていく。生産関係はそうしてふやしていくのでありますが、逆に葉たばこ生産作付というものは減反の傾向を見ている。これは矛盾しているのじゃないかと思ふのです。この辺はどう考へておられますか。

○説明員(北島武雄君) 先ほど牧野総務理事から御説明いたしましたように、現在相当な過剰在庫をかかえておまして、適正在庫は大体二年と申しておりますが、平均いたしますと三十一カ月過剰在庫をかかえております。いまこの過剰在庫を整理するために減反をいたしておるわけでありまして、製造量といたしましては、ただいま申しましたように、年間百億本ほど需要が伸びる、こういう想定のもとにいたしております。それで材料としては合うわけでございます。

○戸田菊雄君 過剰在庫と減反の兼ね合いというのは相殺できるような計算になつておるのですか。今後余剰在庫がそのまま続いていくような情勢なんですか。その辺はどうなんですか。

○説明員(北島武雄君) 御承知のごとく、たばこは、収穫いたしましてから二年間寝かしておくわけなんです。したがって、四十五年につくりましたものでも、それが使いますのは四十六年、七年、八年ということになっております。そういう関係でございまして、現在の過剰在庫を減らすために減反いたしておりますが、原材料といたしましては、ただいま申しましたような百億本の消費増に十分適応できると、こういった計画でもつたばこの耕作を指導しておるわけでございます。

か。減反をするという対策ですね。

○説明員(牧野誠一君) 去年二年間減反若千の減反をやりましたわけですが、その際のやり方は、自然減がございしますが、従来は、自然減に見合ふ反別をほかのふやしたい方に割り振っておった面がございしますが、それをほかの方に割り振らないで、自然に減った分だけ減るというよりなやり方を黄色種についてはとってまいりました。それから、先ほど申しましたように、在来種とパーレー種につきましては、これは私も減らしたくございせんので、できるだけ希望者にはつくっていただくという方向で、いま申しましたのは、黄色種というのには非常に余っておりまして、約三年分過剰在庫になっておりますが、その分についてはそういうことで減反を二年間やってまいりました。

○戸田菊雄君 はっきりわからないんですが、減反をした農民に対しては、専売公社として、たとえ補助金交付をして、何といいますが、迷惑をかけた分に対する手当を加えていくのか、そういう具体的な諸措置があるのかどうか、それとも、また、そういう減反に対してはごかつてにと、こういうことでいくのか、そういう面での対策は何かあるのかどうかということですが。

○説明員(牧野誠一君) 減反をいたします場合、甲という耕作者の方が半分にしたいと、それで乙という方あるいは丙という方が若干ふやしたいという場合、乙という方、丙という方には黄色種の場合にはなるたけふやしていただかないようにして、甲という減らしたいという方だけ減らしていただくという方式をとって、それで七割ちよつとでございしますが、減反を一年間やったということでございます。そこで、その際に、そういうおやめになる甲という方に、一反当たり幾らという補助金というふうなもの、私どものほうでは支出しております。

○戸田菊雄君 そうすると、今後の考え方としては、国内産でおおむねまかなっていくというのか。もちろん、いままでも、不足分はどうしても

必要なものは外国から輸入するということになっているわけですが、そういういわば依存率と申しますか、葉たばこの依存率というものは一体どちらにウエイトを置いて進めていくのか。あるいはまた、外国輸入ということになれば、主としてどういうところからそういう輸入原料というものを買い入れていくのか。その辺の見解はどうですか。

○説明員(牧野誠一君) いまのところ、国内の葉たばこが全体の八割四分ぐらい使われておりまして、外国から入れた葉たばこは一割五、六分ぐらいの見当というところに最近ではなっておりますが、これがどうも若干ずつ上がっていくような、少しずつですけれどもそういうような情勢にあることは否定できないと思います。それで、その際に、たばこの需要の変化に応じて葉たばこの組み方を変えますものから、そうしますと、軽くてニコチンとタールの含有量も少ないというふうなたばこというものが好まれてまいりますと、そちらに移っていくということになります。それから、もうひとつ、その際、先ほど申し上げましたたばこ種、パーレー種というの、わりあい使いやすいわけでございます。日本の黄色種というの、かなりニコチンも高く、こつてりしてございまして、国民の嗜好といえますか、あるいは健康への配慮から、あるいは、これを吸いたいあれを吸いたいという感からいいますと、若干ずれてまいりますので、これが余っております。これが葉組みの中にいって行くのがだんだん減ってくる。それで、在来種、パーレー種のほうはだんだんに足りなくなってくる。そうしますと、外国から若干ずつ軽いさらつとした葉たばこを買い付けるといふ方向、これが少しづつふえていくと、ぐあいが悪いということにならうかと思ひます。

そこで、いまのところは、軽くてさらつとしたたばこといえますと、タイの葉たばこ、あるいはインドの葉たばこ、そういうふうなものをかなり買っておりますけれども、これもそこだけではだめなので、あるいはオリエント葉と申しましてトル

コ、ギリシアの辺でできるような葉たばこの中の軽いものと、そのほかいろいろな国——いま調べておりますけれども、考えられる世界じゅうの国から少しづつ買っていくという方向へ行くことにならうかと思ひます。

○戸田菊雄君 まあ買っていくことはわかるんですけど、結果的にどういうことになるのか。あくまでも国内依存率は六割の線を下げないとか、いわば長期計画で十カ年でおおむねこういう大計画をやるというんでなければ、そういう中において、どの程度まで外国からの輸入依存率というものを考えていくのか、あくまでも国内生産でもっていくのか、そのウエイトの置き方ですね、その辺をすりひとつ教えていただきたい。

○説明員(牧野誠一君) これはなかなかむずかしい問題でございまして、私も、数字的にどういふふうにするというところまで、長期計画あるいは中期計画をやる際にその数字的な作業が、実は、いろいろな案があるというだけで、これにしようというところまでいってございせんのですが、しかし、私どものほうとしては、黄色種というたばこ、これは現に過剰在庫でございますし、若干ずつ減反していった程度では三年分以上余っているというのがなかなか解消しないということ、この計画で数年間先を見通す程度のことではこれはなるたけ使っていくかなくなっちゃうというところ、まあいま申しましたけれども、一五、六割外国の葉たばこを入れていくと、それが若干はふえるだろうけれども、そればらばらにはふえないで、日本の葉たばこが主になるだろうと考えていたのですが、その後、昨年の夏からですが、アメリカでたばこの喫煙と健康の関係で制度を愛えようというふうな議論がかなり強く出ましまして、それからまた、チクロ騒ぎだとかその他いろいろな食品の人体に対する影響というふうな議論がたかさん出ましまして、たばこもよく吸うといかぬのじゃないかと、軽いほうへいったほうがいいんじゃないかという議論がかなり強かつたように思ひます。その結果、私どものほうの売れ行き

もえらく変わってまいりまして、それでいろいろ皆さんに御迷惑をかけておるわけですが、「セブンスター」という比較的軽いもの、あるいは少しづつふやしたのじゃとても間に合ふぬというふうなことになる。それから「ルナ」というたばこ、あれは売れ行きが少しづつ減っておりますが、これは去年の十一月の末からばつとふくれ上がっている。それから「エコー」というたばこ、これは二十本で五十円ですが、黄色い箱に入ったちよつと小さなたばこ、これも売れ行きが減りかけていたのが、ニコチン、タールが少ないということかと思ひますが、ぐつとふえてきたというふうなことで、私どもも応接にいとまがないようなわけで、いずれにしろ、方向としては、世界的にそうなんですけれども、軽いたばこというほうへ行くだらう。それについて、どの程度の数量的な原料手当てのめどを立てたいのかというの、これは方向としてはそういう方向だろうということをやっておりますが、いろいろ計算いたしますと、時々刻々に数字が変わってくるというふうなことで、いま計数的にこうなっているというふうなところを申し上げるところまで実はいっておらないわけでありまして。

○戸田菊雄君 ですから、私の聞いているのは、基本計画でおおむね十カ年で実行していくという基本的な計画があるわけですが、一つは、もう一つは、第一次中期計画というものが出来て、そのことによっておおむね前途五カ年ぐらいでやる。先ほど質問しましたように、そういう大計画を実行していくには、一つには何と云っても販売の長期見通しというものが土台になっていくだろう。もう一つは、やはり原料調達、こういうものについてどういう態度でやっていくのか、この辺の基本的な態度が策定されない限り、今後のやろうとするところが計画どおり進まないんじゃないか、こういうふうな考えますから、あらかじめ、五年先にはどうなりまして、十年先にはどうなりましてという原料調達の計画というものがなければいけないんだ、こういうふうに考えるわけです。いま聞く

と、どうもその辺があやふやです。外国から輸入していかねばならない、若干の増の傾向にはなるだろう、あるいは、現在タイ国やインドから主として輸入している、こういうことなんですけれども、そういうものは明確に基本計画の中で、原料調達はどういふ、国内依存度はどういふ、したがって、葉たばこの耕作は減反態勢でいつてもこうなりますよというにならないければ、今後農村が専売公社に協力しようといったって、協力のしようがないと思う。その辺の長期見通しはないのかあるのか、どうなんですか。

○説明員(牧野誠一君) これは、私も諸問機関として耕作審議会というものがございまして、そちらへ面談を諸問し、あるいは価格を諸問するわけでございますが、そちらへはある程度長期の見通しというふうなお話を申し上げて、減反というふうな案をその審議会ではお出しただいたようになつておるのですが、しかし、先ほど申し上げましたように、あまりにも、需要の変動といふものですから、どの程度国内での程度外国でというふうな見通しというものはなかなか立てにくい。それで、たばこの売れ行きなんか、品物別の売れ行き比率が毎月ぐいぐいと動いておりますので、非常に立てにくい。ただ、国内の葉たばこというものは、できるだけ合理化して、できるだけ人間の手間を省いて、それで何とか使っていくという方向で、現在の八割三、四分という比率をもう少し下がることのないように、その辺をめぐらしていきたいというのを考えているわけでございます。また、ここに先生の御質問の趣旨に合わないような話で恐縮なんですけれども、需要量の変動が非常にぐいぐいと動きますので、こういう数字でびたりと計算ができますと言つても、それはうそになるということになると思つてます。

○戸田菊雄君 いまちょっと時間がありませんから、あとでまた詳しく聞いていきますが、ただ、需要部面は明確になつて、供給態勢がとれないというところは、片ちんばになつていふと思つてます。

それはあとでけつこうです。

○成瀬幡治君 田中寿美子さんが希望でございしますが、分科会の関係がありましてまだこちらへお見えになりませんから、その時間をお借りしまして少しお尋ねしておきたいと思つてます。

総裁、このごろ、たばこをテレビ等で広告しているのを拝見しておりますが、幾らぐらいお使いになつていますか。

○説明員(北島武雄君) 専売公社の宣伝経費は、全体合わせまして約二億円でございまして、もつとも、テレビ、ラジオ等につきましては、昨年の十一月に自粛措置を講ずることとしたしまして、今後、テレビ、ラジオの使用につきましては、新製品の紹介、あるいは未成年者の喫煙防止、あるいは防火運動に対する協力、こういったものだけに限ろう、こういうことにいたしております。本年度は、テレビに対する宣伝費はきわめて少なくなつて、こう考えております。

○成瀬幡治君 四十五年度が二億ですか。

○説明員(北島武雄君) 昨年度と大体同額で二億円でございます。

○成瀬幡治君 漸次少なくなるということ、今後新製品を開発せぬという意味で少なくなるといふことですか。

○説明員(北島武雄君) テレビ、ラジオの使用はできるだけしたいま申しましたような趣旨に限ろうというところで、従来のように消費を大いにおおるというふうな使用方はいたさないつもりでございます。いきおい、テレビ、ラジオのほうは金額的に減つてまいらるであらうかと思つてます。新製品の紹介にあたりましては、これはやはりテレビ、ラジオを通じて消費者にお知らせする必要があると思つてます。四十五年度におきましても、さらに秋ごろにはきわめてニコチン、タールの少ない製品を発売する予定でございまして、その際はまたテレビ、ラジオの使用もいたさなければならぬ、こう考えているわけでございます。

○成瀬幡治君 おことはじりをとらえるわけじゃないのですが、消費をおおるような宣伝はやらな

いということ、裏には、害でもあるであらうのをやめる、こういう意味ですか。新製品の紹介はやるけれども、あるいは青少年の喫煙はやらぬ、ほろがよいというふうなことはやりますよ、しかし、消費をおおるようなことはやりますよ、というところは、害があるという意味ですか、どういふ意味であらうかという意味ですか。

○説明員(北島武雄君) たとえば、かつて、「たばこは動くアクセサリ」とか、こういったようなモットーで専売公社が大いに宣伝したわけでございますが、こういったたぐいのものは私は消費をおおるような宣伝だと存じます。新製品の紹介は、これは消費をおおるといふ範疇には入らない。消費者に対してお知らせするのは、これは専売公社の当然なすべき仕事である、こう考えておりますので、その辺は違つて考えております。

○成瀬幡治君 だから、くだわるわけじゃないですが、消費をおおるような宣伝はやりませんよというところは、害があるということをお認めして話ですか、それとも、どういふことなんですか、そういうことはやらぬということ。

○説明員(北島武雄君) これは、もちろんたばこ事業は国の専売事業でございまして、公益的意味を多分に持つておるわけでございます。世間の批判が喫煙と健康というのに向つてきて、そして専売公社はたばこ売らんがためにやつておるんじゃないかということ、これは専売公社の正しい運営のしかたではないと存じておりますので、そういった世論に聞いて私どもの専売事業を運営したいと、こういう考え方のあらわれでございます。

○成瀬幡治君 あなたのほうの販売促進費と申しますが、こういう広告、宣伝その他ですね、販売がいくつあるかというの、いままで支出されておるものは、たとえば決算として出るのは四十三年ぐらいまで出ておると思つてますが、どのくらい計上しておりましたか。

○説明員(斎藤欣一君) 販売促進費と申します

と、たいへん定義がむずかしいと思つてますが、たとえば非常に狭義に解して、いま総裁からお答えいたしました販売の宣伝のための経費というところは、少なくともこのところ二億程度に相なつております。促進費と申しますと、私たちが販売をやつております者の人件費なり、あるいはたばこをたばこ屋さんに運んでまいります、そういったものを全部含めまして広義の意味の促進費といふことになるかと思つてますが、販売費全体で申しますと、ここに正確な資料はございせんが、全体の売り上げのおそらく一割にはならないのじゃないか、まあせいぜいその程度ではないか、これは人件費とか輸送費とか全部含めまして、ですから、販売促進費と申しますと、いかに販売を伸ばすために、伸ばすためにはたばこ屋さんに毎日毎日注文をとつて運んでいきましたことも広義の販売促進費かもしれませんが、普通の場合、販売促進費と申しますと、そういった宣伝をしたり広告をしたりというふうに私ども解しております。そのほかのことは、最小限度国民の方にたばこを供給するための方法だといふふうにお考えしておりますので、販売促進費といふことにお答えする限りにおきましては、さつき申し上げました促進費というものは宣伝費といふ名目のものと約二億程度組まれておりますという程度のことです。あと、たとえば小売店の方に集まつていただいていろいろ教育をしたりする、これはある意味では促進費とも申し上げられませんが、また、逆に申しますと、ある意味では国民に対するサービスをよくするといったようなものを使つておりますけれども、これを促進費と申しますかどうか、いまだにいたしまして、販売の経費全体、人件費、輸送費を含めまして、全体の売り上げの一分程度であらう、いま正確な数字を手元に持つておりませんが、そういうふうに考えております。

○成瀬幡治君

主として専売公社の合理化の問題がいろいろあるんじゃないかと思つてますが、そ

れに関連を置いて伺いますが、第一に承りたいのは、今後の労働力というものは一体どんなふうになつていくであろうやというふうに専売公社としては見ながら、しかも、時間交代制を取り入れられるとか、あるいは女子従業員というものをどういうふうに見るとか、いろいろな問題があると思ひますけれども、この長期計画は十年ということだと思ひますが、その間に労働力というものはどういう方向で行くであろうやというふうな計画と申しますか見通しを立てておみえになるのか、その辺のところを承りたい。

○説明員(牧野誠一君) たいだいま、専売公社は、大体四万三千人という職員で動いております。販売量がだんだん先ほど申し上げましたようにある程度ふえていくということ、それと、いろいろな工場の合理化とか、あるいは販売面も合理化したいというふうなことで、差し引きいろいろございすけれども、将来四、五年あとに若干ずつは減るんじゃないかと、こういうふうなことで、総体の数字としては、自然退職の方が毎年千何百人かあります。その範囲内で総体としてはまかなえる程度の人員の減ではなからうかという、まことにばく然たるお話を恐縮なうございすけれども、そうべらばうな減ということではなく、全体としてはそんなことでいくのじやなからうかというふうに考えております。

○成瀬幡治君 これは、二交代とか三交代制を取り入れるというつもりですか。

○説明員(牧野誠一君) 二交代なども取り入れまして、それでいろいろな高効率の機械、そういうようなものも労働組合のほうに現在提案中でございすけれども、たばこの巻き上げ機をいまMMCという機械が二千回転のやつを二千五百回転にするとか、あるいは、たばこを刻む原料の段階をいま使つております刻機と申しますそれより四倍ぐらいの効率のある機械を入れるとか、それで需要量の増に応じて生産量をふやしていく、それで高効率化していくということを入り両方ございすわけですが入れまして、大体そんな程度の

人員の若干の減少ということじやなからうかという非常に大ざっぱな見当をつけております。

○成瀬幡治君 二交代制ということは、これは何時から何時まででしょうか、案は。

○説明員(牧野誠一君) 午前七時に第一回の方が出まして、それで第二回の方が十時に終わるということで、いま労働組合の意見を聞く——少し大ざっぱ過ぎまして恐縮でございますが、六つの工場について合理化の提案をしております。北のほうに三つ、寒い地域の工場がございまして、金沢、盛岡、函館でございます。これは、春から夏秋へかけまして、それから寒いころの短いころと、違えて提案をいたしております。四月から十一月までは、早番は六時出、それからおそ番の方の帰るのが二十一時五十分——九時五十分でございます。それから十二月から三月まで、これは日が短うございすので、早番の方は七時に出る、それでおその方は二十一時二十分に終わるといふ提案になっております。それからその他の、これは暖かいほうにあります工場ですが、その他の工場につきましては、年固を通じまして——先ほどちょっと間違えておりましたので訂正いたしますが、六時半に早番が出る、それでおそ番の方は二十一時五十分まで勤務という形にして提案をしております。

○成瀬幡治君 これは四万三千人の中の男女の内訳なりあるいは年齢の構成で見なければいろいろな批判はできないと思うのですが、一体、男女の比率はどのくらいですか。

○説明員(牧野誠一君) この六工場についてみますと、たばこの製造工場の製造所というところで働いている方だけの数字でございすますが、女子が六三%、男子は三七%、約そのようになつております。

○成瀬幡治君 年齢でいって……

○説明員(牧野誠一君) 年齢は、その六三%を占めます女の人の平均年齢が三十五歳前後というところとでございす。

○成瀬幡治君 この中で一番多い年齢層は何歳ぐらいですか。

○説明員(牧野誠一君) やはり平均の前後が一番多いと存じます。

○成瀬幡治君 そうすると、これは何歳から何歳までですか。最低は何歳、最高は何歳ですか。

○説明員(牧野誠一君) どうも、びつたり正確でないかもしれないので恐縮なんです、若い人が十八歳で、一番上が五十五歳ぐらいじやなからうかと思ひます。

○成瀬幡治君 十八歳というのは、一つの採用されるあなたのほうの基準年齢で、それから五十五歳というのは、定年制ではないかもしれぬけれども、定年制というものはあるのかないのかわかりませんが、そういう意味の五十五歳ですか。

○説明員(牧野誠一君) 大体十八で高校を出て入ってくるというところで、下のほうは先生のおつしやるとおりだと存じます。上のほうは、定年といひますものはございせんが、大体五十八になると一般に退職するといふような形でいま運営されておりますが、女の方の場合はもうちょっと早くおやめになる方が多いということで、五十五歳までということでございます。

○説明員(牧野誠一君) これは、五十八になるまではそういうふうなことは私どものほうはございせん。

○成瀬幡治君 そうすると、五十八になるまではおやめなさいといふことは言わない、しかし、自然におやめになつておいきになるから大体五十五歳までですということですか。

それからこれは勤務されてどういふことになるのかよくわかりませんが、一体、五十五ぐらいでおやめになった場合、退職金はどのくらいですか、一人当たり。たとえば、つい最近やめられた方の例ではどういふようなデータはございせんか。

○説明員(牧野誠一君) どうもちょっといま手元に正確な数字がございせんが、調べてお出し

たいと思ひます。

○成瀬幡治君 それじや、算定方式を教えていた

だきたい。そうすれば、すぐ計算できますね。ど

うやって退職金を算定するか、方式をひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) 不正確なことを申し上げると恐縮と存じますから、いまそういうようなことを取り寄せたいと思ひます。これは、大体、勤続年数に給与月額、これと対応してきまるわけでございますが、一年ふえますごとにおおむね一月分ふえるというふうなことで、それからまた、ある程度高齢退職をやめまして、何割かはそれにや加算されるというふうな方式になつておるのですが、これもまことに恐縮なんです、いま手元へ取り寄せますので、ちょっとお待ち願ひたいと思ひます。

○成瀬幡治君 田中寿美子さんが見えになつてこまかいことはおやりにと思ひますから、私

はあまりそこまで立ち入らうとは思ひませんので、あとでもつて資料をお出しただくとして、比率が大体男三七、女六三と、こういう比率のうちに承りましたが、これは今後五年ないし十年の長期計画の中でいへば、男女の比率はほとんどこのういふ比率が続くものと、こういうふうに見ておみえになりますか。

○説明員(牧野誠一君) この比率は、はつきり計算がされていふことではありませんが、若干は女子が減るのじやなからうかと思ひます。それは、なかなかむずかしい機械がだんだん入つてまいります。女の方では取つつきにくい、その機械にですね、そういう面が若干ずつふえてくるのではなからうか。そういう関係で、少し女子の率が減るのじやなからうかというふうには思つております。まだ、いまのところ、この程度というふうな数字ははじいておりません。

○成瀬幡治君 技術がむずかしくなつてきて女子が若干減るだろうと。そうしますと、いま、新しい機械等が入つて、技術勉強と申しますか、仕事を覚えるための講習会というのか、何かそういうよ

うな教育をやっておいでになるのでしょうか。それは、男女同じようにやっておりますか、希望者でやっておりますか。どんなかつこうでそういうことはやっておみえになりますか。

○説明員(黒田実君) 現在、いろいろな段階にのりまして訓練する場所が違っておりますけれども、現場の第一線の作業員の方は、大体工場におきまして訓練をしております。これはその工場で行うこともございますし、それから設備の整いました他工場で行うこともございますが、その上の段階の場合には機械製作所とか特定の設備を持った研修の可能な場所で行っております。その際、必要な技術につきましては、男女を問わずやっております。

○成瀬幡治君 男女を問わずやるということは、希望者でやりになるのか、あるいは、あなた出なさうというてやられるのですか、どういふ人たちが訓練を受けるのですか。

○説明員(黒田実君) やはり一応、それぞれの職場の配置がございまして、その職務上必要な人につきましては指示して研修をさせるわけでございします。

○成瀬幡治君 女子が減っていくということ、訓練を受けるのは男女を問わずやるということとは、ちよつと意味が違ひのですね。ですから、結果がそうなるであらう、こういうことになるのか、どういふことで女子は減っていくのか。いまお聞きしております、片方は、訓練は男女を問わず同じにやっていると、こうおっしゃる。どういふことなんでしょうか。

○説明員(牧野誠一君) ただいま、たとへばいま入っております機械でたばこを巻く機械なんか、高速機という非常に早いやつでございまして、これにつきましては概して男が多い。それで女の人、これについてはお聞きするものもございすけれども、工場によりまして比較的少ないということに現になっておりますが、そういうような機械がまた回転数がスピードが上がってくるというよりなことになるかと、私最近見ております

と、若干そういう現象かなと、男のほうが少しずつふえきかなあというふうに思ひますので申し上げましたので、やはり、むずかしい機械、高速化した機械という、どうしても男の人のほうに研修を受けさせ、その機械が動き出すときは男の人がつく、まあ女の人でやる場合もあるけれども、そういうような傾向のあるという場面が最近も少し出ております。これから高速化しますと、おそらく若干はそういう場面が出るのじゃないかと、おそろくございまして、別にこれは女でなきやいかぬ、これは男でなきやいかぬということではじいた上でどうということではございしません。私の感服を申し上げましたわけでございします。

○成瀬幡治君 高速のほうは女子の人はやめさせておられますか、訓練は。

○説明員(黒田実君) 現在、高速巻き上げ機が全体の二割程度入っておりますが、これにつきましては主として男子が運転いたしておりますが、一部は女子も運転に從事いたしております。

○成瀬幡治君 私は、今後女子が職場にあらゆる意味で進出してくるし、また、進出してくるのが労働事情からいって、いまの大勢の要望であらうと思ひます。そこで、諸外国の人たちと比較して、男なり女なりの問題でいろいろな問題があると思ひます。ほんとうに男子でなければ耐えられないという高速機という特別なものを除いて、世上一般の高速関係、たとえば機械産業でいいますと、旋盤なりあるいはフライス盤にいく人、あるいはターレット、力の要するものは別として、そうでないちよつと目盛りで合やすようなもの、そういうものはそうでないと思ひますけれども、力が要するということですか。高速ということが、実は、私も、この巻き取り機とか、その巻き取りの高速機というものを注意して見ておりませんからよくわかりませんが、それは非常に肉体的に力が必要なものなんでしょうか、どうなんですか。

○説明員(黒田実君) 別に力が要するといふもので

はございせん。現在たばこの製造工場で女子作業員を主として配置している職場が、いまの巻き上げ作業と、それから巻き上げられたシガレットを小さい小箱に詰めますという包装作業、これが主要な職場でございまして、そのほか原料の葉組みと申しますか、たばこの葉っぱを配合する、こういう作業もいるわけでございします。ただいまの御質問の巻き上げの作業でございまして、これは別に機械が高速機になったからといって力が要するといふものではございせん。ただ、非常に複雑な精巧な機械でございまして、かなり微妙な機械の調整を要する、故障しましてストップしました場合なるべく早い時間にてこれをまた動かすといふような技術を要しますので、そういう点におきまして従来から熟練しておいた男子作業員のほうが使ひやすかつた、こういうことでございまして、女子の作業員の人も、それだけの経験と訓練を積みますれば、できないといふものではないと思ひます。

○成瀬幡治君 紡織ですね、繊維関係ですね、あの機械といふのは相当機械化されて、昔のころを思ふと比較にならないわけですね。そして、しかも、女子の人たちが、過重労働だと思ひますけれども、いまは何合か機械を引き受けてローラースケートをはいて動いておるわけですね。こんなことも考えられますが、あれこれ見ましてそういう神経をすり減らすようなことをやる。それからあなたがたおっしゃる技術の習得といふのですか、勉強といふのですか、そういうことが必要だといふことは私もわかりませんが、さて、男女で肉体的にはそんなに差はないものですか。この仕事に關しては、巻き取り機では、そういうふうには解していいですか。男でも女でも違いはない、これである、こういうことだと、そのようにも黒田さんの話を聞くと聞こえるわけですが、そう理解していいですか。

○説明員(黒田実君) 一言で申しますと、機械が順調に動いておりますと、自動的になんとも製品が出てくるわけでございますから、監視的な業務

になるわけですね。それをチェックしているといふことになるわけでございます。それがやはりときどき調子が悪い場合に調整をするといふことを始終気をつけておらなければならぬ、こういうことでございまして、別に肉体的に、非常に肉体を使ひ、そういう種類のことでございせん。

○成瀬幡治君 先ほど、就業時間の交代で、おそ番の人たちの帰る時間が二十一時五十分なりあるいは二十時二十分というふうな話でございしました。専売の人たちは、従業員の住宅はなるべく近くに置くために、住宅に対して何か特別なことを考へておいでになりますか。

○説明員(牧野誠一君) 専売公社では、これは明治三十何年か大蔵省専売局として発足して以来あまり変わらないうえですが、住宅に対する方法としては、なるべく近所の方にその工場へ来ていただくといふことで、一般には寮だとかあるいはそのための宿舎だとかいうようなものはなすだけつくっておらないといふことでやっております。ただ、転勤の多い人たちにつきましては、ある程度近所に宿舎をつくつて、あるいは寮をつくつて、そこへ入つてもらふといふようなやり方

にいたしております。

○成瀬幡治君 そうすると、いままでは、こういう二交代制がなかつたときには、晩の六時なら六時、あるいは残業等があつて七時ごろにお歸りになったのを、二十一時五十分にお歸りになる、あるいは二十一時二十分にお歸りになる。住宅政策はなくて、方針はただ近所の人に来てもらつておるといふのも一つの政策かもしれませんけれども、ただ、そういう意味で退職を余儀なくされたり人々は考へておみえになりませんか。これは勤務条件の大きな変更になりますね。そういうことによつてやめていかなければならぬといふ人に対しては、何らかお考へは、いや、そうじゃない、近所の人に来てもらつてという専売公社ができた当初からの方針がそつとなつておるから何も考へておらぬ、こういうことなんでしょうか。

○説明員(牧野誠一君) その点につきましては、ただいま、労働組合に提案をして、いろいろな話し合いを進めているわけでございます。いろいろ考えられるわけですが、通勤のための足の便利など、何かに考えられるとか、あるいは場合によっては宿舎のようなものも考えられるかというふうな、そういういろいろな考えられるものがあると思いますが、目下、具体的にこの工場ではどういうふうにしたらいいだろうかという具体案を詰めておきたいと思っています。

○成瀬權治君 そうすると、今後の二交代制を採用するということと通勤なり住宅問題を含めて、いままでなかったことなんだから、含めて検討をしよう、今後詰めていこうとおると。交代制だけ詰めてしまつて、宿舎のことは切り離してあとで詰めるというふうなことはいいです。これは、総合的な、相関的な関係にあるわけですから。鶏と卵でいへばどちらが先かということで、そういうふうな理解をしたいと思います。

○説明員(牧野誠一君) これは、総合的な詰め方ではない、話は詰まらないと思います。これだけは別だ、それであつたら話をしようということでは、私は労働組合との間は詰まらないと思うのでございませう。総合的でない詰まらないと思ひます。

○成瀬權治君 そうすると、二交代の採用とどういふふうに話が煮え詰まるかわかりませんが、少なくとも、少なくとも、そのときには、宿舎の問題もある程度目算がついて解決したときだと、こういうふうな了承をしようと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) いまお話をいたしました問題は、その他の通勤の問題だとか、あるいは少しおそくなる人のためにちよつと寝る場所をつくるかとか、いろいろな問題を含めまして詰めるということになるかと存じます。

○説明員(北島武雄君) ちよつと、専売公社の住宅対策につきまして牧野理事が申されたことが、多少聞いているお方の誤解を招いた点もあるように存じます。牧野理事も明治の三十何年から住宅

対策が変わらないのだということを申しました、それはたばこ製造工場における製造職の方々の話でございまして、できるだけたばこ工場では近所の方を採用していく方針だったということをお申し述べたにすぎないのでございませう。全体としての住宅対策を考えますと、私は、専売公社はむしろ住宅対策としては進んでおると。実際に工場のいま申し上げました製造職の方々以外に転勤を必要とする方々の住宅対策は、私は非常に進んだほうではないか、こういうふうな考えを申しているわけではございまして、その点ひとつ誤解のないようをお願いしたいと思います。

○成瀬權治君 それでは、総裁、いまのお答えに對してもう少し具体的に承りたいのですが、普通、住宅をやるときは予算編成の問題ですが、いま、益金が相当多いから納めなければならぬ、予算に取られてしまふ、そこで、やり繰りしながら住宅に独自に、独自に言つてはおかしいけれども、各省とのバランス等があつたりいろいろの問題があると思ひますけれども、それにしましてもある程度ゆとりをもつて住宅政策を積極的に進めておみえになるというふうな承つてよろしうございませうか。

○説明員(斎藤欣一君) ほかのたとへば一般官庁でございましてかあるいは国有鉄道とか電電公社とか、そういうところと比較した材料を別に持つていくわけではございませうが、公社の場合、転勤を要する職員につきましては、そういう人たちの住宅なりを、公社がめんどうをみて住宅を公社自身で持つておりませんでして、公社が自分で借り上げてそういう人たちに住んでいただくといったような手当てというものは、ほかの一般官庁なりに比べますと、たいへん手厚いことになつていくというふうに私は考えております。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○委員長(栗原祐幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、横川正市君が委員を辞任されて、その補欠として田中寿美子君が選任されました。

○田中寿美子君 専売の総裁、おいでだと思ひます。私、いま予算委員会の分科会の方で労働大臣に質疑をしておつたのですが、きょうは、専売公社の合理化計画で、その中の第一次中期計画として提案されておりますもの、その計画についてお尋ねするわけなんですけれども、その前提として、一般的に、労働大臣に、婦人労働というものは、いまはどのように大事なものであるか、今日の日本の経済の中で女子労働者の寄与していることは、結構して子供を持つたら働けなかつたのであるけれども、いまやみんな—みんなとは言ひませんが、結婚して働く人がふえております。これは、国の経済のほうからも必要だし、また、家計のほうからも必要だし、また、働く婦人自身が働く権利がある、こういうことから言えると思ひますので、そういうことについての質疑の中で、労働大臣も、女子労働者というものは家庭の責任があるから十分に保護をしなければいけないという意見を述べられました。

そこで、専売公社は公共企業体である。しかし、衆議院の大蔵委員会、広瀬議員に対して、大蔵大臣が、財政専売なんだ、だからはっきり言へば国家財政のために収益をあげなければいけないのだから、企業の利潤追求を第一にすべきだという意味のお答えをしていられるわけですね。労働大臣は、公共性のある企業である、だから利潤追求だけを目的にしてはいけないと思ひます。これは労働者の立場から言われたと思ひます。これは、総裁は、その点を、公社の公共企業体であるということについてどういふ根本的なお考えを持っていられようか、お聞かせいたしたいと思います。

○説明員(北島武雄君) 私は、大蔵大臣が衆議院

で答えになりましたように、たばこの専売事業というのはこれは財政専売であるということだと考えております。ただし、それにつきましては、財政専売であるにせよ、やり方については公的にも考えなければならぬのじゃないかというふうな私自身は考えているわけでございます。趣旨は、財政専売であるということは間違いない。

○田中寿美子君 財政専売であることは間違いないけれども、しかし、公共性というものは、NHKテレビで、専売公社の売り上げはものすごい、最高だ、二千億本をこえたというところで宣伝がされておりましたね。これは主として国内の国民大衆が吸っているわけですね。それによつて利益をあげていっているわけですね。ですから、そういうことを考えますと、なんでもかんでもものを買わせたらいというのじゃない、特にたばこというものの性格から申しまして、ですから、公共性ということについては十分注意を払わなければならぬんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○説明員(北島武雄君) 公共性の内容でございませうが、公共企業体であります以上、やはり公共性というものを頭にに入れて運営する必要があるかと、こういうふうな私自身考えております。

○田中寿美子君 ということを、もう少し具体的に言へば、どういふことですか。

○説明員(北島武雄君) たとへば、もし営利を追求するだけでございしたならば、たばこは大きい売らんかなという宣伝もどしどししたいたしませう。しかし、私は、公共的に考えて、こつぱつたことは目下のことろ差し控えたほうがいいんじゃないだろうかという感じを運営いたしております。これがやっぱり公共性の配慮の一つだと存じます。

でございますが、これが私どもの長年の経験からいたしまして、私もスモーカーでございます。やはり、たばこは、たくさん多年吸いますと、健康にはあまりいい影響はもたらさないという感じは持っております。ただし、もちろん喫煙者にも三分の理と申しますか、喫煙者といたしましては、たばこがなければ思考がまとまらない。また、たばこを吸うことによってストレスの解消ができる、こりといった面も言われるわけでございまして、これは、逆の面からいへば、ストレス解消は健康に有益だ、こういうことも言えるかと思ひます。(笑聲)

○田中寿美子君 そんなことを言いたいへんですよ。アメリカなんかは、たばこを吸うことは健康に有害であり得るというふうなことを書いておられます。そういう意味からいって、専売公社がスローガンにしている「うまくて安い」たばこというのを、私は、「健康的で安い」たばこというふうにすべきだと思ひますが、いかがですか。

○説明員(北島武雄君) 私も全く同感でございます。長期計画には大きな見出しで「安くてもいい」たばこ」ということが書いてございまして、中身を見ますと、もちろん健康を気づかして吸っている方々も考えて、低ニコチン低タールたばこをつくらうということになっておりまして、大きな見出しは安くてもよくて消費者が安心して吸えるたばこ、こりいふに考えているわけでございます。やばい、気にしながらたばこを吸っておったんではからだに毒だ、消費者が安心して吸えるよりなたばこを出していく使命がある、こりいふに考えておるわけでございます。

○田中寿美子君 消費者が安心して吸えるたばこというのは、どういふたばこですか。

○説明員(北島武雄君) これは、まだ、決定的な理論はないわけでございます。ニコチン、タールの少ないということは健康にとっていいのではないかというのが医学者の通論のようでございまして、これにもまたいろいろ議論があるようでござ

います。やはり、軽いたばこが強いたばこに比べて健康には有害度が少ない、長年吸っておつてこりいふに考えておられると思ひます。

○田中寿美子君 その辺は、研究所も持つていらっしゃることで、大学なんかにも相当研究費なんかも出してらっしゃるわけでしょう、年間、もつと研究してもいいはずだと思ひのですね。ニコチンが発ガン性があることはないんだ、タールのためでもない、あれは紙が燃えるときに発生するもの、それが悪いんだというふうな意見もあるわけですね。それで、ほとんどフィルターをつけてニコチンとタールをこして、そうして健康にいいかのようにちよつと思わせている感じがするのです。その辺は、ほんとうに健康のためになるようなたばこは、たばこになるようなたばこ、積極的な意味はないかもしれないんですが、健康を害さないようなたばこというものについて、ほんとうに研究ということをしていただろうか。年間どのくらいの研究費を使つていらつしやるのですか。

○説明員(牧野誠一君) ただいま、私どものほうで、外部のお医者さんその他その方面の専門家の方たちに委託しておりますための経費は、四十四年度で二千二百万円でございます。それから四十五年の予算ではふえまして三千万円になっております。これは外側の先生方に委託する費用でございますが、それ以外に、私どもの病院でもいろいろ勉強しておりますが、これは病院のお医者さんがやつておりますので、幾らというふうなことは言にくいと思ひますけれども、外部のはそんなふうなことになると思ひます。

○田中寿美子君 肺ガンのことは非常に心配されているので、財政専売であるから利益をあげさせなければいいということではもちろんないはずで、民営の企業の場合だつて、たばこの健康に及ぼす害ということは各国で研究されていると思ひますので、この点をもつと本気にやらなければ

いけない。そこが、何となくフィルターのたばこが非常にやつて、もうほとんど八〇%フィルターになつていふという報告がされておりますね。フィルターをつけて、ニコチンを少なくして、タールを少なくして、そうして別の値段の高い銘柄の、ちよつとデザインのいいのを出して、そこへ一般の嗜好を引つぱつていく、これは企業の経営上の一つの政策かもしれないのですけれども、こりいふに感じがするんですね。それはいかがですか。

○説明員(斎藤欣一君) 私、長い間販売のほうやつておりましたので、お答え申し上げたいと思ひますが、確かに、公社という企業の政策といたしまして、先ほどからお話ございましたように、財政に寄与するという目的もあるわけなんです。したがしまして、できるだけ先生方から御指摘のございましたような方向というものを考えながら仕事をしたいという面は、決してないとは思ひます。ただ、そのために、たとえ所得の関係あるいは嗜好の関係で安いたばこか吸えないという消費者の方もおいでになると思ひます。そういうたばこをやめてしまふ、あるいは切らしてしまふ、そうして無理やりに高いものを吸つていただく、強制的に高いものを消費者に吸わせる、そういう政策はとっておりません。ただ、実際問題といたしまして、お客さんの所得がだんだん上がつてまいりました、それに付随して高いものにだんだん消費が移つてきていふことは現実として申し上げられると思ひます。

○田中寿美子君 一昨年たばこの値上げが問題になりましたときに、この委員会でもだいぶん私も議論したわけですが、あのときも、銘柄を変えて高いたばこを幾つもつくつていくということが結局収入をあげることになつていくというふうな政策をとつていられたと思ひます。そこで、単価の高いたばこをつくる。で、みんなの一般の喫煙者の嗜好をそちらのほうに誘導していくというふうな政策がとられていふ。ほとんどが

みんな高くなつていつていますけれども、この政策は、おたくの「国際化時代のたばこ事業」というPRの資料がございまして、これなんかで見ると、国際競争が非常にこれから激しくなつていく、その中で生き抜くためには外国品と同等のようなものをつくるべきか、いかなければいけないか。そういう観点からそちらの方向に持つていくのかどうかということなんです、いかがですか。

○説明員(斎藤欣一君) 実は、いま先生から御指摘がございました「国際化時代のたばこ事業」は、公社も国際的に競争できるようなたばこ事業にならなければいけないという問題が現在たいへん大事な問題としてとらえているわけでございまして、ただ、先ほどからお話がございまして高い銘柄にたばこの消費者の方々が嗜好を転移していつていふという状況は、これは、ずつと戦後見ておりますと、毎年毎年そういうことで、たばこの平均単価というものは上がつてまいつております。戦後、公社の場合、国民にどうやつてたばこを供給するか。非常に生産能力は足りません。そういう場合に、どうやつて十分なたばこを供給するかというところに重点を置いた。外国のたばこ産業と競争するなんというところは、比較的最近になってから問題が目に見えてまいつたというふうなことであると思ひます。したがしまして、戦後からこ二十年代、三十年代にかけましては、どうやつて国民の需要にこたえていくか。それからともと非常に銘柄の数も少のうございまして、品質的にも十分なものではなかつたわけでございますが、国民の所得あるいは消費水準というものが上がつてまいりましたのにつれて、どうやつてこりいふものにマッチしたようなたばこを供給していくかということが重点になつておつたわけでございますが、御指摘のとおり、現在では、それに加へまして、国際的に外国のマーケットに持つてまいりまして太刀打ちできるというものにするために、あるいは、逆に申し上げますと、外国からどんなたばこが入つてまいります場合に、消費者が、外国製品に劣らない、日本の専売公社の製品

が外国製品と十分に對抗できる品質のものであるというふうなものをつくっていくというふうな感じというものが最近ではたいへん強くなってきたという、そういうことでございます。

○田中寿美子君 この資料の中に、日本のたばこは専売で保護されてきている間に他国のたばこはきびしい競争の中で競争力をつけてきた、それで差ができてしまったというふうなことが書かれてあるわけですが、ところで、いま二百億本も吸うようになった。一体、それでは、将来幾ら吸わせようと思っていられるのか。つまり、専売益金を使っていくためにはどのくらいの需要を見越して、どのくらい生産していこうか、こういうことを考えていらっしゃるのでしょいか、これは計画があるわけでしょう。

○説明員(牧野誠一君) これは、長い将来と申しますと、ちよつとお答えいたしにくいのですが、ここ数年間は、おおむね百億本ぐらいずつ年にふえていくだろうというところで計画をいたしております。

○田中寿美子君 けさの発表でテレビで見えていますと、日本人が一日に五億本のたばこを吸っている。そうすると、一人一日平均十六本吸っているというわけですね。それで、国民にそれ以上もつと吸わせるというふうな方向に持っていくわけなんですか、これはどういふことですか。

○説明員(牧野誠一君) これは、吸わせるという方針ではございませんけれども、何と申しますか、売れますんでこれは切らさないようにいたしたいというところで、私も、いま申し上げましたように百億本ずつふえるというのには、それを吸わせちゃうんだというつもりではございませんで、その程度需要がふえるだろう、それに対して供給を切らさないようにやっていきたいということでございます。

○田中寿美子君 まあ、合理化をして、そしてコストをなげるだけ下げて、たくさんつくり出していく、こういう考え方は、これは公共性のない普通の民営の企業は、それをどんどん追求していく

ことが一番の目的だと思う。しかし、たばこは、公共企業体でもって、先ほど財政専売としての収入を得ることが一番だろうと、そう言われたけれども、これを吸うのは国民全体であつて、健康の問題もある。さらに、その中で働いている労働者が労働してつくり上げてきている。こういう面を特に公共企業体であれば重要視しなければならぬと思ふんですが、その点は、総裁、いかがですか。

○説明員(北島武雄君) 私は、専売公社に参りまして常に申しておることは、専売事業の上にあぐらをかいてはいけぬというところでございまして、御承知のとおり、たばこ事業は国の完全独占事業でございまして。私も昔公正取引委員会におりました、独占事業というものがえてしておちいりやすい弊害というものをよく知っているわけでありまして。参りましてから、専売事業の上にあぐらをかかないようにせよと言つておりました。参りましてから検討いたしますと、前々総裁時代から、決してあぐらをかいておつたわけではなくて、事業の今後の方針としては、やはり国際的に目ざして企業を合理化し、そうしてだんだん国際競争力をつけていこうという方向にまいつて

いるわけでございます。私も、その点について、まことにたいへんけっこうなことであると思ひまして、そういう方針については今後推進したいということを職員にも申しているわけでございます。現在でこそ、たばこは、専売事業で、外国品の輸入もすべて専売公社がそれを一手に制約して、数量も制限いたしておる。しかし、こういう完全な制限できるような状況は、やはり次第になくなっていくというふうな私どもは考えなければならぬ。独占の上にあぐらをかいておられますと、将来自由化された時、外国品にどんどん日本のたばこが圧倒されるようになっては困るわけでありまして。そういう点については、現在の国際的嗜好を考へて外国のたばこに負けないようなたばこをつくらせていくというふうな考え方と、さらに進んでは、外国にたばこを輸出してい

こうじゃないか、これを伸ばしていこうじゃないか、こういうことを呼びかけて職員の奮起を求めているわけでありまして。

○田中寿美子君 要するに、独占企業であぐらかいていたのは、たばこで働いている職員たちだつたということになりますか。そういう意味ではありませんが、しょうね。おたくの資料の中に、個人消費支出の中に占めるたばこの支出費用が、ちつとも上がつていない、ほかのものに比べて上がらないというところなんです。あ、論法でいいますと、たばこもほかのものを消費するようにいふと、たばこ計費の上で上がつていかなければならぬことになるんですね。こういう考え方は、ちよつとたばこというものを考えなきゃならぬですけれども、公共性のことをいまお聞きしたのですけれども、公共性の中に、だから公共企業体の中で働いているところの労働者というものは、ある意味では保護がよく与えられて、そういう意味のことをおっしゃつたのじゃないかと思ふのですが、そうですか。つまり、公共企業体の職員は、ほかの民営の企業よりは保護が多く与えられてきた、こういうことをおっしゃつたわけですか。

○説明員(北島武雄君) 私は、率直に申し上げまして、専売事業の労働条件というものは、決して民間に負けていないという感じがいたします。全体的に見まして、これはなにも専売事業の上にあぐらをかいていないというところではございませんけれども、決して労働者をないがしろにしてはいない、一般民間企業に負けないような厚生施設その他の労働条件であると考えているわけでございます。

○田中寿美子君 私もそれは認めます。ほかの民営の企業のうんとおくれたところがたくさんありますから。少なくとも、女子労働者が長い間専売の企業をささえてきております。しかし、過去には、戦前の保育所とか、あるいは生涯専売で働いておつた女の人が多かったわけですね、もともと。これは安い労働力が必要だったから雇つて

いったと思うんです。それに必要だから保育所を持っていたと思ひます。それで、戦後は、婦人自身も目ざめておりました、それから組合の交渉力も強くなつてきている。そうして、いろいろな厚生施設がずいぶんよくなつた。そういう意味で、私は、企業の中に保育所があるというものはいいことだと思ふし、それから結婚しても、子供を持つても働ける職場というものは非常に大事な職場であると思ひます。そして、婦人がだんだん専売の中では伸びてきたわけですね、平均年齢も勤続も。これは、ほかの産業全体に比べたら、おたくの働く婦人というのは、平均年齢が三十四歳、相当高いですね。それから勤続が十四年です。しかも、その中で結婚者が七〇%という高い比率を占めております。結婚しても勤められる職場、これは専売が公共企業体であるということである意味ではよかつた面じゃないかと、こういうふう

に思ふわけですが、ところが、今度の合理化計画の中で、二交代制勤務を導入するということが一番中心的な計画になつております。この問題なんです、先ほど労働大臣の意見をお聞きしました。いま、家庭の責任を持つて働く婦人の労働者というのが非常に多いし、また、それが必要になつてきている時代なんです。こういう時代に、それからまた、婦人も働く権利がある、その権利が守られなければならないという時代になつてきているわけなんです。この際専売公社に二交代勤務制度を入れ込むというところは、はたしていままで働いてきた一万五千人の女子労働者が働き続けられるかどうかという非常なきわどい危機に來ている、こう思ふんですが、この点を総裁はどうお思ひになりますか、大丈夫だと思ひになりますか。

○説明員(北島武雄君) 二交代制を導入いたします理由につきましては、先刻御承知のとおりと存ずるのでありますけれども、一応申し述べますと、今後、工場を近代化し合理化するために、巨大な設備投資を必要とするわけでございます。これに對しましては、何としても投資効率を高めた

ければなりません。専売事業の投資と申しまして、結局は国民からまかない得たものでございす。その国民からまかない得たものに対して投資効率を高めることは、私どもの責任であらうかと存じます。ことに、最近のように技術革新がどんどん進んでいる時期でございすので、できるだけ横切も促進しておかないとぐあいが悪いというのが二交代制導入の動機でございす。御承知でございす。すでに専売にも一部分二交代制のところがあるわけですが、もちろん今回の女子職員の多い製造工場についての二交代制とは趣が違ふといふことは申せるかと存じますが、全体から申しまして言つたような二交代制の必要を考えますと、どうしてもこの二交代制だけではやつかない感じがするわけでございす。これについては、女子の方々に對しては私はいへん心苦しいのでございす。心苦しいのはございすけれども、何とかこの事情を了解していただきたいといふことを考えているわけでございす。もちろん、この二交代制勤務に伴ひまして、交代手当など平均一回について四百円の手当も支給するつもりでございすし、あるいはまた、宿泊施設、仮眠施設もつくりますし、それから必要ならば通勤バスももちろん運行いたします。それから託児につきましても、必要とあるところについては、現在三歳までのお子さんしか預かっておりませんが、これは就学年齢まで延ばしましょうというよりなことなども考えて組合に提案いたしている次第でございまして、決して女子の方々をおおざりにするといふつもりはないわけでございす。

○田中壽美子君 この問題には、いろいろな側面があるわけですね。それで、いまおっしゃったように、財政的に収益をあげなければならぬと、財政専売であるとしてそれは国民のお金を預かってやるんだから国民に申しわけないといふおことばを使われた。しかし、また、働く人も国民なわけですね。そして、いま働く婦人というのは、あらゆる産業で働き始めて、そして男性と

同じように職業を全うすることができるような条件も皆々として築き上げてきた。長い間なかなかそうはならなかった。ようやく定着し始めて、そして専売公社のようなところがそれを可能にさせた非常に大きな貢献をしていると思ふんです。ところが、いま心苦しいとおっしゃったところに、はからずもいかにこの二交代制というのが女子労働者にとつて無理であるかということがおわかりになつていふと思ふんですね。朝六時三十分でしよ、夜は九時五十分まで、それで、今度の六つの工場を見ても、全部非常に既婚率が高いですね。合理化の提案されております函館の場合八〇%、盛岡九〇%、金沢九〇%、高松八〇%、徳島九〇%、白杵九〇%。品川と美平が六〇%ですが、これは地理的にいって東京ですから、いくら通勤もできるということもあるかも知れないと思ふんです。こんな高い比率でみんな既婚者であつて、そして平均年齢も三十三歳、中には四十といふところもあります。子供がいて二人か三人あつて、保育所にみんな預けているんですね、どの工場も。二十七、八人から五十人までも預けているところがあるわけですね。おたくは三歳までですから、そうすると、そういう子供を朝六時三十分の就業に間に合ひように連れてくるというところは、家を五時半ごろに出なければいけない。そんな残酷なことができるかどうか。それから夜九時五十分には帰る場合、帰りの十一時ごろになるでしよ。それで子供を連れて帰るといふよりなことができるかどうか。こういうことを考へてみますと、この二交代勤務の結果、女子労働者が働けなくなるということが目に見えているわけなんです。一万五千人の全専売の働く婦人はそのことを心配している。現におたくの提案されている品川の工場をシート工場にするといふこの計画では、最終的に九十人の男子だけになるわけですね。女は全部いなくなるわけですね、三百五十人ほどいる、四百六人ですか、そういうことがミックスされているわけですね。事実上、二交代制勤務を採用するといふことは、繊維の産業

なんかでも見るように、寄宿舎なんかに入れて、そして夜業までも深夜業になる手前までの時間を働く、そういうような独身の女子でなければいけないというふうなことになると思ふのですが、これはどういふふうにお思ひになつていらつしやるのですか、いまのままでみんなできるとお思ひになつていらつしやるのですか。

○説明員(北島武雄君) 家庭の事情がそれぞれありのことでございすから、すべての方がそういうことができるとは私は思つておりません。ただ、二交代については、またやり方がいろいろあるわけでありまして、一応一週間ごとにあつた交代制度をとりまして、御家庭の御事情によりましては、朝番だけにしたいとか、おそ出だけにしたいといふ方もおいでしよ。そういう二方面は十分調整をとりまして御家庭の事情に合ひような方向に持っていきたいと、こう考へております。

○田中壽美子君 現に、この合理化案では、それぞれの減員がずつと出ているわけですね。人数を減らすことになつていすね。六つの工場で合計しまして八百四十人くらいですか、余剰人員として提案されるのは、これがほとんどという家庭持ちのおかあさんたちだ、こういうことになるというところはもうはつきり目に見えております。早番、おそ番については、地域的な配慮はする、あるいは通勤不可能な者には宿舎を提供する、あるいは通勤バスも用意するといふようなお話がこの前ございまして。しかし、六時半に就業するために家を出る。みんな同じところに住んでいないわけですから、通勤バスをつくられるとしても、たいへんな作業だろうと思ひますね。終わつた人をまず送り届けるのと、朝早くからまたあちこち拾つてあるのと、これはまた終夜運転するバスまでお考へになつていふのかというふうなことを考へるわけですね。これは、そういうふうにおしやるけれども、事実上の家庭持ち、子持ちの婦人の解雇にひとしい提案である、こういうふうにお思ひます。

それで、おたくが二交代制勤務を導入なさる理由といふものが、投資効率を高めるためというこ

とでしよ、結局ね。非常に高速の機械を入れてその効率を高めなさいいけないから二交代勤務を導入する。二交代勤務制を使つていふのは、たいの産業では使つていふおたくの宣伝資料がありますけれども、しかし、それは、第一に、公共性があつて終夜運転しなければならぬような交通機関、あるいは警察とか、消防とか、そういう公共性のあるもの、これはやむを得ない。それからその次には、機械をとめることのできないもの、そういう化学系統とか鉄鋼産業とかにあると思ひます。そういうところの交代勤務といふものは、必ずしも二交代ではありせん。三交代、四交代になつていふわけですね。そして、それにはそれなりの男の人が多いでしよ、こういうところは。事実上不可避じゃない、交代勤務にしないでいけません。これは経営上利潤をあげなければいけない、こういう立場にあるものがやつていふわけで、それでおたくでは食品とか電気器具といふものを引用していらつしやいます。しかし、伝統的に繊維があるわけですね。日本の女子労働者がたくさん交代勤務についていた一番顕著な例といふものは、繊維産業なんです。そういうようなことはほとんど書いてありませんが、この繊維産業の女子労働者といふものは、みんな寄宿舎に入つて、独身を主にした労働者がそういう交代をやつていふわけなんです。ですから、専売の場合、不可避ではないけれども企業の経営上の効率を上げるため、こういう部類に属すると思ひます。そういう思ひになりますか。これは生産性本部の定義なんですか。

○説明員(牧野誠一君) ただいまの田中先生のお話のようなくと存じます。溶鉱炉をとめちやいかに、あるいは石油の精製施設をとめちやいかに、あるいは石炭の精製施設をとめちやいかに、そういうことのために不可避で二交代、三交代といふことになつていふのは、私どもの事情は違ひます。先ほど總裁が申しましたように、財政専売といふよりなたてで、設備生産性をあげ、あるいは設備の近代化、合理化は、まだまだどんどん進むと思ひます、いろいろな機械の

手だてはですね。それが陳腐化しないうちにできるだけ効率をあげて設備の生産性をあげていくというのをねらいとするもので、絶対不可避だから二交代というのではないと存じます。

○戸田菊雄君 ただいまの田中委員の総裁に対する質問で、総裁は、二交代制等について十分配慮をいたしますと。こちらとしては生活が成り立たない、こういうことに対して、そういう答弁ですね。具体的にどういう配慮か、内容について私はお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、労働省にお伺いします。労働基準法の第八条で、事業所指定、これは明確にきまつておるわけですが、いままですら専ら事業の中に日勤職であつた人ですね、女子労働者が、今度二交代制によりまして深夜とはいませんけれども、就業規則によりまして九時までは深夜に入つてきます。十時以降に、そういう労働態様を改悪することについて、一体どうなのか。いま、少なくともILOその他を通じて、国際的にも労働時間は短縮をしておつておられます。そういうときに、企業合理化その他によって改悪する。日本の場合だつて、いま、日勤職員の場合四十二時間でしょう。そういうことに逐次改善措置をとつておられます。週休二日制のところもすでにあるんですよ。そういうかね合ひの關係からいって、今回しかれる二交代制というのは、法律的に、国際的情勢からいって、国内的情勢からいって、きわめて逆行している。その辺の見解をひとつ総裁に明確にしておきたい。労働省も見解を明確にしておきたい。

○説明員(北島武雄君) 専売公社がいま二交代制を導入するということは、私は国際の動向に反してないと思ひます。外国のたばこ産業においては、二交代制、三交代制が常識でございます。日本だけがいままで日勤勤務でございます。これは同じたばこ産業だけについて申しただけでございます。それから国内におきましても、五千人以上を使用する大製造業につきましては、七〇％は二

交代、三交代等の勤務になっておりますし、その中で電気器具とか食品につきましては女子の比率も相当高い、こういうことでございします。

○説明員(大塚達一君) 実は、基準法担当の労働基準局長が第二分科会のほうへ出ておまして、直接お答えする責任者がおられますので、私がお答えするのははた恐縮でございますが、一応、いま先生のおっしゃる問題を、現在の労働条件の改悪といふことはいふば時代の流れに逆行するものではないかといふ御趣旨ではないかと思ひまして、私どもの考えを簡単に申させていただきますと、おっしゃるとおり、労働条件は、過去から歴史の流れに沿つて次第に改善されてきております。と同時に、一方では、技術あるいはその生産方式というよりなものは逐次変わつて進歩を遂げてきております。その間において、労働条件といふものも、したがひまして、一方では時間とできるだけ短く、あるいは賃金はできるだけ高くという形で進みながらも、その態様は逐次変わつてきておる。したがひまして、従来たとえは二交代制でやつておつた産業が二交代制を採用するといふような形になることが、直ちに必ずこれを改悪と見なければいけないか、そのやり方、ないしはその労働条件の変更の仕方というものの、ないしはその変更によつての労使の話し合いというふうなもの、あるいは一つの大仕事などではなからうか。ただ一がい、時間が長くなる、あるいは休暇の日数が少なくなる、そのことだけを言ひ言えない、これをマイナスだと。一面では、マイナスの面がございしますが、同時に、労働条件がすべて開断はちよつとつきかねるのではないか、こういうふうな私どもは考へております。

○戸田菊雄君 総裁、諸外国の比較において、諸外国が二交代制をとつてゐる、だから日本がどうも何ら支障がないではないか、こういう言われ方ですが、具体的に諸外国のどの国がそういうことなのか、それをひとつ教へていただきたい。もう一つは、だいいふ生活環境が違ふんですよ。

先進諸外国のヨーロッパ諸国においては、育児所とか、託児所とか、そういう保育機関の社会保障設備といふものは十分充足をされてゐる。日本のようなこんな状況じゃないんですよ。そういう中で、社会環境といふものがだいぶ違ふのですから、それを同一視して、勤務時間だけ態様によつて同じでけつていふことは、認識において現在の感覚でいけば相当ズレてゐるのじゃないかと思ひます。だから、そういう面を十分検討してお答え願ひたい。

○説明員(牧野誠一君) 私ども、先般、何人かの人を外国へ派遣しまして、それでただいまの二交代の問題をいろいろ調べてまいりましたのです。調べました先は、アメリカが多うございします。それから西ドイツ、フランス、イギリス、そういうところまでございします。

○田中寿美子君 いまのお答えはまだ不十分だと思ひますので、もっと具体的に聞きたいと思ひますが、婦人労働局長があつちに行かれますので、私はいまの交代制勤務のことでもう一つここで念を押さなければいけないと思ひます。さつき、労働省の方が、交代制勤務をとつたから労働条件が悪くなるわけじゃないか、それはそうだと思ひ、それだけなら、あるいは、そのほかに、休日が減つてもほか条件がよくなるなら必ずしも、さうでもない、労働時間がぐつと減るならば、あるいはさうかも知れない。だから、もっと具体的に問題を見てほしいので、専売の場合にはどういふことがございしてゐるかを、さつき具体的に労働省といふものは答へるべきだと思ひます。さつき私は労働大臣と交代制勤務のことについてお話し申したことを繰り返したいと思ひますが、六時三十分から九時五十分というふうな労働時間内の二交代勤務、これはその前後を入れますと非常に深夜に食い込んでいくわけですね。それで、いま、国際労働機構ILOの中で、八十九号条約で夜業についての条約をつくつて一九四八年に定義した。その考え方というものは、夜間作業を年少労働者や婦人労働者に製造工業で禁止し

てゐるのは、たいいていの国がさうで、日本もさうで、労働基準法でさうやつてゐる。しかし、その場合には、夜間といふのは、夜の十時から朝の七時までの間の七時間を含む十一時間、これを夜間というわけですね。いまの日本の労働基準法では、夜の十時から朝五時までの七時間を夜間作業だと。だもんだから、その夜間の中に食い込んで、往復をしながら相当食い込んだ作業になるわけですね。つまり、もつと極端に言へば、夜の作業といふのは、ILOの八十九号条約の基準では、十一時間が夜であつて、昼といふのは十三時間で、いまの日本の場合は、夜といふのが七時間で、昼が十七時間です。だから、その中で二交代するといふ考え方は、これは本来必要以上のものはすべきではない。どうしても必要な企業についてはやらざるを得ない。その場合には、交代勤務がたぐさんになつてゐると思ひます。外国の場合は、たとえば看護婦なんかだつて、私の見た社会主義国や北欧なんかは、三交代はおろか、四交代ぐらいですね。それで労働時間がぐつと短い。さういふふうな条件を満たして、どうしても必要な場合の交代勤務をやつてゐる。いま、日本の場合の夜間作業の定義は、これは先進国並みじゃないです。もちろんこれと同じ八時間労働制でいふ定義をしてゐるところもあるけれども、英国なんかは、法律でさうでなくとも、協約でもつと夜を長くして労働時間を縮めてゐるわけですね。ですから、ILO八十九号条約でいふ夜間作業、さういふものの考え方は私は公社の方々に、さつき知つてもらなければいけない。さつき労働大臣に私はその話をした。母性であるところの働く婦人を守るという立場からそれは検討したい、目下基準法の審議会で検討中だと、国際水準に向かつていきたいといふふうな意思の表明があつたんです。この際、こゝで、労働省の方にもう一度、夜間作業についての考え方、それから今後ILO八十九号条約の基準に向かつていくべきものであると

考えられるかどうか、それをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(藤井敏子君) 先ほど労働大臣がお答えしましたのは、ILOの女子の夜間労働のことにつきまして、たゞいま労働省のほうで労働基準法の研究会を持つておりますが、そこで将来問題になると思ふ、大きいテーマになるであろうと思ふということをお聞き上げまして、そして少しでも女子にとって有利になるような方向に検討されるのではないかとお聞きしたいと思ふ。これは、研究会のメンバーが民間の専門の方でいらつしやいますので、役所としてどうするかという事を直接言うことではないという意味で、委員会に期待するという意味でお答えになつたと理解いたしておりました。私も、婦人労働者の夜間勤務といふものは、できるだけ皆さんないのが一番いいと思つておりますので、少しでも改善の方向にこの研究会が進んでいくことを願ひしているものでございませう。

それから八十九号条約のことを田中先生は御指摘になりましたけれども、このことにつきましては、私も、婦人労働者の夜間勤務時間が、深夜業、日本で言つておきます夜の十時から五時までの深夜業だけでなく、それは少しでも夜仕事をしないのことにしたいと思つておりますが、日本の実情等につきましては、さういふ八十九号条約の方向に積極的に努力することができるといふことはちよつといふままに言ひ切れないうるな気がいたします。もちろん、気持ちいいといふことは、できるだけ夜の勤務を少なくしていくような方向に努力したいと思つております。

○田中寿美子君 婦人労働課長は向こうの分科会で必要のようですから、あちらへおいでになつてくださう。

まあ、労働大臣は、テクニカルなことを労働問題について十分知つていらつしやなかつたものですから、非常な善意をもつて女子労働者が犠牲になることはしないようにしたい、北欧並みにし

ていきたいということをお思ひの表明をなすつたわけです。ILO八十九号条約の問題は、専売公社のほうで研究してみたいと思ひます。もちろん、全部がそうすぐになるとは思ひません。しかし、E.C.諸国の夜間についての定義が労働省の資料で出ております。それで、その中で何カ国かがもうこれに批准し、夜間作業といふのは夜の八時から朝の七時まで、つまり製造工業では夜の八時から朝の七時まで働かせない、こういう方針をとつている国が幾つもあるのです。そして、それをILOで条約として一九四八年にもうすでに採択しているわけですね。だから、ILOの理事国である日本がILO条約についてのもつとその方向に向かつて進んでいくという努力をしなければ、すべての点で日本の労働者といふのは働き過ぎている、これは外国人がみな驚いてゐる。夜おそくまで店もあいてゐるし、この間英國の人が来てさう言つていましたけれども、あんなにおそくまで店があいてゐるといふことは、英國だつたら労働組合が承知しない。これは店の労働組合とは限らないわけです。働く者はみんな働く者の権利からさういふことを許さない。だけれども、日本はもう無制限にそれぞれの店の意思によつてあけてゐる。それから超過勤務をすることは平気であるし、年次有給休暇だつて続けて夏とらない。おたくの資料にもさう書いてありますね。夏季の休業はとらない。とらないのがあたりまえみたいになつてゐるけれども、ほんとうは年次有給休暇といふのは夏の一番暑いときに続けてとるべきもので、さういふような働く人の権利の意識のほうもおくれていると思ひますが、それを利用してといひますか、当然のことのように考える傾向があるといふこと、さういふ意味からいひますと、この二交代勤務制を当然のことのように——朝の六時三十分から夜の九時五十分といふこと、これの前後の支度まで含めた非常に長い作業時間、まあ昼間の時間といふのが長く延ばされてゐるわけですね。ですから、さういふことを考えに入れて、決してこれは誇るべき、アメリカ、イギリス、西独

がやつてゐるからといつて誇るべきことではありませう。アメリカは週休二日です。イギリスも大部分週休二日です。西ドイツだつてさうなんです。そして、労働時間がもつと短くし、それからその他のあらゆる条件がいいと思ひます。住宅事情もいふと、さういふことがみんなありますわけです。ですから、外国はみんなやつてゐるからこれでよろしいと、現実に専売公社に働いてゐる女子労働者が勤められなくなるといふ、この具体的な事情に對しての認識が足りないのじゃないでしょうか。やれるとお思ひになつていらつしやるのでしやうか。いろいろなことをおしやつて、さうするにあつておしやるけれども、実際は、どうせその人たちは困つてやめるだらうと、さういふつもりではいらつしやらないのかどうか、ちよつと聞かせてくださう。

○説明員(北島武雄君) いろいろお話がございまして、私も、やはり、現在の日本の労働法制的なものにおいて労働をしてゐるわけがございまして、将来日本の労働法制的なものがさういふふうになつてまいりましたら、もちろん私もそれに従わなければならぬわけですが、先ほどお話がございましたように、日本人はよく働く、夜おそくまで店を閉じない、欧米へ行けば早くから店じまいしてゐる、土曜の午後はもう全然やらない、日曜はもうろくろく店を締めてゐる、さういふような状況でございまして、私は、まあ日本人がいままでのような働き方をしておつたことは、これもよしあしでございまして、これがやはり現在の日本の高度経済成長の一つの大きな原因ではなかつたかといふふうにお聞きします。日本の国民が勤勉である。もちろん、それには、自分のからだを度外視するようないふような向きもございまして、必要なら必要といふようなやり方もある。これは私は必ずしも適当とは思ひませんけれども、さういふ日本国民の勤勉さといふものは、やはり今日のさうな日本の隆盛をもたらした一つの原因である、さう思つております。何も私はそれを専売に働いてゐる人に押しつけるつもりはございませ

ん。ございせんけれども、何と申しまして、このような大きな設備投資をしなければならぬとございまして、この投資効果を上げるために、それからまた、技術革新に即応してゐるだけ償却を早くしていきなさいといふことは、これは、たゞ専売事業としても絶対やらなければならぬことのように考えております。

さういふ次第でございまして、いろいろ私自身としては女子に對して心苦しいのであります。確かに、家庭を持つた婦人があつた勤務をするには、私も、つらい事情が多からうと思ひます。しかし、さういふ事情はやはり個々に事情をしんじやうとして、御希望を十分聞いて、さうして交代勤務をやる方法もあるのではなかつたかと、さう思ひます。大体、交代勤務は、一週間ごとに早番おそ番をきめるわけがございまして、けれども、御家庭の事情によつて早番のほうがいいといふ方もございまして、あとの余暇を利用するためにあるいはまた御家庭によつておそ番のほうがいいといふ方もございまして、その御家庭の事情を十分しんじやうとして、さうしてその上でやつていきたい、さう思つておりますので、まあ二交代制といふことを前提といたしまして、そのもとにしておけるだけさういふ婦人の働く方々について考へていきたい。先ほど申しましたように、託児所の制度も、専売は完備してゐると思ひます。ほかの事業に比べても、さういふ託児所の制度も、今度の二交代制度に伴ひまして就学年齢まで延ばす措置も考へるとか、それからまた、交代手当も考へる、宿泊施設も考へる、通勤バスも考へる、仮眠施設も考へるといふふうな、あらゆる手を打つて、できるだけさういふ条件のもとにおいて二交代制をやつていきたい、さう考へてゐるわけがございまして。

○田中寿美子君 だいが問題があるのですけれども、まあ総裁のお考えがさういふ考えであることがよくわかりました。ただ、しかし、現在の労働法規の法制のもとにおいてやるといふこと、これは決して最高じゃない。進んだ国ほど法律よりは

労使の間の協約は高いものをとるわけなんです。法律というものは最低であるべきものなんです。ですから、法律だけでそのワク内でやるという考

え方は、これはもつと変えていただかなければならぬ。これは、働く人がおらなかつたら、いくら効率をあげようと思つたつて、効率はあがらないのですから、そういう態度を変えていただかないといけません。それから日本の繁栄を、むちゃくちゃに働いた結果だといふふうには私たちが考え

ない。その繁栄の反面にもすごい犠牲がたくさん出ているというところをお考えいただきたい。これは、西欧諸国から見たら、全くおかしいアンパランスなことだと思ひます。労働災害とか、あるいは当然起つて出てくる災害、交通事故、公害等、考えてみたら決して誇ることではない。つまり、だからと長く働くことによつてからだを休めないことと起つてくる不注意、そういう

たものは一つはあると思ひます。これは新しい時代の考へに切りかえていただかなければいけません。七〇年代の経済というものは、経済の効率だけ考へちゃいけない。少なくとも財界の新しい人たちは、人間を優先させなければいけない、人間の福祉がいかに保たれているかというのを反省している時期だと思ひます。そういう点から、もう少し總裁の頭を切りかえていただかないと困ると思ひます。

それで、託児所のことをおつしやう。確かに、いま、専売では、あちこちたくさんできております。ですから、ないところと比べればずつといひ。しかし、これはたとへば白粉だつたと思ひますが、おたくのほうは、一体、働く婦人をどうしようと思つていらっしゃる、どう見るつもりなんです。専売の企業の中で女子労働者の比率を減らすつもりなのか、女の人は家庭を持った者は働かせない方向なのかという気がするわけなんです。ゼロ歳児つまり一歳未満の赤ちゃんが十人になつたらしめて保育所をつくるというんです。これは原料工場だつたかと思ひますが、十人にならない八人の場合、つくつてくれないわけ

す。十人生まれるまで待つていると、片方は三歳をこしてしまふ。三歳をこえると、もう保育所をつくつてくれない。非常な矛盾があるので、実はほんとうにこれまで誇つて持つておつた保育所をつくつていくのか、女子の労働者はいなくなるから要らないと考へてどうでしよう。

〇説明員(牧野誠一君) 非常に人数の少ない場合に、ある基準を設けてまして、まだここまで足らぬといつたようなことを言つてゐる場合は確かにあるかと存じます。しかし、女子労働者を、意識して減らしていこうだとか、あるいは要らないのだとか、そういうような考へ方は私も全然とる意思はございません。

〇田中寿美子君 なかなか押し問答でほんとうのことをおつしやらないので、聞きたいことは全部避けてこつやうなつもりです。おつしやつていて、事実上家庭持ちの女子が働けない現実の条件をつくり出していつていかれるという気がする。大體、合理化計画の長期見通し——これは戸田さんお聞きになつたかも知れませんが、長期的に見通しということについては、ちつとも言つてくだらない。現在、六工場のものが出ていて、それからさらに人員をどうするのか、全体の生産量をどうするつもりなのか、その機構なんかもどうしていかうのかというやうな未来図を持つていらつしやうなわけなんです。それがあつて六工場からまず手をつけ始めたはずだと思ひます。先日、品川工場に行きましたとき、東京支局長さんが、雑誌の中で話ですからとがめていた

だつたが、困りますけれども、実は、コンピュータで計算してみたら、工場は五つか六つでいいという答へが出た、そういうふうにおつしやう。将来は五つか六つの工場にしてしまおうというやうな計画があるんじゃないか。そうすると、それに對して、機械が二千五百回転するのと四千五百回転するのを何台入れる、そうすると人間はどのくらい必要なのか、こういう計算が公社にないとは言ひません。どうですか。

〇説明員(牧野誠一君) 確かに、そういう計算もやつてみましたことも事実でございます。ただ、そういう計算をやりますと、ほんとうに五百億本も六百億本も一年間にできるやうな工場が数カ所全国にばつばつと交通機関のわりあい便利のところにあるといふやうな数字に一応なつて出てくるわけでございます。ただ、しかし、これは計算すればそういうものが出るというだけでござい

まして、それで私もそんな計算機でそれをやろうというところでしたら、たとえば今度の六工場提案をしておりますが盛岡だとかあるいは高松だとかそういうやうな古くやつたところへ八十億本年周つくるやうな工場をやらうじやないかというやうな提案にはなつてこないわけでございます。いまお話の出ました、べらぼうにでかい、それでかなり高効率な集約的な工場をごく少数持てば非常に高効率だといふことは、数字の計算の上では出てくるんですけども、とてもそんなことは、出るというだけでございまして、これを現実には当てはめてみるというやうなことは、これはできることでもありませんし、やるべきことでもございせん。大體は、現にあるところへある程度のこぢりなものはじい数字から見れば、ずいぶん非効率じやないかという面があるわけでございます。しかし、そういうやうなもので具体的に

には提案をして、それで解決していきたいといふに思つておるわけでございます。

〇田中寿美子君 そりすると、そのつど次々と合理化の計画を立てるといふに御説明になつたものだと思ひますがね。それで、私は、コンピュータなんといふものは、コンピュータに何を資料として入れるかによつて結論が違つてきますので、人間を第一番に大事にするというところから、経済第一主義じやなくて、そういう観点から、最初に上げていく材料に問題がある、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。それから外国に先がけてシート工場を品川につくる。これはアメリカでは一部分採用している。まだほかの国ではしてない。それほど先がけを

しようというのだから、私は相当の計画があるといふに考へておるわけですが。要するに、今回の合理化の中心が二交代勤務制の採用、このことは結果として婦人労働者がぐつと減ることになる、締め出すことになるという事実を知つていらつしやうんじゃないかと思つて、この中に余剰人員に對しては他産業への配転または退職勧奨すると言つてゐる。他産業というのとはた

えばどういふところを言ふのか、それから退職勧奨するといふのですが、これはどういふやり方でやるんですか。まず退職勧奨して、聞かなかつたら配置転換するの、あるいは、退職勧奨といふのは一人一人の肩をたたいていくのか。私はこういうことは組合全体としても問題にしなければならぬ問題だと思つてゐるのですが、それは今度の六工場に對してどういふ方針をお出しになつていらつしやいますか。

〇説明員(牧野誠一君) いまの退職勧奨の問題でございまして、これは私も昨年までにはこういうことは制度はございせんので、昨年のたしか夏だつたと思ひますが、こういうやうなことでそりやうな制度も入れようじやないかという話を労働組合ときめまして、それで、このたび六工場についてもそりやうなことも考へようといふこととして提案しておるわけでございます。現実には一度これが行なわれたことがございまして、私どものほうの京都の工場でございますので、その場合のことをちつと申し上げます。

そこは、印刷工場がぐつとつておるわけですが、印刷工場を合理化する、それでまた同時に別の場所に印刷工場を新しいものを建てていふときに退職勧奨といふのをやつたわけでございますが、そのときは、いきなりだれかの肩をたたいてどういふことではございせん、たしか、交渉の途中で、これはわりあい不完全な形だつたのですが、予備調査といふものをやりまして、こういう条件でこれこれしかじかの条件でまあそれじややめてはかへ行くなり何なりしようかという人は何人くらゐいるだらうというやうな調査を一度

やりました。正確な数字は覚えておりませんけれども、千二百人——これは印刷工場はもっと少ないのですけれども、たばこを製造する工場もひつくるめまして、全体についてやりました。その際に、五十数人退職したい、その条件ならやめたいという方が出たと存じます。その後、いろいろな配置転換の計画、こういうような話もいろいろ進めまして、それで、京都の工場では、たとえばたばこ印刷部門と合わせてどのくらいの人数が適当だ。そうすると、あの近所の、たとえば高槻なり、茨木なり、橋本工場なり、あるいは若干離れた場所、そういうような場所へでも行くというよりなことはどうだろうかというふうなを出しまして、それで何人がそういうふうになるだろうというふうな話になって、そのあとで、退職勧奨を、予備調査しなして、本式にその場合には京都工場全体の事業所についてやりましたのですが、そうしましたら、百八十人ちょっとしたかと思ひますが、その条件ならやめたいという方が出てまいりました。たしか、あの工場は、これも正確じゃございませんけれども、たばこ印刷部門と両方合わせまして千二百人ちょっととすかと思ひますが、その中で百八十人出てきて、実は私も驚いたわけなんです、それで、そういうふうになりますと、ごしごしやるんでも何でもなしに、わりあい話がつくかなという感じが出てきた。ただ、これは、私もがまず第一回にそういうようなことを現実に行いました京都工場の例でございまして、あとの六工場がかりにやつた場合はみんなそうなるのか、かなりそれに近くなるだろうというふうなことを申し上げているのじゃないわけですから、私もちょっとそのときは驚いたという事でございまして。

それで、現実には六工場についてはどうするかという、やはりこれは組合と十分話し合ひなければいけませんけれども、やはり何か予備調査みたいなことをある段階でやる、それから本式に調査するということになるんじゃないかと存じます。これは話の進め方によると存じます。

○田中壽美子君 それでは、私はもうこれで最後にいたしますけれども、さっきのをちょっと訂正いたします。白杵と言いましたけれども、米子ですね。米子の工場は原料工場じゃない。年間稼働している。そこで、保育所の要求があるのに、十人になるまではということで結局できなかったんです。それで、そういう点の、何というか、落とし穴があるわけです。八人ではだめなんです、十人になるまで。つまり、一歳未満が十人になるまで待っているというところはなかなかたいへんなわけですね、そろえてみんなが生まなければならぬわけですから。

それで、結局、いまのお話だと、總裁が泰然自若としていらっしゃるのは、退職勧奨は応ずるだろうと、まあまあ大したことはないだろうと思つていらっしゃるような気がいたします。しかし、これから女子労働力というものは非常に大事なものである。だから、世界全体として、さつきは言いませんでしたけれども、ILO百二十三号勧告というのがある。これは家庭持ちの女の人をいかにして使用者は保護しなければならぬかというのをたくさん書いてあるんです、それは子供を含めて。子供を守っていく施設をちゃんとしろとか、あるいは家庭持ちの主婦の働きやすいあらゆる便宜を与えなければいけないとか、そういう勧告を与えているわけです。特に国際競争をするという場合は、労働条件がずいぶん問題になってくると思うのです。だから、そういうこととから考えても、十分この問題は考えてもらわなと困る。結局、いま提案していらっしゃることは、女子労働者が去っていく大きな理由になっていく。それから週休二日一日になつていくし、夜の働きもあり、早朝の働きもある。あるいは、保育所も、そういう状況であれば、子供があまりにかわいそうだから連れてこれられないという状況になつて、保育所の閉鎖すら考えられる状況になるんじゃないか。そういうことを考えてみますと、全体として専売に働いてきた女子労働者が後退していく。日本の女子労働者の中で、家庭も持

ち、子供も持ち、保育所も職場にあつて働いたという一つの誇りがあつた職場が、後退していくというふうなことになるかと思ふので、この点はまた組合との話し合いをなさると思ひますが、十分検討をしていただきたいということを私の要望といたしまして、私はこれであとまだ戸田さんが質問なさいますのでかわります。

○戸田菊雄君 いま、田中委員のほうから、目下進められている合理化の工場で具体的に起きている内容について種々質問があつたわけですが、まあ、基本計画あるいは中期計画、こういうものも、全部について明らかにしておらないわけですね。先ほども、今後の原料調達等の問題について、はたしてどういふ計画を持っているのかと、こういうことを聞いたのですけれども、これに対しては明快な答えがないんですね。少なくとも商売をやるのですから、それは民間の各商売を考えたら、どのくらい売れて、どのくらい原料を持つち、そしてそのもうけがどのくらいであるかというところは、これはごく初歩の常識的なことじゃないか、事業を営むのに、それが原料調達はまだ五年先についてどういふ形になるのか、十年先についてどういふことになるのかということがいささかも明確でないというところは、私は考えられないですね。その辺はどうなんですか、もう一回お話しください。

○説明員(黒田実君) 原料調達の問題でございしますが、御承知のように現在米の問題もございしますが、農業の先行きの展望が非常にむずかしいというふうなこともございまして、たばこの耕作面積につきましても、黄色種は在庫過剰ということもございまして、ここ二年計画的に減反をいたしておりますが、在来種につきましても、そういう処置をとらないにもかかわらず、毎年非常に減つていく。特に大都市の周辺とか、あるいはまた表日本、本産地とか、こういうところのほとんど減つてまいりまして、むしろ若干北のほうにふえていく——ふえていくと申しますよりも、日本海沿岸のほうに産地が移動しているという非常にこんな

んとしたかっこうになつていくわけでございます。たとえば、一番最近のはなはだしい例がお隣の茨城県でございまして、茨城県はつい二年ほど前は日本で一番耕作面積の多い県でございまして、八千五百町歩というものをつくつていたわけでございます。それが、現在、四十五年の許可面積が六千五百ヘクタールと、四分の一減つていくわけでありまして、こういうぐあいに、産地の消長というものが非常に激しいわけでありまして、したがひまして、私もとしましては、もちろんそういう状況を見まして、あと五年後にこの程度までの面積は維持できるであろうという数字は持つておりますが、これは非常に不確かな数字でございまして、自信をもつて外部に申し上げるようなことができないわけでございます。したがひまして、数字を出しての非常に明確な答弁ができないわけでございますが、私もとしましては、これまでの方針を、大体、国産でまかなえるものは全部国産でまかなう。国産でまかなえないような部分を外国の葉でまかなう。たとえば香煙原料はアメリカの黄色種を使うとか、あるいは日本でもどうしてもできないオリエンタル葉、あるいは緩和補充料としましてタイとインドの外葉を輸入する。こういうふうなもの、日本の国内で生産しようとしてもとれない。そういうものに限り輸入をする、あとは極力国産で充當していく、こういう方針は現在も変えていないわけでございます。

なお、先々の問題といたしましては、お聞きと思ひますけれども、新しくシートたばこというふうなものも開発されて、これが近い将来シート工場が完成しますと、数年後には二万トン以上のシートという新しい原料が出てまいります。そのほか新原料が将来開発されるということもございまして、今後の原料の問題につきましてもいろいろ必要な要素が入ってくるんじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 ですから、いまお答えのようにいろいろな要素が入ってくることは、私も知つてい

ます。それはいまの農政全般の問題で、国家はどういうことをやるかということもあるでしょう。だから、そういう点については、決して専断一事業の中でそういう広範な領域まで全部措置しなさい、こう言っているんじゃない。ただ、私が言っているのは、事業を進めるにあたって原料調達にはなくちゃいけない。だから、少なくとも過剰在庫数が六カ月分あって、それで今回発表された反別面積でいってどれくらいになって、それで五年後にはどうなる、十年後にはどうなるという、そういうことになれば、国内の依存度というものは六割ないし七割程度の依存度でいきたい。あるいは、外葉輸入は、現行一・六割と、こう言うけれども、三割までふえるんじゃないか。こういうふうな分については、タイ国であるとか、インドであるとか、あるいは韓国とか、こういうことについていろいろと計数がおおむね出なくちゃいけないと思うんですね。それがなければ、事業を担当するということでは言えないと思う。だから、そういう点について、何も農政全般について、それらの復興政策をどうするか、あるいは米作の問題をどうするか、そこを聞いていくのじゃないんです。私は、その事業部分についての原料調達、こういうことを確かめているのですから、その辺はひとつ誤解のないようにお示しを願いたい。大体どの辺くらい考えているのですか。ウエートはやはり国内依存度によつていくのかどうか、その辺をひとつ……

も、これが標準になったとたん著しく不足するというような事態が予想されますので、私も、現在のところ、在来種の振興と申ししますか、在来種の面積なり生産の確保ということに一番力を注いでいるわけでございます。したがって、国内の葉たばこの調達という点につきましては、先ほど申しましたように、できるだけ国産葉で充ててもいいという分につきましてはは国産葉を確保すると、こういう努力をいたすつもりでございます。

○戸田菊雄君 一カ所へとまっておつても困りますから、前へ進みますけれども、自由化の問題ですけれども、たばこの自由化等について、政府は農産物品を四十七年度までですかにほとんどの品目を自由化していくと、こういうことの方針は一応きまつておるのですが、たばこの自由化等についてはどのように考えておるか、その辺の見解を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) たばこにつきましては、一般の自由な物資と違ひまして、専売の品物になっておりますので、これは自由化というものの進行状態はほかのもののような速さで行くということはないんじゃないかという見通しを私も持っております。ただ、自由化の一般的な要請というのが非常に強い。それで、いろいろな諸外国から専売の物資については非関税障壁といひますか、そういうようなことで、やはり自由化すべきものではないかという議論が折りに触れて出ておるか存じます。それで、また、これは少し事情が違ひますけれども、EECの中ではフランスやイタリアもやがて何年かあとには専売制度をよそからというやうなことをきめたやうでございます。やはり、一般的な趨勢としては、何らかの形で自由化の要求といひます。私も、専売であるから自由化はなかなか来ないというふうに、たかをくくつておつたのはいけないじゃないか。やはり情勢は順々にそういう方向に動いていくというので、それに對する、いつそういうふうになるというやうなことで

はございせんけれども、小出しに自由化というやうな方法といふことはあり得ると存じます。私も、それに対する体質を持たねばあいが悪いというふうに考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 当局の「専売事業関係資料」によりますと、七ページであります。公社組織の改善を進めるといふことになっておるんですね。この機構の構想、内容についてひとつ発表願ひたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) これはただいま検討中の問題が大部分なんでございまして、ただ、昨年、本社だけにつきましては、十幾つかの部に分かれておりましたのを改めまして、本部制というやうなことで、おもな恒久的なものとしては、四つの本部、それからもう一つ仕事の近代化のために臨時のものを一つというやうなことで、仕事をできるだけきつ然と分けて、そしてごちゃごちゃしないやうな、すっきりした仕事の進め方をしようというやうなことで実はやりましたのですが、あと、地方組織をどうするか、それからそのほかいろいろな研究機関の組織をどうするかというやうな問題、こういうやうなものにつきましてはいまいろいろな案をぶつつけ合ひまして、システムをつくりまして勉強しておるやうな段階でございまして、ちよつとまだ結論に至つておらないわけでございまして。

○戸田菊雄君 この中期計画の中にも明らかにそういう方針が出されておつて、さらに公社組織改善の具体的な構想、土台といつたやうなものは大体まとまつたとわれわれ見ておるのです。それによつて、現行一社十七局、支局が四十七、出張所が四百六十、そのほかに原料工場がそれぞれあつて、これは具体的に統廃合、こういうことにはいま進められておるわけですね。だから、今後の機構改編についてどういふ構想でなければいけないかといふやうなことは、計画の具体的な青写真として出てくるのがしごく当然じゃないかと思ひます。いま聞きますと、本部の段階だけは本部制にして、何といひますか、トップマネージメントを強

化するといふことになっておるけれども、はたしてそれにつながつてくる全体の組織といふものは一体どうなつてくるか。これもできていないとすれば、基本計画なり中期計画といふ具体策の案としては労働者がまず不安を持つ。どういふか、こうでいくか、この部局はどういふ組織配置になつてどうなつていくか、この土台がつくれなければわからないわけでしょう。どうして時間がかかるのでしょか。

○説明員(斎藤欣一君) 先ほど牧野総務理事からお答えしたことをふえんするやうなことになると思いますが、確かに、昨年の夏、本社の組織だけは現行のやうに直しておりました。地方の組織につきましては、ただいま先生御指摘のございましたやうに、たいへん大きな企業でございまして、いろいろな機能を持った地方組織といふものが現状としてございまして。さらに、本社の下にございまして直接の下部組織でございましてブロック一つをとつてみましても、ブロックと申しまして、大阪のやうにかなり大きなブロックといふものを形成しているものもございまして、たとえば水戸でございましてとか宇都宮といつたやうなただ一県だけを管轄区域にしておりますやうなところもございまして。そうして、地方の場合に、そういうわけです。何と申しますか、階段的には同じ価値と申しますか、そういうブロックの地方組織といふものが実態としてはかなり違つておるのじゃないか。こういうものを一体どういふやうにまとめ、どういふ形に整理していったらいいかということはいまだたいへんむずかしい問題でございまして。さつき、田中先生の御質問にございまして、これは正式の話ではないといふことでございまして、たとえば電算機ではじいた場合は、工場は幾らあつたらあつたといふやうな乱暴な計算といふものは、机の上だけの計算といふものはできませんが、御承知のやうに、われわれの現状の組織といふものは、長い間の歴史の中で生まれてきたものでございまして。したがって、現在の時点から見ますと、たいへん時代離れしたといふやうな点も

かなりあるわけでございます。それを、いまの時代にぴたつと合うように、机の上でたとえある計算をしたものにすぐ直るかというところにつきましては、やはりいろいろな問題があるかと思ひます。六工場の合理化の問題も、そういう意味で計算とはだいぶ違つたような、要するに、具体的な現実とどういふふうなところでもつて折り合つていくかというふうなところいろいろ考慮をいたしましてたいへん苦心をいたしておるわけでございます。ほかの地方組織につきましても、地方局の段階、その下に御指摘のとおり五百幾つの支局、出張所があるわけでございます。こういうものにつきましても、一体そういうところにどういふ仕事をやらせるのか、現在の時勢にマッチした、これから先を見通した場合に、どういふ仕事をやらせるのか、その場合とどういふ単位でつくつたらいいのかということにつきましても、計算は計算としていくらでも資料を使えばできるわけでございますけれども、はたしてそれが現実とどういふふうなマッチして、円滑にどういふものに再編成されるということにつきましても、いろいろ問題がございます。

おっしゃいましたように、現在まだそういうものの図がちゃんとできていないというところは、たいへんなまけていないかというおしかりを受けている次第でございますし、私たちが受けるだけそういうものを早く具体化したしたいと思つておりますが、牧野総務理事からお答え申し上げましたように、いませつかく検討しておるような段階でございます。できるだけ早く成案を得たいというふうに考えております。

○戸田菊雄君 どうも納得がいけないんですけれども、販賣計画の見通しは一応成り立っている。しかし、原料調達その他の今後の生産計画については不明確、機構改革等についてはいまおっしゃられたとおり、しかし本社関係だけは本部制をとる、こまできめていられるんですね。けれども、地方局とか出張所関係はどういふふうな再編していくか、それはわからない、いま検討中である、

しかし六工場の統廃合はもうすでに合理化に踏み切つて、建設もしくは新機械の導入までいつてい、現地においてはどのくらい削減するかもわかつてい、こゝろいうことになると、総体を見ると、いまの専売の合理化方式というものは、こま切れに出していつて組合の抵抗を少し避けながら巧妙に、そういうふうにおいしていかたがたいんです。少なくとも本部機構がきまるということでは、地方組織をどうするかというところまで含めて検討されているわけですね。これは当然のことです。現行四万何がある労働者はじめ職員の全体をどうするか、こゝろいうことも考慮に当然入ってくる問題じゃないですか。だから、一つの例でありますけれども、国鉄なんかは、十一年国鉄財政再建計画を立てて、国会にかけて、そしてどういふことによつていきますとやつていっているわけですね。なぜ一体専売事業がそういうことにならぬのか、どうしてそんなに部分的にしか計画の実行が立てられないのか、この辺の総体計画についてもう一回明確な回答をしていただませんか。どういふこととおくれているんですか。

○説明員(牧野誠一君) 私どもも、一昨年から昨年にかけてまして、先ほどお話のしましたように、たばこもやはり自由化の波に順々にさらされるであらうとか、あるいは健康と喫煙の問題でいろいろ需要動向が変わるんじゃないかと、あるいは、フィルター付きのたばこというものが頭打ちになつてくると、われわれの製品の需要量というものがやはり頭打ちになる傾向が出てくるんじゃないかというふうな、いろいろな問題をかかえまして、長期的な見通しというところで何かを見通しを立てて筋を入れてやらなければいかぬじゃないかというところで、長期計画とかあるいはそれに基づきます中期計画とかという作業を始めたわけでございますけれども、ただ、その際、何もかもきちりと固めて、しかもそれをコンクリートな数字にして出すというふうなのが望ましいわけですが、けれども、それをやろうとしますと、作業をしている間に情勢がまた変わつてくるというふうなこ

ともございまして、それからまた、でき上がつて出した時分にはばらばらな数字の変化もあり得ますし、また、昨年四十三年度のときは二十年ぶりくらいでいたした値上げのあとで、これまた需要量の変化もなかなか読みにくいというふうな状態にございまして、一応作文としての計画といひますか、そういうふうなものを考えただけを示した、その荒筋を示したのとしての長期計画というふうなものを、これも正確でも何でもございせんけれども、十年なり何なりほぼその辺の展望でというふうなことで示しまして、それからこれは昨年の夏ですか、五年くらいの展望で、ある程度数字の入れられるもの、具体的に出せるものというものは具体的に出す。しかし、入れられないものはいろいろございまして、いま先生からお話のあったものほかに、販売、たばこを売るのはやり方ですね、これにつきましては実は具体的になつておりませんのです。それを出したあとで、そんな考え方では具体的に検討していこうという、そういう余地はたくさん残つております。そういう計画を中期計画として出したわけでございます。確かに、そういう点、すきだらけであるという批判を私どもも受けるかと存じますが、しかし、需要量の變動とか、そのほかに生産量の變動、そういうふうなものは、その考え方では時々刻々に適合しながら、それからまた、地方機構、あるいは販売のやり方、そういうふうなものは、そういう考え方を出したあとで検討しながら、できるものからかつちりしたものに固めていきたい。その全部ができるまでというところで具体的にわらわ早い目に見当のつきそうなものまでほうつておくというよりは、そのほうがよいのではないかと、進めておるわけでございますが、少しすきだらけで、すきが多過ぎるといふ御批判は確かにあろうかと存じますが、せつかくこれからあと引き続いて勉強したいと思つております。

○戸田菊雄君 大体いつごろまでいま私が質問した内容等についてでき上がるのか、その見通し。それから時間もなくなつてきましたから具体的に聞いていきますが、要員の配置の計画はどうなるのか、基本計画からいつた場合、それから中期計画で分工場の統廃合、これに基いた要員計画はどうなつておるのか、この配置計画についてひとつ……

○説明員(牧野誠一君) いまの地方機構などを含めました機構の作業というものは、これはかなり何案かに固まりかけておりますので、秋までには何とかいたしたいというふうな存じております。それから要員計画につきましても、これは四十五年度分は一応この間つくつてございます。それからあと中計の特に合理化に伴ひましてどういふふうになるかということにつきましても、これは労働組合との折衝の進み方によつて変わつてくる要素が多いかと思ひますが、ただ、一部言われておりますように、専売公社は中計や何かで二万人減らしてしまふのだというふうなことを言われておる向きもございまして、そういうふうな計画を持つておる事実とは全然ございせん。私どもの見通しでは、全国で自然退職が毎年千何百人かございまして、全体の人数としてはその中におさまる程度の若干の人員の減といふことで済むんじゃないかと、いふふうに思つております。ただ、これは、具体的に、ある工場、ある地方局というもののつきましても、何がしかの出入りはあるかというふうな存じます。

○戸田菊雄君 具体的な内容をお伺いしますが、これは昨年の九月十三日発行のものでありますが、「秋季闘争協定類集」というのがございまして、これは専売労働組合発行のものでありますが、この内容を見ますと、工場の新改築関係について一連の協定を結んでいるわけですね、労使間で。この協定の内容については、総裁、前の総裁とかわつておられるが、この精神なり具体的な内容についてはいささかも変更ありませんか、まずその点はどうですか。

○説明員(北島武雄君) いささかも変更ございせん。

○戸田菊雄君 それで、この協定の内容で若干質問をするわけですが、老朽六工場、函館、盛岡、金沢、臼杵、高松、徳島と、こうなっております。これらの工場に対しては、組合として、新工場設立要請等が出ています。組合として、高松、徳島、函館工場の分離建設の問題、こういうものは確定されているわけですか、方向というものは第一であります。

それから、宇都宮、茂木ですね、この問題についていろいろ問題が起きているようであります。巷間取りざたされているのは、分離建設をするんだとか、あるいは統合するんだとか、いろいろあるようでありますが、これらの問題については一体どう考えるか。

それから統廃合に伴って余剰人員が出てくることは間違いないということを想定してこの協定はいろいろ結ばれた内容になっています。私が見ます。余剰人員が出た場合に一体どういうことをするか。これでいきますと、退職勧奨、こういうことになると思います。これはその覚え書きの全文でありますけれども、1の(1)でありますけれども、「退職勧奨は原則として当該事業所の職員全員に対して行なう」と、これの具体的方法、退職勧奨のあり方ですね、これはどういうか、こうでやっていくか。どういふことでこの退職勧奨を周知及び徹底していくのか。

まず、この四点について御質問したいと思っております。

○説明員(牧野誠一君) ただいまの最初の問題は、高松と徳島の分離の問題だったかと思いますが、これは、いま私どもで提案しているものは、分離して建設するということで提案をしております。したがって、九月にきめました先生方の持つておられる趣旨に沿っているかと存じます。

その次の問題は、たしか茂木と宇都宮の合併の問題だったかと思いますが、これは、たしか、文句は正確じゃございませんけれども、引き続き協議することになっておったかと存じます。

が、やはりそのとおりでございます。引き続き協議することということで、まあちょっと時間がまだかかるかと存じます。

それから余剰人員が出た場合の措置でございますが、これはまず配転をするということで解決したいというところは、やはりそれにもそういうふうううたつておったかと思っておりますが、そのとおりでやりたいと考えております。

それから退職勧奨のやり方でございますが、これにつきましては、先ほど田中先生の御質問についてちょっと申し上げましたけれども、九月にきまりまして、その後たしか十月だと思っておりますが、関西の京都工場印刷工場を合理化して分離独立する際にその一回現実に移行しております。

その場合は、労働組合と交渉の途中で、この辺でどうだろうかという時期に予備調査を一回行ないまして、そのときは千二百何十人の方から約五十人とちょっとだったと思いますが、その条件で退職したいという申し入れがありました。これは全員について行なっております。それからその後交渉が済みました。印刷工場の分離独立の計画が大体詰まりました。この辺でということになりかけた段階で、本式に、これもまた、京都工場の場合ですと、印刷だけでなく、たばこを製造するほうも含めまして、全員に行なっております。その結果、京都の場合は百八十人前後の退職勧奨に及びました。

応じて、もういっ方が出てきたかと存じます。それは、たまたまその後起きた一つの例で、そのとおり六工場がなるかどうかというところとは、これは私これからその工場の話し合ひだとして存じますが、しかし、九月十三日ですかの文書に書いてありますことは、たまたま總裁から申し上げましたように、私どもとしてその趣旨を当然尊重してやっていくということでございます。

○戸田菊雄君 宇都宮と茂木は目下検討中だと、こいうい回答でございますが、大体これもいつごろまでに確定の見通しですか、その点が一つであります。

それからもう一つは、退職勧奨を具体的に京都の例をあげて言われたんですけれども、考えられている案というもので、これは原則的には労使双方の中でそういう方法、内容等については十分意図をめぐらして、その決定に従って実行するのが一番いいと思っております。ですから、いまここで私が公式の国会の場とて言わうことは、そういう今後の労使双方の諸般の協約内容というものを縛ることになつていけませんから差し控えますけれども、問題はやっぱりあくまでも組合と一致したそういう内容で紳士的にやっていた方がいいと思っております。これだけは要望しておきたいと思っております。

それです。田中委員も御指摘になりました。老朽工場統廃合に基づいて、総体なべて、函館、金沢、盛岡、あるいは臼杵、徳島、高松と、こいういことであるわけですが、こいうい各工場を見ますと、現地の状況では、新機械導入ということがあると、おおよそ三分の一程度減員になると計算が出てくるわけですね。ですから、例でありますけれども、函館のような場合に、二百六十人現行の、これが百六十六名で間に合うというふうなことになるようにやります。そういうことになる、総体三分の一強、こいういものが各工場減員体制に入っていると、こいういことになるんですね。そうして、先ほど私が言いましたように、余剰人員はこいういところで必ず出てくる。それに当局が退職勧奨をやるといふことになるのであります。方法はその後労使双方でできるということになります。方法はいずれにしても、こいういことで退職勧奨はしたけれども、それに希望者が少なかった、なかった、こいうい条件が出てくると思っております。こいうい場合に、最終的な落ちつき方はどういふことになるんですか。結局、強制退職という形に突き進んでいくわけですか、それともまた、一面、この統廃合に基づいて要員はこれだけだときまわったけれども、余剰人員がこれだけある、それまでは自然退職を待って、それまでかかえていく、あるいは別

命で待命制度というものをつくって六カ月程度は賃金を支払って一定の待遇を継続させながら一定の時期にまた強制退職もしくは退職勧奨していく、こいうい具体的な内容についてどういふ構想でおられるのか、その辺をひとつお聞かせ願いたい。

○説明員(牧野誠一君) その場合の具体的な内容、手順、こいういったようなもので、私ども、こいうやってこいうやってこいうやってこいうやってまだいってこいません。ただ、一つだけ申し上げられることは、先生おっしゃいました強制退職といふことは、先生おっしゃいました首切りはしないといふことは、これはもうだいたい何年か前から労働組合と協約ができております。これはお互いに守るといふことになっております。それはやらないう。それで、こいうい前提で、かりに余った方がどうしても何人か出たときどうするかといふことは、これからはこの問題もこいういふうになりましていろいろ話を詰めてまいりたいと思っております。

○戸田菊雄君 そうすると、今回の専売の基本計画、中期計画、当面遭遇している六工場の統廃合、一連の措置について、首切りは一貫してやらない、こいういことなんですか。

そこで、一つ疑問があるんですが、この協定の内容に、覚え書きのほうでありますけれども、四十四年の九月十三日、専売公社總裁と中央執行委員長の佐藤雅恭さん、これで締結をしておるのであります。その覚え書きの3に「公社は雇用安定との関連において関連産業の総合的発展計画の検討を行なうものとする」と。だから、私いま言っております、四万何がしかの労働者がおるんだけれども、これは一切首切りはやりません、こいういことなんですか。これはもう受けて立っておるのです。ここに一つの疑問を持っています。どうも、はみ出してきた人を、合理化体制を進めていく中で、関連産業はいろいろあるであります。販売事業その他ありますね、こいういところに必然的に送り込むというふうな上に立っている

協定じゃないかと、これは心配ないですか。具体的内容、たとえば「関連産業」というのは具体的にどういふことを言うのか、あるいは「総合的発展計画」というのは、おそらく前段の私が指摘した基本計画、中期計画、こういふ一連の計画だろうと思うんですが、じゃ、そういうものはないものと考えてよろしゅうございませう。

○説明員(牧野誠一君) 関連産業にはいろいろございませうけれども、いまお話をいたしましたば、これを売の部面、そのためのほうへ配って歩きます配達する会社とか、あるいはたばこを箱詰にするダンボールをつくっているところとか、あるいは倉庫の中を整理する庫内作業といふか倉庫内作業、そういうようなものをやる会社だとか、あるいはたばこのフィルター、これをいま工場の一部からビニールのパイプで機械ごとに通しておるわけでございます、それをやる作業はやはり専売公社でございます、外側の方にやっていたらだいたおるわけですが、そういうようなものだと、まあいろいろこれは考えられるわけですが、そういうようなものをできるだけいろいろ知恵を出しまして、そういうようなところへ行く方は行つていただく場合もあるということ、これは労働組合のほうもそういうようなものをできるだけ広げて雇用の範囲、チャンスを増やしてほしいという希望を持っておられますし、それでまあいろいろ知恵を出したいということ、その条項が入つておるわけです。ただ、やはりまあ外側よりは労働組合の方たちもこれはもう内部の場所の配転といふことのほうが望ましいといふことは言っておられますけれども、外も雇用のチャンスの一つとして考えようじゃないかということにいたしております。

○戸田菊雄君 そすると、この退職勧奨の内容が、一つは全く本人が希望した場合、それから関連産業等も、話し合いの中で希望したような場合等々、いろいろあるわけですね。ほかに何か考えられますか。

○説明員(牧野誠一君) 関連産業の中へというこ

とで希望される方もあるかと思ひますし、それから自分で何か見つけようかという方もあるかと思ひます。それからいろいろ計算されて、あと何年かたつてやめるよりはこの条件ならいまのほうがいいんじゃないかという計算をされる方もあるかと思ひますが、これは種々雑多じゃないかというふうに存じます。

○戸田菊雄君 まあ、しかし、その原則は、あくまでも労使協約のつとめてどこまでも本人の希望といふものが根底にあることは間違いないですね。それを土台にして進みますね。ですから、少なくとも強制と思われぬもの、そういうものはないやらない、そういうことで理解をしたいのであります、その辺の解釈はどうですか。

それからもう一つは、何か時代錯誤であるといふか、専売公社はこういう合理化計画に走らざるを得ないのだ、これはもう必然的だといったようなことで、多分に責任ののれといふか、そういう答弁がちょっと考えられるわけですが、その一つは、さつきも問題になりましたように、二交代制をして、たとえば北海道の例なんかは、朝五時ごろ起きて働きにいかないといけない。それも、寒地、積雪地帯ですから、そういう気候の条件にいてきわめてひどいところも出てくるわけですね。夜にしたらどうだ。お互い家族をもつていても、いまの女性の立場といふものは、同様とはいへない、まだまだそこまですていいない。したがって、家庭に入れば、炊事の部面はほとんど分担をしてやらなければいけない。あるいは乳児養育の場合は母親がやらなければいけない。各般の負担が二重、三重、四重に加えられるわけですね。そういう中で、二交代制をあなた方が採用するといふことは、必然的にこの離職体制を推し進めるケースが一つあるとわれわれは理解するわけですね。そんなにひどいならもうやめざるを得ない、結果的にはそうなると思ひます。それは労働省にもお伺ひしたいのでありますが、最近の婦人労働者の就職状況を見ますと、これは過日予算委員会でも質問した中にお答へがなかった

のでありますけれども、どうしても若いうちに就職をしてそれで一たん結婚する、結婚をしたあとまた再就職をする。したがって、いまの女子労働者の就職年齢といふものは非常に高年齢に達しているんですね。ことに、専売事業等については、七割が女子労働者ですね。そういうものに対応する勤務といふものは、一般の社会情勢ではパートタイマー方式です。やはりそういう家事があるから、朝食が済んで十時ごろから出ていって、それで昼間は子供さんを育児所に預けるか何かして、そうして帰つたら三時か四時ですね、夕飯の支度で帰る。そういうことで長時間働くケース、こういうものが婦人の結婚以後における就職状況だろうと思ひます。そういうことでいっておるんですね。しかし、そのパートタイマーそのものには私は多くの疑問と不満がありますけれども、一応いまの社会情勢の展望としては、雇用体制の問題では非常に問題はありますけれども、そういう趨勢にいつておる。これは何かといへば、やはり両立をさせるという考え方ですね。ところが、専売のいまの二交代制といふものは、それと全く逆行しているのじゃないかと思ひますね。もう

家庭もめっちゃくちゃにして、職場に來ればきつい労働条件で機械に追い回される、こういうかっこうになるんですね。これじゃ、何といひますか、母体といふものも保護できないでしゅうし、あるいは男女同一といふすべての権利面における公平さといふものも失われるでしゅう。一体、こういう問題について労働省としてはどういふふうに考えられるか、その辺の見解をお聞かせしたい。

○説明員(牧野誠一君) 私どものほうへの御質問がちょっと前のほうにございしたので、その分だけお答へを申し上げます。

職員の意味があくまでも主になるかというお話でございますが、これはやはり両方の意思が合ふのだからと思ひますが、職員の意思が主で専売公社のほうに従ふということではないと存じます。これは、労使対等といひますか、そういうことで、配転なり、あるいは退職勧奨なり、あるいは

は関連企業への転出なりという話が進むのだからと存じます。

○説明員(藤井敏子君) 確かに、最近では中高年婦人がふえてきておられて、しかも、家庭の主婦である者がふえてきているといふことから、家庭責任と職業生活と両立させようといふような必要がありまふので、どちらかというパートタイム雇用のほうに主婦がふえていっているというのが現状でございます。

私、専売公社の二交代制の事情につきまして、その間の実情その他は詳しく存じませんので、一がい全部総合したようなことについてはちやうと申し上げられないのでございませうけれども、婦人労働者に関することを扱っております私といひましては、家庭責任といふものが全然果たされないような形でなければ二交代制が実施できないのならば、やはり問題があるのではないかと思ひます。できるだけこまやかな御配慮、ケースごとこにこまやかに御検討くださいます、家庭責任と職場責任と両方果たせるような形で御研究をいただく必要があるのではないか、そういうふうに思ひます。

○戸田菊雄君 いままでの勤務態様を見ると、通常勤務は八時から五時まで、こういうことですね。それで、なおかつ、専売の慣行が規約がそれにはちやうと私もわかりませんが、幼児がおる場合には、それぞれ企業内に十名以上ですか、そういうところには託児所があつて、正式な保育が配置をされて、それで働いてきたんですね。ところが、今回は、さつき田中委員もいろいろ指摘をされましたように、深夜に通勤範囲が含まれてくる、あるいは朝の出勤もそういう状況、こういう状況になってきておられますね。だから、確かに、合理化をする当局側から見れば、経済効率といふものはかえつて非常によくなつてくるんだといふことは間違いないと思ひます。その部面だけ考えて労働条件といふものを全く――むしろ労働条件といふものを先行させていかなければならぬじゃないか、こういうふうに考えますね。イギリスの例も

あげられましたが、それは社会環境、生活環境が全く違う。社会保障も違う。ですから、日本と比較にならないですね。政府はよく言うけれども、われわれの理解はそうではない。向こうは、むしろ、年をとって働くことが楽しみだという。イギリスあたりは完備されているわけですからね。そういうところ、日本のような無設備、過酷な条件、あらゆる角度からとらえたって、労働者は一個だって恵まれていることはいけません。その上に家族のいろいろな負担というものが持ち込まれる、こういう状況でありまして、ほんとうにあなた方は組合の意思を尊重して協議の中で事を運ぼうとするような決断をもってこの勤務態様を改善をする、この点ぐらいいろい回答があってもいいんじゃないかと思いますが、もう一回所信をお聞きしたい。総裁からひとつ……。

○説明員(北島武雄君) 二交代制を含めました現在の工場の近代化の問題につきましては、目下せつ々しく労働組合と折衝中でございます。その過程におきまして当方の労働条件は一応申し上げてございまして。なお、今後いろいろ折衝を重ねまして、円満に妥結をはかりたい、こう思っております。

○戸田菊雄君 この結論として一つは出ました。もう一切首切りはしない。あくまでも協議の原則の上に立つて進めます、これも出ました。ただ、心配されるのは、専売事業の場合は七割が婦人労働者ですから、いずれにしてもこれが勧奨その他内容は別にしまして、やめていくというふうになるかと思ひます。減っていくというふうになるかと思ひます。そういうことは、結果的に女子労働者の雇用内容というものを狭めていくことになりやしないか。ですから、これは、単に専売事業だけではなくて、国家施策の中でも十分考えていかなければいけないのでありますけれども、そういう狭めるいまの合理化というもので、これを何とか調整をとる方法はないのかどうか、この点が一つ。

それからもう一つは、いろいろと協定を見まするといふと、配置転換の内容も各種各様であります。「同一事業所で同職種または他職種への配置転換」「同一地域で同職種または他職種への配置転換」「他地域で同職種または他職種への配置転換」と、こういうことですから、たとえば業平、品川が統合されて一つの工場になっていく。結果的に、あそこは、この間われわれ見学した範囲では、九十名程度に減らされる。現行八百何名ですか、業平のほうは四百何名、これが百何名、こういうことになっていくわけですね。そうすると、十分の一度に減らされていくわけですね、最終的に。そういうことになるという、小田原工場に転動とか、そういうことになりますね。こういうことになるのであれば、持続的に希望する人が専売事業に携わっていきたいということになれば、当然、宿舎関係というものが完備されていかなければいけないと思ひます。あるいは、だんなさんが電電に勤めているとか、極端に離反した別居生活をしてはいただけないとか、こういうことになってはたいへんではありますから、その辺は各般の要求というものが出てくるだろうと思ひます。そういう万般の施策について一体どういう処置をとられるのか。この協定は昨年の九月ですから、いま四月ですから、もう半年以上過ぎていっているのですから、具体的にそういう面での施設あるいは対策というものが一体とられておられるのか。これは六工場の内容についてははっきりしているわけですから、説明していただきたいと思ひます、工場ごと

に。

○説明員(牧野誠一君) 昨年の九月にいまお話し

の協定がございまして、それからあと十月に京都の印刷工場について話がついたわけでございまして、それが、それについては具体的にございまして、ただ、今回の六工場につきましては、たしか私どものほうから二月に提案をいたしまして、それでいまそういう問題もくるめまして折衝中でございます。そので、具体的にどうというところまでまだ現在いっておりません。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

○委員(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○戸田菊雄君 時間がありませんから、答弁も要点だけ端にお願ひいたします。

○説明員(牧野誠一君) 私どものほうとしては、五月の末までに決着をつけたいというふうに存じております。

○戸田菊雄君 そうしますと、本協定を讀みますと、本合理化等の問題については三十日前に組合に全部を提示する、最低ですね、そういうことになっておりますから、五月一日以降ということになると、もう四月でしよ、もうすでにそういう内容が具体的に提示をされていくわけじゃないかと思ひますが、きょうは四月の十四日、これはどうなんですか。

○説明員(牧野誠一君) こちらからの提案は済んでおるわけでございますが、ただ、問題を残しております分がございまして、この点についてはきまるところがこれからまだ先になるだろうと申し上げたわけでございまして。

○戸田菊雄君 そうすると、六工場については、それぞれ当該場所においてやっておると、こういうことですか。

○説明員(牧野誠一君) 六工場について、それぞれ当該場所です。

○戸田菊雄君 どうも、ことばじりをとらえるわけじゃないのですが、さうだとすれば、さっき言ったような施設体制というものは並行してとられて、もうすでにここはこうしますよというやつが出てくるんじゃないかと思ひますね。さっき聞けば、そういう面については、これは今後検討しますと。見通しはいつだ、こう言えは、まだそれは言い切る段階ではないと、こう言う。どうも、答弁が非常にちぐはぐじゃないですか。いすれにしても、五月一日ということであれば、いろいろ皆さんが言っているようにほんとうに労使協約を土台にしてやっていくことですか。

本協定に基づけば、少なくとも最低三十日以前に組合に提示をして、そうしていろいろの答弁の内容について実行に移さなければいけないと思ひます。そういう姿勢については、私は非常に問題があると思ひます。少なくとも、協定を結んだ最大の趣旨というものは、労使間の紛争の未然防止でしょう。そして、労働者の了解を十分いただく。そういう中で協力し合つて、首切りや何かを出さないで、被害者というものを生じないでやっていく。時間がかけて、ということなんですね。それがために十年、五年という時間を設定しているわけでしょう、基本計画で。ところが、そういう精神にのっとっていきさかもやらないというところになるんですね。だから、大闘争が起きたりあるいはいろいろやることはあたりまえでしよ。そういう点の見解は、総裁、どうですか。

○説明員(北島武雄君) ただいま私どもがやっておりますことは、昨年の九月十三日の協定にそのまますのつとてやっておるわけでございまして、協議会に關して申し上げますが、すでにこの問題につきましては、あるものは二月の初旬、あるものは二月の下旬に提案をいたしております。それから月数を数えるわけでございます。私どものほうとしては、できるだけ説明を尽くしている。それから組合と協議に入りたい、円満に妥結をしたい、こう言っているわけでございます。ただ、組合にも、当公社の今後の計画から申しまして、できるだけ五月一ぱいにこれを詰めたというものを申し上げているわけでございまして。組合でもこれを了とされて、目下交渉中でございます。これはもう労使間の交渉でございますから、それによつて内容がきまるわけでございまして、どうかそのようにお含みおき願ひしたいと思います。

○戸田菊雄君 時間がありませんから、端的に聞きますが、専売の廃止問題で今回五十億程度いろいろ補助金を出しているようでありまして、これは二年間計画で全廃をしていく、こういう状況のようでありまして、その辺の経過についてひとつお聞かせを願ひしたいと思います。

○説明員(牧野誠一君) 塩専売廃止についてという御質問でございますが、まだそこまではつきり方針がきまつたような事実はございません。私どもは、塩は、いまの塩田製塩からイオン交換膜の製塩に転換して、塩は塩として国際競争力をつけていきたいということで、そのためにたゞいまお話しにございました五十億という予算を計上した次第ですが、この問題につきましては、私も、昨年の春から塩業審議会にどういふふうにしたらいいかというところをおかりしておりまして、この結論を待ちまして具体的にどういふ方向へ進行したいと考えておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 たばこ小売店の指定内容についてはどうなっているのでしょうか。たとえば、第一種、第二種と現在ございますが、その辺も改善をとっていくという意向でございましょうか、それが一つ。それからいま専売の婦人労働者の平均賃金はどのぐらいでしょうか、年齢と、ちょっと教えてください。

○説明員(斎藤欣一君) たばこ小売店の点につきましては、私からお答え申し上げたいと思っております。

第一種、第二種とおっしゃいましたが、そういった名前実はつけておりません。一般の小売店、通行するお客さまを相手にした小売店と、それからたとえばこの国会の会館の中の売店のようないくつかの小売店と、そういう二つの区分けはいたしております。いままでやっておりますような小売店をどういふふうには配置していきまつかということにつきましては、いろいろ考えなければいけない問題があることでございまして、一つは、世の中の状態がたいへん変わつてきております。交通状況が変わつております。そういう場合に、どうしたらお客さまが不便なしにたばこを買えるかという体制を考えなくちゃいかぬのと、もう一つは、先ほどから議論になっておりますが、時間的配置といいますが、朝早くはたばこを買えません。夜は早くしまつてしまいます。そういう地理的、時間的配置というものの変化に

じてたばこの小売店をどういふふうには配置していくかということは今後考えなければいけない。現在すでにある部分はそういった感覚を取り入れて始めておりますけれども、なおいろいろもつともつと検討していきたい。たとえば自動販売機をどういふふうには使つかないかといったような、いろいろ検討していかなくちゃならぬ問題はかなり多いかと思ひ、せつかく検討中でございます。

○説明員(牧野誠一君) いま、婦人労働者の平均給与の数字を手元に持つておりませんので、後刻お届けしたいと思ひます。

○説明員(北島武雄君) ちょっと、先ほどの五月のめどの問題につきまして誤解を招いてはいけませんので、正確に申し上げますと、当方いたしましたは、五月末までに何とかきめたいということと組合に申し入れてあるだけでございまして、組合がこれを了承したとか、そういうことではございません。当方の意向は伝えたいということで、組合がこれを了承しているわけじゃないと思ひます。この点はひとつ組合のために申し上げておきます。

○戸田菊雄君 最後に、賃金の問題は、私の記憶では四万四千円見当、公労協の総体賃金はもっと上がつてゐるのではないかとと思ひますが、おそろく女子労働者としてはどういふことだと思ひます。これは労働省の婦人労働課長にお伺いしたいのでありますが、いま年齢が四十近く、ないし三十五、六、この辺の婦人労働者の民間賃金平均はどのぐらいになっておるか、それを一つお伺いすると同時に、いまの日本の婦人労働者の賃金というものはきつめて低賃金ですね。男女同一労働同一賃金、こういうことばのもとにやられておるのですが、これはどういふ指導というものを労働省では各企業なりどういふものにやつてゐるのですか。たとえば、一例ですけれども、タクシとかハイヤーの運転手ですね、そういう人たちに對しては、当該運輸省から、固定給をもつと持つていきなさい、大企業はできるだけ固定給を引き上げろと、こういうことをやられてゐるわけ

ですね。あるいは、人事院は、公務員に對してはこうしなさいと各般の示達事項があるわけですが。公労協については、それぞれ労使が団交で取りきめますから、本来賃金の決定はそこになるわけですが。しかし、いづれにしても、いまの女子労働者の賃金というものは、各企業、各層、非常に低い。やはり元締めとしてこの指導を行なつていくのが私は労働省だと思ひます。だから、こういう問題についてどういふふうには考えておるか、その辺の見解を承つて、終りたいと思ひます。

○説明員(藤井敏子君) 婦人の賃金が一般に低いという御指摘だつたと思ひますが、確かに、現金給与額そのものを見ますと、婦人のほうが男子よりは低くなつております。ただ、弁護するわけではございませんが、この現金給与平均額といふのは、日本の年功序列賃金体系下でその制度を取り入れてゐる企業がまだたいへん多うございまして、どうしても勤続年数、年齢、学歴、そういったものが要素となつておりましたことから、平均いたしました女子のほうが低うございします。で、金額そのものを見てすぐに男女差といふのは言えないんじゃないかと思つております。ですけれども、何と申しましたも、確かに女子の賃金は何かまだ適正にきめられていない面があるのではないかと一々たうな感じが私どももする場合があります。その理由といつたしましては、たとえば、最近では職能給的あるいは職務給的要素もたくさん取り入れられてきておりますが、そういういたしますと、現在の仕事に對する評価というものが賃金に出てきておりますが、婦人の場合は高く評価されるようなポストになかなかつてくことができない、あるいはそういうポストにつくための訓練の機会等にもまだ恵まれない企業もあります。前に比べればだいぶよくなつてきてゐると思ひますけれども、そういうたうな賃金を規定するそれ以前の面でまだいろいろな意味での男女格差、待遇上の差別がいくらか残つてゐるのではないかと。そういうことから、賃金の面に、年齢とか勤続年数以外のところでも女子が低いということが

出てきたのではないかと今に考えております。ですけれども、だんだん、少のうございすけれども、徐々にございすけれども、この男女間の賃金格差は縮まりつつあります。

それで、私も事業場を回つたりしてまいりますときに、全国に婦人少年室という出張機関を持つておりますけれども、その職員が婦人労働の実態を始終見て回つておりますけれども、そういうときに、賃金そのものよりもむしろ企業において婦人と男子との待遇の状況を見たり聞いたりいたしまして何かこう釈然としない面があらまうときは、その実情を事例的によく伺つたり、あるいはチャンスを与えたら、あるいは昇給昇格の面ではつきりしないと思はれるところがありまして、それを使用者が方々と話し合つて、できるだけ婦人についても公正な目で能力のある者について適正な評価をするようにといった意味の話し合いを持つての指導というのをいたしてあります。これは個々のケースでございしますが、そのほかに、私どものほうでも年に一べん「働く婦人の福祉運動」というキャンペーンをいたしてありますが、その期間中に、男女均等待遇の促進とか、あるいは男女同一労働同一賃金の促進といったようなことをキャンペーンを通じて指導し、一般社会に對して啓蒙をいたしてあります。

○戸田菊雄君 委員長にお伺いを最後にいたしますが、正式に政府委員を通して専売当局に對して資料要求をやつたのであります。きのう、幸いに協力をいただいた一端の資料はいただいたのですが、まだ来ておらない資料があります。要員配置その他の項目十項目がいつてゐるはずでありますから、その資料をすみやかに出していただくと同時に、この前、昨年の九月ですか、一端の資料を要求したのだけれども、それがナシのつづてでいまだに御提出がなかつたという事例がありますから、適切にその資料の提示をお願いしたい。これは委員長からお願ひしたいと思ひます。これだけの大計画でありますから、きょうは時間がありますから十分ながら終わりますけれども、いづれま

た機会を得まして質問してまいりたいと思ひます。その点をお願いいたします。

○委員長(栗原祐幸君) 戸田委員の要望につきましては、すみやかに善処し、御提出をいただきましたと思ひます。

本件の調査は、本日はこの程度にとどめて、午後三時まで休憩いたします。

午後二時十五分休憩

午後三時十九分開会

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び関税法等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最初に、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品税につきましては、国際競争力の強化、新規課税物品に対する税負担の激変緩和等の見地から、トランジスタテレビジョン受像機等八品目につきまして、暫定的に非課税または税率の軽減等の措置を講じてまいりましたが、これらの措置の期限が本年中に到来することになっております。

これらの物品のうち、パッケージ型ルームクーラー、ステレオ式の拡声用増幅器等につきましては、すでにその目的を達成したものと認められるところから、その期限到来とともに本則税率を適用することが適当と考えられますが、トランジスタテレビジョン受像機は四品目につきまして、は、なお、その生産及び取引の実情にかえりみましてその税率を漸進的に引き上げる等の措置をとる必要があると認められますので、ここに、この

法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、現在非課税とされ、または軽減税率が適用されておりますトランジスタテレビジョン受像機、電子楽器、温蔵庫等につきましては、原則として、毎年その税率を五パーセントずつ引き上げて漸次本則税率に移行するよう措置することとしております。

次に、オールチャンネルテレビジョン受像機につきましては、UHF放送の受信回路に関する課税標準の特例措置の期限を、昭和四十六年三月三十一日まで延長することとしております。

このほか、これらの物品に関する手持品課税について所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、関税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最近におけるわが国を取り巻く貿易環境の変化、国内産業の動向等に対応し、関税率について所要の調整を行なうとともに、関税の減免還付制度について重油脱硫減税制度を新設する等の整備を行なうため、関税法及び関税暫定措置法の改正を行なう必要があり、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、関税率の改正であります。今回の改正におきましては、関税率法及び関税暫定措置法を通じて五百八十一品目の関税率について所要の調整を行なうこととしております。すなわち、新たに関税率の引き下げを行なうものは、小型乗用車、ナチュラルチーズ、大豆等の百十一品目、関税率の引き上げを行なうものは、関税割当制度の二次税率を改正するトウモロコシ一品目、暫定税率の適用期限の延長等を行なうものは、バナナ、パイナップルかん詰め等の七十五品目であります。また、協定税率が適用されない国の産品と協定税率が適用される国の産品との間に生

ずる関税格差を解消するための措置等を引き続き講ずるものが三百九十四品目となっております。

第二は、関税の減免制度等の改正であります。まず、亜硫酸ガスによる大気汚染公害対策の一環として、関税暫定措置法に重油脱硫減税制度を新設することとしたしております。この制度は、脱硫される重油一キロリットルあたり三百円の割合で、その原料となる輸入原油に対する関税の軽減を行なうとするものであります。

このほか、関税暫定措置法につきましては、加工再輸入品に対する減税制度の適用対象となる品目の追加等を行なうとともに、現行の減免還付制度の適用期限をすべて明年三月末まで延長することとしたしております。

また、関税法につきましても、市況の高騰時における輸入豚肉の関税減免制度の弾力化、輸出戻税制度の適用範囲の拡大等をはかるとともに、教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定への加入に伴い、ニュース映画用フィルム等を免税とする等、規定の整備を行なうこととしていたしております。

なお、以上の改正の実施時期につきましては、重油脱硫減税等法案中に特に定めのあるものを除き、本年五月一日といたしております。

以上が、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその内容であります。

なにとぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、補足説明を聴取いたします。高木審議官。

○政府委員(高木文雄君) 物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

物品税につきましては、国際競争力の強化、新規課税物品に対する税負担の激変緩和等の見地から、トランジスタテレビジョン受像機等八品目につきまして暫定的に非課税または税率の軽減等の措置を講じてまいりましたが、これらの暫定措

置の期限は、本年三月三十一日または九月三十日にそれぞれ到来することになっておりましたところ、さきに成立いたしました昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法によりまして、さしあたり三月三十一日の期限が四月三十日まで延長されましたことは、すでに御承知のとおりであります。

これらの暫定措置の適用を受ける物品のうち、パッケージ型ルームクーラー、ステレオ式の拡声増幅器及び大型の複合型スピーカシステムにつきましては、すでにその税率軽減の目的を達成したものと認められますので、その期限到来とともに本則税率を適用することが適当と考えられますが、トランジスタテレビジョン受像機は四品目につきましては、いま直ちにこれらの物品に本則税率を適用することとしたした場合に、その税負担が急激に上昇し、生産、取引に影響を及ぼすことを考慮して、その税率を漸進的に引き上げることとしております。

すなわち、トランジスタカラーテレビジョン受像機、十三型以上のトランジスタ白黒テレビジョン受像機及び電子楽器につきましては、現在いずれも暫定的に非課税とされておりますが、期限の到来とともに自動的に一五％ないし二〇％の本則税率が適用されることとなりますので、昭和四十六年三月三十一日まで五％、昭和四十七年三月三十一日まで一〇％の軽減税率をそれぞれ適用し、同年四月一日から本則税率を適用することとしております。

また、温蔵庫、十二型以下のトランジスタ白黒テレビジョン受像機、ステレオ式の電圧増幅器及び小型の複合型スピーカシステムにつきましては、現在いずれも五％の軽減税率が適用されておりますが、期限到来とともにいずれも自動的に一五％の本則税率が適用されることとなりますので、昭和四十六年三月三十一日まで一〇％の軽減税率を適用し、同年四月一日から本則税率を適用することとしております。

このほか、オールチャンネルテレビジョン受像機のUHF放送の受信回路に関する課税標準の特

例措置につきましては、課税標準から三千五百円を控除することとしておりますが、最近におけるその生産、消費の状況等にかんがみ、昭和四十六年三月三十一日までこの措置を延長することとしております。

なお、これらの物品に対する手持品課税につきましては、最近における取引の実情等に見合つて、一部の物品についてその課税最低限数量を引き上げる等、所要の整備合理化をはかることとしております。

以上、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の提案理由を補足して御説明いたした次第であります。

○委員長(栗原祐幸君) 上林関税局長。

○政府委員(上林英男君) 関税法等の一部を改正する法律案につきまして、改正案の内容を補足して御説明申し上げます。

まず、関税率の改正について申し上げます。参考として提出いたしました昭和四十五年度関税改正案一覽表の総括表にありますが、今回の改正対象品目は合計五百八十一品目であり、その内訳は、新たに関税率の引き下げを行なうもの百十一品目、関税率の引き上げを行なうもの七十五品目のほか、いわゆる関税格差の解消その他の措置を継続して実施するための法律上の手当てを行なうもの三百九十四品目となっております。

なお、この五百八十一品目のうち、関税法別表の改正によるものは一品目であり、他の五百八十品目は関税暫定措置法の別表の改正によるものであります。

個別の品目に関する現行税率及び改正案につきましては、この資料を御参照いただきたいと思います存じますが、以下、今回の改正のおもなもののについて御説明いたします。

ナチュラルチーズにつきましては、今回、関税割当て制度を新設し、国産品を使用するチーズ製造者に対し、国産品の使用量に応じて通常の三五%の関税率より低い一〇%の一次税率による関

税割当てを行なうことにより、国産ナチュラルチーズの使用を促進することとしたしてしております。

次に、バナナにつきましては、明年度も、なお現行の六〇%の暫定税率を継続することとしたしてしております。

次に、紅茶につきましては、本品が開発途上国の関心産品であり、また、消費生活にも関連の深い物質であることを考慮しまして、関税率を三五%から二〇%に引き下げることにいたしました。

次に、トウモロコシにつきましては、これから製造されますコンスターチと国産のイモでん粉との競合関係を整えるため、従来から関税割当て制度を実施してきたところでありましたが、最近におけるコンスターチ企業の生産の動向等を勘案し、今回、二次税率を引き上げるとともにスライド関税を採用し、あわせて制度の期限を三年間といたしております。

次に、大豆及び菜種につきましては、これも消費生活と関連の深い物資であること及び食用油の自由化を控えていること等の事情を考慮し、関税率をそれぞれキロ当たり二円四十銭及び四円に引き下げることにいたしました。

次に、小売用医薬品につきましては、卸売り用のものとのバランスを考慮して、関税率の引き下げを行なうこととしたしてしております。

次に、小型乗用車につきましては、わが国の現行関税率は欧米諸国に比較して高率であります。わが国の自動車産業の生産及び輸出の現状にかんがみ、かかる高率の関税を維持する必要があると見てまいりましたのみならず、これがかえって輸出の障害となるおそれも出てまいりましたので、今回、関税率を二〇パーセントに引き下げることにいたしました。

次に、協定税率が適用されない国の産品に対する関税格差の解消の措置について御説明いたします。この問題につきましては、昭和四十三年三月の当委員会における附帯決議の御趣旨に沿つて、

昨年度までに三百五十三品目の関税格差の解消を実施したところでありますが、これらの措置はすべて明年度にも継続し、ケネディラウンドの進行にあわせて引き下げを行ないますとともに、これまで格差解消の例外となつておりました品目のうち千しブドウ等五品目を追加し、また、昭和四十三年に新たに輸入の行なわれたもの等三十五品目につきましても、格差解消の措置をとることとしております。

以上が関税率の改正のおもなものであります。次に、関税の減免制度等の改正について申し上げます。

今回新設されるいわゆる重油脱硫減税制度は、亜硫酸ガスによる大気汚染公害問題の緊急性にかんがみ、燃料重油の低硫黄化を助成する措置であります。また、水素添加脱硫装置によって脱硫される重油の数量を基準にして、脱硫重油一キロリットル当たり三百円に相当する金額を、その原料となる輸入原油の関税から軽減するものであります。

また、昭和四十四年度に新設されました加工再輸入品に対する減税制度の適用対象品目として指定されております十一品目に加え、今回、国内産業に影響を与えるおそれがないと認められる半導体集積回路等三品目を指定することとしたしました。

関税法関係では、輸入豚肉の関税減免制度の手直しを行なうこととしたしました。すなわち、豚肉の国内卸売り価格が安定上位価格をこえて騰貴している場合に限り減免制度が発動されることとなつております点を改め、安定上位価格をこえて騰貴するおそれがある場合にも関税を減免できるようにする趣旨でありまして、国内生産に支障を生じないよう留意しつつ、必要に応じ弾力的に運用してまいりたいと考えております。

また、輸出貨物の製造に使用される輸入原料品の関税を払い戻すいわゆる輸出戻税の制度につきましても、その適用範囲を拡大し、蒸気等の発生装置に使用される燃料油の関税負担をも戻税額の算出基礎に加えることとしたしました。

このほか、今回国会で御審議をお願いすることになっております教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定への加入に伴い、同協定上の義務を履行するため、ニュース映画用のフィルム及びニュース用のビデオテープについて免税規定を設けるとともに、国連またはその専門機関が製作した教育的、科学的または文化的なフィルム、録音物等についても免税できることとしたしてあります。

以上で関税率法等の一部を改正する法律案についての補足説明を終わります。

○委員長(栗原祐幸君) これより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○成瀬輔治君 ただいま提案理由及び補足説明等をお聞きしたわけでありまして、その補足説明の中で、物品税関係で、二ページのところに「トランジスタテレビジョン受像機は四品目につきましては、こゝろありますが、四品目とは何と何をいいますか。」

○政府委員(高木文雄君) 一つは、トランジスタテレビ受像機でございますが、それから次は電子楽器、それからステレオ式電圧増幅器、その次が複合型スピーカシステムの中の小型のもの、もう一つは温蔵庫、以上トランジスタテレビを入れます五つでございます。

○成瀬輔治君 通産省並びに企画庁の方がお見えになります。提案理由の説明をお聞きして、税負担が急激に上昇し、生産、取引に影響を及ぼすから上げぬと、こう言っているわけですが、そこで、いま示されたうち、たとえばカラーテレビの例をとつてもいいと思いますが、まあカラーテレビあるいは白黒のテレビでもそうですが、生産原価は一体どのくらいになっているのか、あるいは生産はいまどのくらいつづいておるのか、しかも、これは輸出しておりますから、輸出価格なんというものはあるはずなんです。私は、逆に、製造価格なりあるいはマージン等いろいろなもの

を勘案いたしましたも、税を上げて小売り価格に影響しないという立場をとっておるわけですが、もうここまで来た以上いいじゃないか、こういうのですが、一体こういうような点についてどのくらい資料がたどれば通産省にあるいは経済企画庁に集まっているのか、まずお聞きしたい。

○説明員(山形県治君) カラーテレビの生産数量、輸出数量等について最初にお答えいたします。

カラーテレビは、昭和四十一年ごろにはわずか五十二万台くらいであったわけですが、最近逐年数量が増加いたしまして、四十四年におきましては四百八十三万四千台の生産を遂げております。そのうち、輸出数量につきましては百万三千台ということに相なっております。

お尋ねのコスト等につきましては、これはなかなかわかりにくい点があるわけですが、これはなかも、現在私のほうで調査等を行なっております。点に基づきまして御説明申し上げますと、カラーテレビの十九インチのコンソレツトタイプというタイプで標準的に国内の現金小売り正価につきましては十五万五千円程度ということに相なっております。これに対応します輸出価格は、FOBでおおむね六万五千円くらいということでございますが、お尋ねが詳細でございますのでしたのことはつきりいたしませんので、ちょっと言い過ぎるかもしれませんが、この間の開きはいろいろと事情がございます。たとえば輸出価格の中には、これは工場渡しでございますので、たとえばアメリカに輸出します場合のアメリカ国内の卸、小売りのマージンが全然入っておりません。それから、いま本日問題になっております物品税も、当然に輸出価格には国内の物品税は入っておりません。その他、米国内の広告費等も入っておりませんので、私のほうにいたしましては、この国内価格、輸出価格の差はまあ妥当なものではないかと思っております。

それから物品税関係で、これを特別の措置をしながらも小売り価格その他に影響なく吸収できるの

ではないかというお話でございましたけれども、何ぶんにも、カラーテレビは、先ほどちょっと申し上げましたように、最近時において生産、出荷が伸びておるものでございまして、白黒のほうにつきましては現在七百三十万台くらい四十四年度で生産されておるような状態で、カラーテレビにつきましてはまだ普及率その他につきましても若干おくれしておりますので、なおこの際物品税上の優遇措置等をぜひ必要とするわれわれは考えておるような次第でございます。

○政府委員(矢野智雄君) ただいまお尋ねになりましたカラーテレビの製造原価等につきまして、私も詳細なデータを持ち合わせておりません。公共料金等認可にかかわりますものにつきましても、ここに経済企画庁と協議するような事項につきましては、そのつど必要なデータの報告を受けて検討いたしますが、そうでない性質のもの、いわゆる自由価格のものにつきましては、特別に原価調査をいたしておるわけではございませんので、詳細なデータは持ち合わせておりません。

なお、物品税の問題でございますが、こうした間接税が末端の価格にどう影響するか、この点は一般的には言えないかと思っております。租税がどちらへ転嫁するか、これは一つにはそのときの経済情勢によるところが大きいかと思っております。私どももいたしましては、何といいたしても物価が上がることは非常に困るわけでありまして、それに、現在の状況では、とかく何かそこに問題が起りますと、価格なり賃金の引き上げによって切り抜けていくとするようなこういうムードと申しますか、それがまあ高度成長が長く続いたことと関連いたしますが、そうしたムードがやや強まっているきらいがありますので、こうしたときには何らかの価格引き上げの材料を与えることは一般的にはあまり好ましくないというように考えておまして、この点は慎重でなければならぬと思っております。もともと、一般的には税金をどういう体系で取るか、これにはそれぞれいろいろこれ

からの考えもあるかと思っております。また、物価情勢ももっと沈静化され、かりにそういう間接税が増徴されても一般に転嫁しないような状態をつくるのが重要であると思っております。そうしたことは私も一般的に申し上げられることでありますが、ただ、個々の品目につきましては、それぞれいろいろ競争条件あるいはその商品の性格によって違ってくると思いますが、それで話しのカラーテレビの場合には実際どうなるか、これが物品税の末端の価格に転嫁されるか、あるいは製造段階に吸収されるか、私も詳細なその点の検討をしておるわけでもありませんし、データを持ち合わせてませんので、的確なことは申しかねますが、おそらく大蔵省のほうでこうした改正を考えられておる背後には、小売り価格にこれが押し出されるような状況にはなからうという御判断があるものだと思います。

○成瀬治君 そうすると、企画庁のほうではあまり勉強しておらぬと。カラーテレビならカラーテレビが、生産原価が幾らで、どんなふうに管理価格になっているのか、カルテル行為がどうなっているのか、あるいは二重価格がどうなっているのかとか、そしてこれがどういふふうに行なわれておるとどうだかということについては、あまり関心がないのですか。

○政府委員(矢野智雄君) いまおっしゃいました点について関心がないわけではございませんので、私も直接この原価を調べたりすることは現在はいいたしておりませんが、しかし、カラーテレビにしましては、これがどういふ価格で売られていくかにはもちろん重大な関心があります。また、その価格形成においてもそれが独占禁止法に触れる、そういう問題があると思っております。これは公正取引委員会のほうで十分調査していただかなければなりませんし、当然公正取引委員会でもその点は検討しておられると思っております。もしそういう疑義が生ずる場合には、公正取引委員会のほうにも私どものほうからもお願いする必要があるかと思っております。また、そうした

ぐ独禁法云々ということを別にいたしましたも、個々に何か価格の形成の上にどうかと思われるような点がありましたら、その点は関係行政機関でなるべくそこをうまく指導していただくように私どもとしても要請し、そうした連絡はとってまいりたいと思っておりますが、直接原価を私どものほうで調べるといふことは、こういう自由な価格のものについては原則としていたしておりません。

○成瀬治君 今後、こういう耐久消費財について、企画庁が国民生活の――会社はもうけようとしておりますね。そうしますと、自由経済だからもうけさえすればいいんだ、会社が幾らでつくろうが幾らに売ろうが、そして需要と供給の関係でやられるのだから差しかえないんだ、経済企画庁はそういう耐久消費財が資本主義経済において自由にやられていることについては何も触れない、成り行きだ、こういうことなんですか。

○政府委員(矢野智雄君) 自由な価格につきましては、政府が直接それにどうこうするたてまえにはなっておりませんが、原則的には需給によって調整されるべきものだと思っております。むしろ、なるべく需給でうまく調整されることを望んでおります。そのためには、その需給の調整を阻害するような要因、競争制限的な行為があるかと、これは需給がうまく調整されなくなりますので、そうしたものはなるべく排除していくのが本来の行き方だと思っております。その結果として、個々の商品にはいろいろ動きがあると思っておりますが、物価全体として上がるか上らないかという点につきましては、私も物価政策の重要な一環としてたびたび申しておりますように、全体の経済の運営、総需要の調整ということはこの重要な課題になってくるかと思っております。そうしたことで調整するのが重要でありまして、個々の価格になるべく自由な競争の中で適正に価格が形成されることをむしろ望んでおります。しかし、それは申しまして、完全にどこまで自由な競争が実際に進行しているかどうか、きわめて疑問がある場合も

ありますので、この点は独占禁止法の厳正な運用、あるいは、こうした際でもありますので、それ以外に何か疑問が出てきそうなものがあれば、関係各省でそこをうまく指導していただく必要も場合によっては起こってくるのじゃないかというように考えております。

○成瀬権治君 確かに、そういう事柄とかカルテル行為の問題については一つは公取がやるからいいじゃないか、あなたのほうですと国民生活それだけで、物価の問題につく守備範囲は、政府のやつておる公共料金的な、あるいは政府が政策的にたとえば酒だとかノリだとかそういうようなことをやっているものについてはとかやかく言うけれども、あのほうはむしろの守備範囲外だ、あとは総需要との関係なんだ、総需要を減らしていけば物価が云々されるからということですか。

○政府委員(矢野智雄君) もちろん、総需要だけでいいと申しているわけではありません。ただいま物価政策全般について申し上げたわけではございませんで、ただ、自由な価格によって変動する場合同、そうしたものに對する調整の一つを申し上げたわけですが、物価政策を私どもで扱っておりますといいますが、総合調整官庁として各省と協議してやっております方針は、一口に申しますと、もちろん総需要政策が大前提であります、それからさらに個別の対策といたしましては、いわゆる生産性を向上させるための対策、これはすぐ価格にじかに触れるものではないが、価格がなるべく上がらないような基礎をつくっていく、このためにも関係各省とも絶えず協議いたしまして、こうした面にも努力したのだとか、あるいは予算編成にあたりまして、そうしたものに對して各省ともいろいろ連絡をとっております。あるいは、そのあとの実行段階についても、いろいろ協議しております。それからもう一つは、そうしてさらに生産性が向上し体質が改善されまして、それが価格に反映しなければなりませんので、その点につきましては、競争条件の整備という、先ほどから申しておることに関連し

ますが、そうしたこととか、あるいは公共料金、これも私どもの重要な仕事の一環であります、もちろん総需要と公共料金だけというわけではありませんが、何ぶんにも御承知のように物価といふものはあらゆる経済の総合的なツケのようなものでありますので、どれ一つだけというわけにはまいりませんから、いま申しましたようないろいろな点につきましましてそれと関係の省と絶えず協議していくことにしております。

そのための機構といたしまして、御承知のように、物価対策閣僚協議会、さらには各省との間の物価担当官会議、こうしたものを通じて絶えず連携をとっております。また、四月一日に物価対策閣僚協議会を開きまして、そこで景気全体の問題についてとにかく引き締め策を堅持するということの了承を得ますとともに、さらに、いま申しましたような個々の問題につきましまして早急に具体策をつくつてこの閣僚協議会で検討するという手はずになつておりました、近々のうちにそうした具体策を詰めていくことにしております。個々のこと、すべて全部はかの省に關係いたします。経済企画庁は、物価安定という立場から、そうした総合的な見地から各省とそれぞれ協議して推進してまいろうと申しているわけでございます。

○成瀬権治君 まあこんなところでとやかく言いたくないですけれども、おやりになることはいいが、税金はお使いになるようだけれども、さっぱり効果はあがらぬようだ。承つておつて、何をやることになるかさっぱりわからぬ。むしろ、そういうことよりも、たとえばカラーテレビとか、二、三品でいいですよ、あなたのほうでいへん品目を指定して、原価は幾らでつくられていたのか、それが御はどうなつて、小売りはどうなつておるか、そうしてその会社はどのくらいそれによつてもうけているのかというのを、モデル的なものをピックアップされて、耐久消費財なら耐久消費財あるいは野菜なら野菜がどうだというよりなものを徹底的に一べん追及されてみたかどうかですか。それが税金の生きた使い方だと私は思う

んです。そうして追跡されて発表されれば、そこさへ、悪いところさえ直されればそれでいいわけでしょう。そういうことをやられぬですか。

○政府委員(矢野智雄君) 物価政策の一環といたしましては、一つには生産性が向上していった場合に、その成果をなるべく価格に反映していく、これも重要な一つの環になります。これにつきましまして、基本的には競争条件の整備をはかるというところは重要であります、しかし、いま御指摘のような、ある品目につきましてもそこに問題がありそうだと、あるかないかは調べてみなければわかりませんが、ありそうだと、もしそういう声が大きいものにつきましまして、それぞれの関係省と連絡して、いまおっしゃるような方向も一つの検討の対象になるかと思ひます。ただ、あくまでも公共料金のものと違ひまして、自由な価格のもの、原価を公表しているもの以外のものを資料で調べるという特別の権限はございませんで、また、そこまで立ち入るということではできませんが、しかし、いろいろな資料、すでに公表された資料もあるかと思ひますので、そうしたことで問題のありそうな場合には関係各省と連絡してそこはなるべくうまく指導していただく、これも必要な対策であるかと思ひます。そうした方向も現在物価対策の具体的な政策の一環として検討しております。

○成瀬権治君 あなたの話を聞いてみると、やるかやらぬかわからぬ。そうではなくて、もつとずばり、耐久消費財でいま売れ行きの伸びているもの、その伸び率の大きいのは自動車です。その次はカラーテレビ、クーラー、ものすごい伸び率でしよう。五〇%とか四〇%とかいふ伸び率です。こういうものについて、ずばりと一度見て、会社があるうけていふこともわかるでしよう。ソニーは今度時価発行するといふ。六十五倍以上でしよう、時価発行するのは、松下はどのくらいもうけているか、私が言わなくてもあなたのほうがよくわかる。もうかるということは、生産原価よりもたくさん高く売れるからもうかるんですよ。

そうでしよう。もうかるということはそれ以外にないでしよう。もうかるということは、百円でできたものを一万円で売ればもうかるんですよ。百円でできたものを百十円で売つておれば、もうかるんですよ。利潤をあげるということは、簡単に言へばそういうことなんですよ。ですから、問題がありそうだとかなさそうだとかじゃないんですよ。国民の生活で物価をおれのほうは不当なことばやらせぬぞと、自由であつても不当なことは公共のためにはやらせぬぞと、もつと公共のほうを優先させますよという姿勢があつていいと思ひます。だから、ずばり特定品目をあなたのほうで自由に選んで、そうして、いま言つたように、原価はなるほどなかなかそれはわからぬでしよう。わからぬけれども、おおよそのことはわかつてくるわけですよ。カルテル行為があるとかないとか、そういう調査はそれは公取の問題になるかもしれないけれども、あなたのほうはあなたのほうの独自の立場として、企画庁は物価の安定をするんだ、国民に不当なものは買わせないぞという代弁をするのがあなたのほうの役所の仕事だと思ひます。だから、それをずばりおやりにならないければいかぬと思ひます。それをやるということなのかやらぬというのか、具体的に——検討する検討するで検討だけで済んでしまへば、なんにもならぬですよ。早くやらなきゃいかん、やるなら。

○政府委員(矢野智雄君) ある商品、ある企業がもうかつていふかもうかつていないかということだけでは、その価格が不当であるという必ずしも判断になりにくい点があるんですよ、不当であるかどうかは、その価格形成に何か不当なものがあるかどうか、こういう問題があれば、公正取引委員会でももちろん独禁法の関係から調べることもあつていふ。ですから、ただもうかるものかと思ひます。すく不当だと言ふことはできないと思ひます。しかし、非常に物価問題は忙しいときでもありますので、引き下げの余地のあるもの、あるいは生産性の非常に上がつていふもの、

こうしたものは、それを賃金と利潤で分けるだけ
でなくて、価格のほうにも向けていただくように
なるべく御協力をいただきたい。そうしたこと
を、まあ関係行政機関でもどうこうする権限はな
いわけでありませうけれども、そこをなるべくうま
く指導していただきたい。そういう観点では、私
どももいろいろ関係各省に御要望もし、協議はし
たいと思っております。

○成瀬権治君 まあここでたよりない話を議論し
ておつても、国民はさつぱり期待が持てそうもな
いですよ。何をやろうとされておるのか、私には
さつぱりわからない、何をやろうとするのか。企
画庁で、物価の問題について、価格形成なら価
格形成で、不当か不当じゃないかよりも、何をや
ろうとされるのか、さつぱりわからない。具体的
に品目を設定して今後やる意思があるのかないの
か。

○政府委員(矢野智雄君) ただいまカラーテレビ
の問題を取り上げられましたので、この点につき
ましては、先ほどから申し上げておりましたように、
直接すぐどうこうする権限はないわけでありませ
うが、いま御指摘のような、もし疑義があるとし
ますと、そこはなるべく価格の引き下げにも向
けていただくように御指導なり御協力をお願いし
たいということだけ申し上げておきます。物価政策全
般につきましても私どもすべてを具体的に申し上げ
たわけじゃありません。物価政策全体としてはこ
れがなければ物価政策がほかにはないのだという
ことではありませんで、その点はあるいは本題で
もありませんかと思ひますが、その点は、先ほど
申し上げたわけでありませうが、その点は、先ほど
申しましたように、全般的にそれぞれの具体策を
詰めておられます。これは、単に、そのうち詰める
とか、あるいはそのうち実施するということでは
なくて、なるべく早い機会に具体策を詰め、実施
に移すいま段取りを進めておられますので、その点
はもうしばらくお待ち願ひたい、かように思ひ
ます。

○成瀬権治君 まあ、企画庁というのが、私も、
置かれておる地位、いろいろな点がたいへんなど
ころだということはおわかりませう。わかりませうが、
物価の問題でたとへば物価安定推進会議等であ
んなものをとお出しになりましたね。一年半かか
つて、さてこれが実を結ばないかになりますと、か
ら鉄砲に終わるやうなのがたたくさんある。せつか
くお出しになったのがから鉄砲に終わるやうなの
がたたくさんある。そういう点等を勘案しながら
やつてまいりますと、物価の問題について政府の
取り組む姿勢の問題もからんできます。しかし、
いろいろなことを言ひませうけれども、大臣がどう
なろうと——かわるとかどうなるというのじゃな
くて、ほんとうにあなたのほうに独自の力という
ものを発揮し、あるいは独自の影響力が出て、そ
して物価が下がったというものを、一つでもいい
から、二つでもいいから、年間におつくりになる
のが使命だと思ふ。そうすれば、その影響力が他
に影響してくると思ふ。ですから、いろんなこと
もそれはやつてもらわなければならぬわけでも
も、こういう問題についてもひとつ関心を持って
やつていただきたいと思ふ。それは障害が出てき
ましよう。権限がないのに何だ、あるいは立ち
入りができないで、いろいろな問題が出てくると
思ひます。そういうことをお願いする以外にな
いと思ひますから、それはそれできょうはこれだ
けにしておきます。

続いて、私は、通産省あるいは大蔵省に資料要
求をしたいと思ひます。
カラーテレビは、いま生産台数はお聞きしまし
たが、四十一年から四十四年くらいまでの一体生
産がどのくらい伸びておるかというのを年次別
にお願ひしたいという点が一点。
二つ目は、原価の問題についてはいろいろなこ
とがあるやうですが、この前のあのアウトサイ
ダー——はずれた人たちが出したものがあるわけ
ですよ。それが通産省にないなんというところは
をです。知らぬぞなんということはない。ですが
ら、カラーテレビあるいは白黒のテレビの製造原
価、それが卸に幾らで行つて、小売りに幾らに流

れておるか、その資料は通産省、大蔵省でお出し
願ひませうか。
それからもう一つは、自動車もついでにお願ひ
したい、乗用車です。

○政府委員(高木文雄君) 生産高の数字はすぐお
示しできると思ひます。たまたまここにござ
いますので、ちょっと申ししますと、カラーテレビ
は、四十一年の生産高は五十二万台になっており
ます。四十二年が百二十八万台、四十三年が
二百七十三万台、四十四年は、いま進行中と
いうか、まだ数字が正確につかめておりませ
んが、約四百九十万台くらいだと思ひます。
自動車の数字は、いまちょっとここに……

○説明員(山形榮治君) 自動車の生産台数を申し
上げますと、自動車といひましてもいろいろと分
かれておりますので、一番典型的な四輪車と、そ
れからそのうちの乗用車と、分けて申し上げま
す。四十一年——これは年度でございしますが、四
十一年度が四輪車が二百四十六万台、そのう
ち乗用車が九十八万台、四十二年度は全体で三百
四十万台、うち乗用車百五十二万台、四十三
年度は四輪車全体で四百十九万台、うち乗用
車二百八十八万台、四十四年は年度でございま
すが、全体で四百六十七万台のうち、乗用車
が二百六十一万台ということでございます。

なお、もう一つの資料要求の件でございすけ
れども、これは各社いろいろな生産品目をつくつ
ておりますし、カラーテレビと申し上げまして
も、十九インチ、十三インチ、十六インチと、し
かも、これが、コンソールタイプ、コンソレ
ットタイプ、それから外形におきましても、木製でつ
くつておるものとスチール、いろいろと分かれて
おりますので、先ほど企画庁のほうからもお話し
がございましたように、われわれコストを正當に
徴収して公表するということは非常にむずかしい
ことでございすので、何らかくふうしてみますけ
れども、先生のお話のように非常に正確な、自
動車につきましてもそれでございすますが、正確な
コストを出し、かつそれを流通段階のところまで

全部フォローしての詳細な原価形成といひま
すか、それを出すのは非常にむずかしいのではな
いかと思ひますので、御期待に沿ふかどう
かちょっと自信がないのでございすけれども、何
らかくふうはいたしたいと思ひます。

○成瀬権治君 大蔵省、どうですか。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの各段階の製
造原価なり販売の段階のコストなりにつかま
しては、実は私どものほうもいろいろな場合に知りた
いわけなのでございすますが、一種の各企業の秘密
という少し大げさでございすますが、各企業にお
きまして、なかなか教えてもらえないという実
情でございまして、監督官庁である通産省のほう
もたまたま御説明でございすので、
ちょっといまここで資料をこういふ形でお出しす
るというぐあいにお引き受けすることはむずかし
いと思ひます。

○成瀬権治君 税負担が急激に上昇し、生産、取
引に影響が出る、こういうのでしょ、本税に戻
す。何を調べてこよういふことを言つたのか、い
いかげんな話かな。

○政府委員(高木文雄君) その点につきま
しては、従来から、暫定税率を定めます場合には、そ
のときの生産数量、あるいはそのときの小売価格
というのを見まして、なほ何年かして大体こ
のくらいの目標の生産台数に達すれば方向として
ございす。したがひまして、今度暫定税率から
本則税率に戻る、あるいは過渡的にその間にお
いて五割ずつ上げるというやうなことを判断いた
します場合には、各業界で大体来年なり再来年
にどのくらい増産といひますか生産数量がふえる
と見込んでおるかどうかいふあたりのことを業
界の団体等に尋ねるというところはございす。そ
れからまた、その業界の団体等を通じて価格の構
成要素が一体どんな傾向かといふことは教えても
らつて大體判断するわけでありませうけれども、各
企業ごとに、また、テレビ等でございすといひ
まお話のありましたように、型ごとにどうなるか

ということの正確なものをつかむことは非常にむずかしい。それで、ここにありますように、暫定税率をお願いいたしましたり、あるいは本則税率に戻しましたりするときの判断をするときの資料としては持つておりますが、それは大体傾向としてこういうことだということから判断するわけでございます。

○成瀬權治君 そうすると、カラーテレビならカラーテレビに一例をとりますと、これを本税に直す生産にどのくらいという影響が来るというようなことは、全部業界からお調べになって、そしてこれはたいへんだからと、こういうことでおきめになったわけでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 小売り価格は、現金正価というのですか、それは小売りの店が表示になっておりますから、それはまあわかつておるわけでございます。そこで、かりに本則税率が一分五厘であるとか二分であるとかいう税率を製造原価に——製造原価の見方はむずかしいわけですが、それに乗せた場合にどうなるかという一応の仮定計算はできるわけですが、一方、業界のほうで、来年になればどのくらい売れるかということ、これはまた消費がどうなっていくかということとの関連でございまして、こんな見当でしようということしかわかりませんので、あるいはおしかりを受けるかもしれないが、暫定税率等をきめますときには大体の目安を見当をつけているというのがむしろ正確なお答えかと思ひます。

正確に計算しているということではないというふうにお答えしたいと思ひます。

○成瀬權治君 それじゃ、あなたのほうは、暫定税率でなければならぬ、本税に戻したらいへんだというところは、業界からいろいろの話を聞いて、そうしてまた、聞くときには資料もあつたと思ひます。そういうものを、この次のときにわしらが納得するように、あなたが納得したのだから、資料と説明をしてもらいたいと思ひますが、それはよろしゅうございませうか。

○政府委員(高木文雄君) たとえばいま暫定税率で御審議願つておりますものの中の一つの代表的なものとしてトランジスタテレビがございまして、トランジスタテレビは、皆様よく御承知のように、本来真空管テレビが普通であつたわけでありまして、その後技術革新が進みますに伴ひまして、トランジスタテレビに切りかわつた。ところが、その原価が高いという場合に、トランジスタ部分と真空管部分の価格の違いというようなことはある程度わかつております。そこで、トランジスタ部分の生産が能率が上がつてまいりますと、そのトランジスタ部分の価格が下がつてきますから、真空管テレビとトランジスタテレビがどのくらいの生産台数になれば競争関係に立ち得るということ、そこで、もう少ししばらく待つてもらえれば、つまり、トランジスタの技術が進めば、真空管テレビと値段もあまり違わずに出荷できるようになるだろうというやうなことが、二年から二年前に見当がつきました。そこで、暫定税率で今日まで来たわけでございます。

そういう意味で、成瀬先生のおっしゃる意味での十分なもの、提出できるかどうかわかりませんが、暫定税率を今日までという資料に基づいて、そういう判断をしてきたかという資料は、御満足がいくものができるとかどうかわかりませんが、つくるようにしたいと思ひます。

○成瀬權治君 少なくとも、私は、大蔵省が税のことをやったというの、国民を代表しておやりになつたと思ひます。いろいろの問題から見ましてた

いへんなことだと思ひます。少なくとも、あなたたちが納得したと思ひますよ、業界と話合つたとき、それには資料に基づいて、あるいは話の筋に基づいて納得されたと思ひます。だから、そういうものをこの次に出して、そうしてわれわれに説明をしてくださいと、こう言つてゐる。ですから、あなたがいいかげんな資料でやつたとは思わぬ。相当こまかい資料でなすやうな思ひます。ほんとうにでたらめでやつたというなら、これはまた話は別です。そうじゃなくて、ある成算があつてやつたということなら、少なくともみんながだれもが納得できる、百人が百人とは言わないけれども、百人が九十五人までが納得ができるものでなきやならぬと思ひます。そうでなかつたら、公平と言へぬでしょう。税の公平というものはそういうものでなきやならぬ。ですから、そういう資料を出してこの次十六日の日に御説明願ひますかと、こう言つておる。

○政府委員(高木文雄君) 十六日という日までに間に合うかどうか、とにかく手元にあるわけでございますから、至急それを整理して御納得のいただけますように差し出したいと思ひます。

○成瀬權治君 あなた、十六日でなければ困る。十六日にどうなるかわからぬと言つたら、これは四月三十日までですよ、この税法は。五月一日からやることになつてゐるんですよ。

○政府委員(高木文雄君) いずれにしても、至急に手元にお手元に差し出します。

○成瀬權治君 十六日でなきやだめですよ。

○政府委員(高木文雄君) わかりました。

○成瀬權治君 私、政務次官にこの際ちょっと伺ひますが、物品税というものは何なんだというところ、財源が足らないからひとつ取つてやろや、こういう意味で取られるのか、あるいは、取りやすいところから取つてやろやというのか、物品税というものは一体どういう性格、目標をもつて設定されておるものであるのかですね。

○政府委員(藤田正明君) 戦前にさかのぼつてみますと、昭和十二年に物品税が最初創設されたとい

思ふのでありますが、戦費調達といひますか、そういう意味で昭和十二年に創設されました。その後終戦に至るまで、奢侈品禁止といひますか、消費抑制といひますか、そういう意味でどんどんと重い物品税がかけられてきたと思ひますのであります。それが、終戦後、昭和二十一年から二十八年までは、負担の軽減期といひますか、物品税に對しましてある程度の負担を軽減してゐたといひます。その後、二十八年から四十一年までを、負担の調整期といひますか、所得税を補充する意味で物品税をより公平に取つていこうといふうちに、いろいろその品目の出し入れとか改廃はございましたけれども、負担の調整期と申してもいいのではないかと思ひます。四十一年から現在まで基本的には改正されてないわけでありまして、成瀬委員も御存じのとおりでありまして、来年くらいは間接税——直間比率の問題もありませんし、間接税全体の中における物品税ということについての變更といひますか、あり方といひますか、ということをもう一度見直してみようじゃないかといふふりになつております。

従来までは、そういうことで、戦前から通じまして、奢侈品に對するもの、あるいは趣味、娯樂品に對するものというふうな性格を持つてきたと思ひます。経済はこのように繁榮し、国民の生活も豊かになつてきたわけでありまして、いままでのように奢侈品のみにかけるとか、あるいは従来奢侈品であつたもの、あるいは趣味、娯樂品であつたもの、国民のごく一部の者が使つておつたと言われるようなものが、いまや大衆がそれを使つておる。従来奢侈品であつたけれども、現在では奢侈品ではないといふふうなものになつてきたものもあると思ひます。そこで、従来までの考え方を改めて、間接税の中で物品税をどう取り扱うか、これがいまからの問題であらうかと思ひます。これは税制調査会その他にも今後諮問することかと思ひますが、この性格は従来までの性格と

変わった性格を持つてくるというふうに私は考えております。

○成瀬藩治君 歴史的に見ておっしゃるとおりのことで、私も歴史的なことはよくわかるんです。しかし、最近の物品税というものは、直間関係の問題で、ある程度税の負担感を変えて、ここでひとつ一財源はほしいわけですから、何かその財源を得たいというものだと思うんですね。そうしますときに、こういうカラーテレビなり、あるいは昔問題になっておるところの自動車税の問題等、いま次官が言われたように、世の中が変動しておるわけですね。移り変わっておるわけですね。したがって、物品税の政策目標なり、あるいは間接税全体の基本が違ってくると思ひます。それが、カラーテレビなんかで見ていると、今度三年間で本税に直しますよと、これから先ね。何かマンネリで来ておるように思う。片方は物価の問題に真剣に取り組みますよと言いながら、片方ではこういうこと。そこで、どうも政策が一致してない。何か業界が陳情してくると、業界に負けちゃ。悪いことばで言えば、どうも政治献金の出るところは優遇しちゃって、そうでもない票のある国民のほうがないがしろにされておる。ですから、いま次官も言われましたが、物品税の性格は今度は変わってくるんだと、そういうものもひくくめて間接税との関係でぜひ税制調査会にかつてみてやるんだという話になれば、まあ早い話ですけれども、ここ一年間くらいは、国民としても、いまとやかく言つたって、法律案はきまつておるし、自民党の多数というところで、採決をすればきまつちやうわけですが、来年からは少なくとも国民のほうに少し明るい希望が出てくるのじゃないか、そう思いますから、ぜひひとつ税制調査会にかけるとの問題点としてとめておいていただきたいと思うのです、どうでしょう。

○政府委員(藤田正明君) 成瀬委員のおっしゃるとおりでありまして、日本におきましては、直接税のほう、果進構造といえますか、そういうもの

のを持つておるがゆえに、直接税の比率のほう、ほとんど大きくなくて、間接税の比率が少なくなつてきているわけですが、現在でも一人当たりの税負担という面におきましては、各国の比較において、決して高くないわけではございません。日本はたしか一九〇〇くらいであらうかと思ひますが、各国は二八%以上が多いと思ひます。そのようない人当たりの税負担が軽いにもかかわらず、日本は何となく税金が重いというふうな重税感を与えておるわけです。このようなことをどう手直ししていくかということでありまして、アメリカ、イギリスのごとくあくまでも直接税を中心にいたしまして、間接税を直接税の補完的な立場に置くということに相なるかと思ひます。が、ただ、比率が、現在のようにならぬと、ふりなものでなくて、よりウェイトを持たした、そうして直接税を補完するといふふうな立場に間接税が置かれるのではないかと思ひます。その間接税の中におきまして物品税をまたどのように取り扱ふかということでありまして、まず、物品税に關しましては、物価にはね返らないような考慮が必要であらうかと思ひます。これは絶対にはね返らないといふことは言えないのでありまして、はね返らない考慮を最大にしなければならぬと思ひます。それからまた、担税力のあつたものを取つていく、そうしてまた税収のあげやすいものを取つていくといふふうなことを考へながら、物品税を間接税の中にどう入れ込んでいくかといふふうなことを現在考へておるわけでありまして、これらに關しましては、成瀬委員のおっしゃるごとく、税制調査会にかけまして慎重に検討し、昭和四十六年あるいは四十七年になるかもわかりませんが、そのような税制の中におきまして変化をもたらしていきたい、社会情勢に対応していきたいといふふうに考へております。

○成瀬藩治君 間接税全体の話も出てまいりましたが、こういうことです。少し次官にお伺いしておきたいと思ひますが、間接税でも、まあ自動車

新税に見ても、ワクを新しく設ける。そのときに、いままで聞いておりました、自動車税を設けるかどうかということについては大臣も何も言っていないわけですね。ことは聞いておりますが、さてどうするかということになると、それから売り上げ税はやりませんよといふことを言っておる。これはいままでの大臣の答弁です。それからいままであるたとえば自動車のことですが、ライトバンが、これはまあよくわかりませんが、道路運送法が何か知らぬが、運輸省が、トラックに入るかどうか、人間の乗るものと荷物の乗るものとフロアーの大きさで制限しておるのですが、こういうふうなものもどうなんだろうかと、それから税率が、メーカー課税という四〇%が最高になつておりますが、こういうふうな税率を變えるものがあるいはないか。あるいはまた、こんなことを言へば、大きい意味の間接税で言うなら、たとえば出国税みたいなもの、あるいは専売公社じゃないけれども、ゴルフが盛んになつてゐるんですね。あるいはこういうボウリング場ですか、ああいうような娯樂の問題等ですね。とにかく、世の中はたいへん変わつてきたと思ひます。戦後の直後と、それから三十年ごろと、これから一九七〇年代に入らうとするときは、たいへんな違いだらうと思ひます。そういうふうな全体について、まあ四十三年の四月のときは、一つの長期税制というものが答申があつた。今度は、長期税制の答申に基づいてのものは今年度で大体完了したんだ、新しい社会に対応した長期税制の答申を受けていくんだぞよという姿勢だと受け取つてよろしくございませうか。

○政府委員(高木文雄君) 先に私から大体のことを申し上げます。政務次官から申し上げましたように、直接税の国税収入に占める割合が、御存じのように、現在六五%になりましたが、これはわずかに十年の間に一〇%上がったわけでございます。十年ちよつと前には直接税が五五%であつたわけでありまして、かなり所得税を中心とする減税を繰り返してきまし

たけれども、やはり税の弾力性が大きいといひますか、そういう意味で、自然自然と直接税のウェイトが高まつてきた。四十三年の七月の長期答申でいただきました考え方では、やはり所得税を中心に減税しないといふことで、これを昨年度と本年度の改正でいたしましたけれども、それは、単に四十三年度の答申のみならず、その前から大体そういう方向で直接税に所得税を中心とする減税が中心であるべきだといふことできたわけですが、結果を見ますと、やはり間接税のウェイトが下がつて、直接税のウェイトが上がつてきた。かなり所得税の減税をやつたつもりでおります。それで、これ以上直接税のウェイトが高くなるといふことになりまして、いまの負担感からいっていかげなものであらうかという反省をいたして、るところでございまして、そういう意味で、直接税と間接税との関係は、おそらく今後とも直接税中心主義であることは変わりないと思ひます。それが間接税と逆転するといふことは非常にむづかしい、また、あり得ないことであると思ひます。が、これ以上直接税のウェイトが高くなつていくのはどうかという感じでございます。大臣が先般各委員会でも発言しておりましたのも、大体そういうお気持ちのようでございます。

そこで、今度は、間接税の中の問題でございしますが、間接税の中では、酒とかたばこというものは、やや逆進的な性質が強い。つまり、一人の人間が所得が多くなつても、そうむやみやたらとたばこを吸うという関係にありませんので、所得に關係なくたばこの負担、酒の負担というものはなつてくる傾向がある。間接税の中では、物品税が、価格に税率をかけるというふうな構造になつております。つまり、従価税的な色彩を持つております。関係上、直接税ほどではないにしても、逆進的ではない。したがつて、経済の伸びに伴つての税収の伸びも物品税は比較的大きいわけでございます。そう考へてまいりますと、今後税制調査会で御議論していただきますことになりま

しょうが、今後の方向としては、間接税特に物品税をどうすべきかということが来年度以降の税制改正の基本方向をきめる上に重要なポイントになつてまいるかと思うわけでございます。その際、いまお触れになりました売り上げ税なり付加価値税の問題でございますが、これは、最近の世界各国の傾向から見まして、一種のはやりといひますか、だいぶ広がつてきている傾向にもありますので、わが国の場合にも大いに研究すべきだといひ御議論があるわけでございますが、いずれにしても、税の制度というものはたいへんなじみにくい制度でありますので、十分検討はされましようけれども、その来年からとかんとかいふわけの問題ではなからうといふふうに大臣もおっしゃつておられるわけでございます。

なお、前後いたしますが、物品税の中で、先ほど政務次官が言われましたように、非常に歴史的といひますか、いわくのあるものであると。そこで、奢侈品を中心にして課税をしておるといふふうにお話ございましたが、これは戦費調達のために昭和十二年に始められました関係で、単に税収確保という目的のほかに、ぜいたくを押えろといふ気持ちで戦争中でありましたのでありましたが、これもありまして、スタートにおいて奢侈品課税的な色彩が非常に強くなつて、したがつて、主として營業に使われるような物品は物品税にはなじまないといふことで今日まで来ておられるわけですが、いま先生からも御指摘をいただきましたように、ライトパンはどうだ、あるいはこの間から話が出ておりましたようにトラックはどうだといひ議論が各方面から聞かれるようになってまいりましたのは、そういうた奢侈品といふものと結びついて物品税を考へる考え方を根元から一べんよく見直したらどうだといひ御批判だと思ひますので、そういう点もいまの調査会での御議論の一つの大きな中心課題になるかと思ひます。

○成瀬幡治君 次官、そうしますと、いま承つておりますと、間接税全体を根元からもう一べん見直していくという方針が一つある。そういうときにもう一つ問題になりますのは、物品税でも、一種、二種、三種とありますね。いわゆるメーカー課税なのか店頭課税かという問題。それからもう一つは、徴税費の問題から付加価値税の話が出てまいりました。こういうような問題まで含めて長期税制のあり方として税制調査会に諮問される意思があるのかないのか。

○政府委員(藤田正明君) おっしゃるとおりでございます。社会はたいへんな変り方を示してきております。消費態様といふものが大きな変革を來たしておるときでございますので、基本的な根本的に物品税の性格を考へ直さうといふことでもあります。もちろん、物品税の課税範囲は拡大をするであらうと思ひます。いまの一種、二種、三種とございますが、これらに關しましてもおそらく基本的な一種がいわゆる小売課税であり、二種が製造業、メーカー課税でありますけれども、そういうことも全部一応洗い直すといふふうなことになるかと思ひます。

○成瀬幡治君 ついでに、この際、過般新聞に譲渡所得の問題が出ておりましたね。土地のたいへん減税をしたんだと。これは、物価対策として政府があげておる予算の中では相当大きいほうに入ると思ひます。ところが、さつぱりこれは効果があらがなかつたわいといふような批判的な記事を見受けたわけなんです。減税をやればそれだけ効果があるといふこと。そのねらつておる効果といひうのは、譲渡所得でいへば、地価を押さえるのだといふ目的がはつきりしたわいたもので、さてその効果があらがったかどうか、こういう政策的に税を設けられた場合、あるいは減税をやられた場合、減税増税ともにそのすが、そういうものに對して追跡調査といふようなことをいままでやつてみえたことがありませんか。

○政府委員(高木文雄君) 土地の譲渡に對する税制の昨年度の改正は、非常に大きな改正でございます。従來の総合課税から分離課税にし、長期と短期と分けたといふことは、非常に大きな改正でございましたので、これは当然どういふふうに影響が出てきたかといふことを調べなければならぬといふ気持ちでおります。で、つい先ごろ、三月十五日は、四十四年の所得税の確定申告期であつたわけでございますが、全体の姿はまだわからなかつておられますが、ごく手近の東京国税局の數字で、速報のような數字で見ても、かなり譲渡所得の課税対象額がふえてきております。それは、御案内のとおり、従來は買いかえという制度がございましたけれども、分離課税になりました關係がございまして、買いかえのほうを選択するよりは一期の分離課税で申告したほうが有利であらうといふことで、分離課税を選択された納税者が非常に多かつたと見えて、課税対象所得額としては譲渡所得の金額がふえております。ただ、問題は、買いかえの場合の數字が統計上必ずしもはつきりしておりませんので、はたして税の制度の改正の際にねらひました土地の供給がどの程度ふえたか——問題は、土地の供給をふやして値上りを防ごうといふ趣旨でございまして、その意味で土地の供給量がどの程度ふえたかといふことについては、いろいろ調査をしてみなければならぬと思つております。

○成瀬幡治君 いままで大蔵省の話をお聞きしていると、減税をやつたからこつていふふうになつたといひ、土地の価格、地価を押さえるといふ目的なんですよ。だから、これだけ減税をやつたんだから土地がこつたあるべきものがこつたおさまつたんだといふ具体的な數字が出てこなければ、効果があらがつかないといふことはわからない。私はそれを言ひます。追跡調査といふのは、だから、大蔵省のどこでございまして、こゝはこれだけ分離課税にしたから、買いかえのほうはこれだけ減つちやつて、譲渡所得のほうはこれだけ集まつてきましたといふだけじゃ、高木審議官、いいですか、意味を間違へてもらつちや困るんですね。

○政府委員(高木文雄君) いまの先生のおっしゃる意味ですと、たとえば都市近郊の固定資産税をどうするかといふ問題は税の問題としてはふえてまいりますし、それから実は最近物価の値上がり等の關係で貯蓄形態の一つとしての土地の問題になつてきておりますので、いま先生のおっしゃつたような意味では、とても主税局だけでは調査しきれぬといふことになつておると思ひます。その点につきま

しては、現在でも一部は不動産研究所あたりでもやっておられるようですが、先般来建設省のほうでもまたあるいは企画庁のほうでも非常に強い関心を持っておられるようでございますので、全体としては私どもだけでは御指摘のようにだめでございまして、それらの官庁間で連絡をとっていろいろ実態を調べるということになろうかと思ひます。最近、実は、各方面からそういうふうなことに付いての実態を調べなきゃいけないという声を聞いておりますので、おそらくそういう調査は進んでいくことと思ひます。ただし、主税局だけではだめだということは、まさにおっしゃるとおりでございます。

○成瀬幡治君 主税局じゃだめだということはおかつた。それじゃどこがやるかということになる。どこか責任を負うてやるところがなければ、これこそ情けない話になると思ひますが……。

○政府委員(藤田正明君) 譲渡所得の問題だけで土地の問題が解決するものでないことは、成瀬先生もよく御存じのとおりでありまして、いろいろな面からの施策が重なり合つてそれが総合されて、はじめて土地問題に政策目標としての一つの意義が出てくると思ひます。この土地の問題に關しまして追跡調査ということでありまして、これは経済企画庁と建設省がこれをやるべき担当者ではないかと思ひます。

○成瀬幡治君 矢野さんが見えてくるからちよつとお聞きしますが、確かに建設省は地価公示制をやりましたね。いろいろ総合的な施策を内閣はやつたと思ひます。それがどういふふうにはね返つたんだということの最後には、やつぱりあなたのところに来るんじゃないかと思ひますが、どうなんですかね。いわゆる地価公示制をやつたわ、分離課税にしたわ、譲渡所得は、まあこれで固定資産税の問題が一つ出ておりますが、今後また固定資産税というものもどうなるかわかりませんが、おそらく私は引き上げの方向にいくだろうと思ひます。もちろん、その場合には、基礎控除をやめるとかいうようなことがあると思ひます。

れども、どうでしょう。

○政府委員(矢野智雄君) おそらく、地価の問題は、いまお話が出ておりますように、税金の問題とも関連するでしょうし、あるいは土地の供給の問題、宅地造成そのほか供給の問題、あるいは公共事業の取得のあり方だとか、あるいはいまの地価公示制度もそのことに関連してゐるかと思ひます。おそらくいろいろな要素が複合して出てまいりますので、ある一つの施策でどれだけ効果があつたかといふことは非常にむずかしいかと思ひますが、いずれにしても、経済企画庁として、特に物価政策だけの見地じゃないと思ひます。特に物価政策の面からも重大な関心を持つております。この点につきましては、私ども、物価政策の一環として地価対策を何とかもう少し強力に進めていきたい。その点につきましては、建設省とも寄り寄りいろいろ話し合ひをしております。それと、これは御承知のように、地価対策閣僚協議会が設けられておりますので、その場も活用し、関係者がいろいろまたがつてまいります。建設省がまあ一番大株主であります。もちろんそのほか大蔵省はもとより、通産省、あるいは運輸省、ほかいろいろに關連してまいりますので、そういう閣僚協議会の場を活用いたしまして、さらに少し具体的に詰めていきたいという考え方をもち寄せてまいります。その点につきましては、その一環として、もちろんおっしゃいますように、いまの地価の動きがどうなのか、それぞれの要因がどう働いてゐるのか、また、どういふことをやると安定してゐるのか、かなりこれは総合的なものになつてゐると思ひますが、その一環として追跡調査といふことになりませんか、もちろん実態は十分把握していかねばならないというふうに思ひます。

○成瀬幡治君 これは、藤田政務次官、私は次官會議といふものの性格というものをよく知りませんが、各省の次官が寄つてやられる。今度、予算編成の中では、物価に対しては、運輸省はこうです、企画庁はこうです、通産省はこうです、建設省はこうです、おのの物価対策の予算を計上したと思ひます。いろいろなことで金を出すほうのことも大蔵省は大事なんです。だから、減税のほうも大蔵省自身がやられたと思ひます。ですから、次官會議等でいろいろな話が出てくるんじゃないか。また、こういう問題はぜひひとつ次官のほうから積極的に出していただいで、そして追跡調査といふんです。効果が実際にどうあつたんだと、こういうものをまとめる仕事といふものはやつていただくわけに、というよりは、やつてきているのか、そこら辺のところはよくわからぬが、どうなんですか、次官會議は、○政府委員(藤田正明君) 御存じかと思ひます。次官會議は週に一回首相官邸で開かれるわけですが、なにしろんな忙しものでありまして、約一時間足らずの會議であります。そのときどきの各省の問題を取り上げて話し合ひをやるわけでありまして、この間のようなハイジャックの問題がありますと、政務次官の山村君が出てきてその報告並びに体験談を話すと、そういうふうなことをやつております。大蔵省からも、たまたま成瀬委員の言われました趣旨のことを、この次かその次かわかりませんが、近い将来の次官會議に出してはかつていきたいと思います。

○成瀬幡治君 矢野国民生活局長にお尋ねしたいですが、物価に対しての予算編成をしたというのは今度初めてですね。しかも、これは何千億でしよう。こういう物価対策の予算を総合的に立てたというのには、あなたの方の立案だと思ひます。ですから、当然省として追跡される責任はあなたの方になつていかならぬ。もちろん各省の協力力は得られるけれども、その主たるやつだね。運輸省にこれだけの予算を計上したために運輸省はこれだけ効果をあげてきた、建設省はこうあつてきたといふようなことは、具体的にまとめるのはあなたの方だと思ひます。○政府委員(矢野智雄君) 物価対策を推進していただきます場合に、やはり予算を必要とするものが多々あることは、御承知のとおりであります。そ

うした観点で、毎年度の予算編成にあたりまして、各省ともそれぞれ連携して、物価対策上重要な

だと思ひます。ものについてはなるべく優先的に予算編成にあつて配慮していただくように私のほうからも御要望をしております。ただ、先生言われますように、ある予算をつけたら物価にどれだけ響くか、これはもう言うとおしかりを受けるかもしれないんですが、非常にむずかしい問題であります。といひますのは、あるこれだけ金をつけるとこの部分の価格がこれだけ下がったとか、一番端的な例は、食糧会計の予算が、これが物価対策予算かどうかはいろいろ疑義があると思ひますが、もし生産者価格を固定しておきますと、食糧の予算のいかんによつて消費者米価がどう動くか、これは非常にむずかしい問題であります。しかし、そういうもののばかりではありませんで、物価対策上やはり重要な関心のあります予算としてたとえば流通機構を改善する、そのためのいろいろな予算も重点的にお願いしておりますが、しかし、流通機構を改善するといひます。すぐ半年一年でがらりと交わるというわけにもなかなかまいりません。また、改善したからすぐ物価がどれだけと、こういうふうにもなかなか機械的にまいらない面が多いわけでありまして。先ほどもちよつと申しましたが、物価といふのはあらゆるいろいろな政策の総合的な結果でありますので、一つの政策が何の影響を及ぼしたと、こういうわけにはまいりません。結局、その総合判定といふのは、結果において消費者物価の指数がどのくらいの上昇率になつたか、去年はこれだけだつたけれどもこれはこうなる、あるいは一年で早急にはいかにないにしても二年、三年の間に消費者物価の上昇率が漸次下がつていく、この結果を判断する以外に手はないというふうに思ひます。私どもも、ただ漫然とやつておるわけにはまいりませんので、なるべく上昇率を漸次下げていく。たとえば、今度近く閣議決定をする予定になつております新しい経済社会発展計画——六十年計画であります。四十五年度を初年度にして五十年度を最

終年次にしておりますが、この間平均して消費者物価指数は四・四％という計算が出ております。しかし、さらに政策努力を重ねて毎年逐次物価の上昇率を下げていくという、最終年度五十年には三％台へ持っていくという、こういう目標を立てております。それが実現できるかどうかということは結局最後の効果判定になるというように考えております。

○成瀬清治君 ぼくはこれで最後にしてまた後日質問をしたいと思いますが、いまの矢野局長の答弁を私もうかがいます。わかりませんが、せっかく予算をつけたわけですから、減税もしたわけなんです。から鉄砲ということもあるんですね。から鉄砲がありまして、効果をあげたという反省、そういうものの成果があつて私は前進があると思うんです。どういふふうにかつたのだからという追跡というものはなるほどなかなかむずかしいだろうけれども、やはりそれを追跡するというのが一つの使命だろふと思うのです。そこで、大蔵政務次官に、先ほど次官會議等でひとつやってみようじゃないかと。そういう点について、なるほど矢野局長の言われたように、いろいろなむずかしいものがあると思うけれども、しかし、それで済まされる問題ではないと思うんです。ほんとうにから鉄砲で、こんなことならやらぬほうがよかったわい、つまりぬくことをかえて拍車になつてしまつたわいということもあるだろうと思うんです。逆効果にね。それから思わざるものが効果をあげて、この次もう一ぺんやろうじゃないかということにもなつてくる。そういう点で、どうでしょう、政務次官。

○政府委員(藤田正明君) まあ経済企画庁が申されたことはよくわかるのでありますが、なかなか追跡調査ということ、必要なことであると思いますが、やるとなると、その具体的方法はほとんど検討してかかれません、なかなかいろいろな影響も及ぼしますし、むずかしいことであらうと思います。しかし、これをやる必要はあると思ひますので、そのように努力いたします。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○上林繁次郎君 関税定率法について二、三お尋ねしてみたいと思ひます。

国民総生産が自由世界において第二位、こういうことになつてゐるようですが、その結果、相当な経済力もあつてきたわけですが、そういう中であつてわが国の関税に対する他国の攻撃といひますか、非常に強いものがあると感じます。こういった点についてどんなふうにかへておられますか。

○政府委員(上林英男君) おつしやいますように、日本の最近のGNPは非常に伸びておりました。国際的な地位も非常に高くなつてまいりました。この点については、関税率が高か低いか、競争力や貿易構造などによつて違ふものがございます。ある国にとりましては、得意な品物につきましては関税が低うございまして、そのかわりに不得意な品物につきましては高い、いろいろございします。そのわけでございますが、これは一がいになかなか比較できないわけでございますが、と申しましても、御指摘がありましたような日本の経済力の発展、あるいはそれに伴います国際的な地位の向上にかんがみまして、また、わが国自体といひましてでもできるだけの貿易を拡大していくということが必要でございますので、国内産業に支障のない限りできるだけそういう貿易障害を私どもも引き下げていく、貿易の拡大をはかり、かつ、それがあつた意味では日本の経済の効率化にも資するゆゑでございますので、こういう努力をいたしたい、こういうふうにかへておるわけでございます。

○上林繁次郎君 今回の改正で五百八十一品目にわたつての調整、これが行なわれるということなんでしょうけれども、関税のこういう引き下げについて、いまと同じような発言になるかもしれませんが、他からのいわゆる圧力によつて調整をはかつていく、こんな感じなんです。そうでなくて、もっと自主的にこれを変えていく、こういう方法をとつていくべきじゃないかと、こういうふうにかへておるんですけれども、この点はどうでしょう。

○政府委員(上林英男君) 関税率を調整いたしたときには、要因的に申しますと、確かに、おつしやいますように、一つは国際的な要因によつて調整を考へるという場合と、国内的な観点に主として立ちまして調整を考へる場合がございます。ただし、いま申しました国際的な要因に立つてと申しますのは、御存じのように、お互いに関税率を引き下げ合つて、それによつて貿易を拡大しようではないか、こういう観点に立ちまして、たとえばケネディラウンドにおきまして、当初は、お互いに、こういう品目を自分の国は下げたから、おまえの国もこういう品目を下げろとやつておりました。それが、それではなかなか進まないということで、国内産業にいろいろ支障のあるものを除いては原則としてある一定時点から半分に、ただし、五年間に、下げようじゃないか、こういうお互いの原則のもとに下げ合ひ、こういうものもございします。ただし、その場合におきましても、そういう国際的なルールに従つてできるだけ関税率を下げる。しかし、その国その国の実情によりましては、なかなかそういう原則によりがたいものもつたつては、特にやむを得ないものにつけて例外を設ける。そういう場合におきましては、十分わが国の利益に合うように考へてまいつておるつもりでございます。第二点の国内的な観点から関税率を、たとえば物価の観点その他から下げたい、そういうものにつきましては、全く自主的に、そういうことを考へておるわけでございますが、前者につきましては、そういう国際協調の面を交へながら、一万においては国内産業の観点も十分配慮して、もちろんその決定は自主的にやつておるといふつもりでおるわけでございます。

○上林繁次郎君 貿易の自由化とか関税の引き下げということは、今後だんだんと進められていくんだと、こういうことで、そういう傾向にあるわけなんです。それは国内産業を圧迫するやうなことがあつてはならぬということ、これは私が言うまでもない。そこで、現在のわが国の自由化率、あるいはまた関税率で、これが日本経済の実情から言つて妥当なものであるかといひますか、それに比べてどうかという点なんですか。

○政府委員(上林英男君) 先ほども申しましたように、関税率がその国で高いかどうかという比較は、いろいろ方法があるわけでございます。一つ一つの品目につきましてどうであらうかというやうな比較をする方法もございします。また、いろいろな方法がございまして、率直に申しまして、どの方法が一番いいかというやうなことは、お互いに比較し合ひます。国によりまして、一つの方法をとりますと、ある国には有利で、ある国には不利であるということ、国際的にはどういふことであるか高いか低いかにいうことをきめるのはなかなかむずかしいとございまして、いまでも実はガットではどういふ計算方法をやつたらその国の関税率が高いか低いかにいうことがわかるだろうかと、いろいろ方法を検討しているやうな状態でございます。ただ、一般的に申しますと、非常に簡単でわかりやすいという意味で、いわゆる関税負担率といふものを比較する場合が多いわけでございます。それは、関税負担率と申しますのは、その国の輸入総額を分母にいたしまして、関税収入額を分子にする、こういう計算でございますけれども、その関税負担率によりまして、これは各国との比較のために一九六七年につきまして申し上げますと、日本は七・二％でございます。これに對しまして、アメリカは六・六％、カナダが六・四％、フランスが五・二％、西ドイツは三・八％とございします。したがつて、主要先進国に比べましてわが国の水準もそれほど高いということはないと思ひますし、また、わが国のたたいま申しました七・二％の関税負担率の中には、財政関税であります原油関税も入つておりますので、これ

を除きますと大体六割くらいになるわけでございます。したがって、大体高い水準ではないのではありませんか、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君 局長の言うことはわかるのですが、いま私が聞きたかったのは、いわゆる日本の現在の経済力に比較した場合、現在のいわゆる自由化率だとかあるいはまた関税率、こういうものはどうか、こういうことなんです。というものは、いわゆる国内産業との見合い、そういうものがあると思います。そういったものをからめて現在の自由化率だとか関税率というものはどういうものかということなんです。

○政府委員(上林英男君) 自由化率のほうにつきましては、御存じのように、ただいま現在まだ日本が行なっております残存輸入制限が九十八ほどございまして、これはいろいろの言い方があると思ひますけれども、ガットに届けられております残存輸入制限の品目の数だけで比較をいたしますと、確かにまだ日本は高いということでございます。これも、御存じのように、今年末には八十以下に、来年末には六十にというふうに減らしていくという努力をすることを決定いたしております。できるだけその自由化率を高める、そういう努力をいたすことになっておりますのは、御承知のとおりでございます。先ほどから申し上げておりますような日本の経済力の伸び、あるいは国際的地位の向上に伴いまして、さらにこの自由化率を進め、自由化を早めよ、あるいは関税率自体もこれを減らしていくという要請は各国からも起こっておりますことは御承知のとおりでございます。すし、先ほどから申し上げておりますように自由化率につきましても今後一生懸命努力していく。もちろん、国内産業に混乱が起つては困りますけれども、できるだけそういうことに十分な配慮をしながら自由化を進めていき、あるいは、関税率につきましても、できる限り国内産業との関係を考えてこれを引き下げていく、そういう努力

力を今後も続けたい、そういうふうに思っております。

○上林繁次郎君 そのところはちょっとあれなんです、まあ次に移りますが、農産物の保護という点について、これはいろいろ問題があると思ひます。そこで、関税だけによる農産物の保護、こういった考え方も一つございまして、そのほかにもいろいろあると思ひます、具体的に申し上げますけれども、そこでもって、ただそれだけではこれらの生産者が国際競争力というものがいつまでたつてもつかぬ。そこで、農産物生産者の近代化とか合理化ということについてやはり考えていかなきゃならぬと思ひます。そういった点についての方策といふか、今後どういうふうに考えておられるかという点についてひとつ……

○政府委員(上林英男君) 農産物につきましては、わが国の置かれております状況、あるいは農業の経営規模から見ましても、なかなか現状では国際競争力が弱いというのは、御存じのとおりでございます。したがって、いま申されておりますような、あるいは申しておりますような、経済の国際化といふか、そういうような諸情勢に対処してまいりますためには、今後農業につきましても、いわゆる構造改善策といふものをできるだけ進めまして、そして国際的にも通用し得るような産業といふものをできるだけ育成していくということが必要であらうと私も思ひます。そういうような中で、農産物につきましてもできるだけ国内事情の許します限り自由化を進めていきたいと思ひますし、その場合におきましても経過的には保護を要する場合があるわけでございます。そういう必要があり得る場合には、これも必要に応じて関税等の保護措置を講ぜざるを得ない場合もあると思ひます。その場合においても、その場合におきましても、物価対策などの関連もあり得るので、できるだけそれを適正な水準にとどめるように努力してまいりたいと思ひます。

なお、鉱工業品につきましては、これも御存じのように、中小企業対策等の観点から、たとえば繊維とか皮革とか、まあ一部につきましてはなかなか国際競争力が強いようなものもあるわけでございます。しかし、製品、半製品につきましても、あるいは産業構造の高度化なり、あるいはいろいろな対策を講ずることによりまして、同じように開税障壁その他をできるだけ低めることによりまして、経済効率も高め、あるいは貿易の拡大にも努力をする、そういうような態度で臨みたい、こういうふうに考えます。

○上林繁次郎君 いま、農産物の自由化、こういったお話も出ました。で、いま私が聞きたかったことは、あなたの話の中で、自由化を進めていく中で、また、国内生産者の保護の立場から、関税の面で品目によつては考えていかなきゃならぬというふうな話もありました。そこで、私は、それだけの点をお尋ねしているわけじゃないんで、それではいつまでたつても農産物に対するわが国の国際競争力というものがつかないじゃないか、それを解消していくためにはその辺に着眼していかなくちゃならぬじゃないか、そのための方策というのをお尋ねしているわけなんです。

○政府委員(藤田正明君) 上林先生のお尋ねは、農政の問題と一緒に考えるかという問題ですが、日本の農政が今後いかにあるかという問題からお答えしなきゃならぬ問題であらうかと思ひます。食糧の自給度を政府としてどの程度考えておるか。そして、このような自給度を基本に考え、そのような品目は育ていくんだと、国内で。そして、それらについてはどのような育て方をするのかというふうなお問い合わせは、よく知らないのであります。確かに米が過剰であるとかいう現状ではございまして、米を何百万トンほど日本でも毎年生産を確保しなきゃならぬか、あるいは米にかわり得る小麦粉その他のものを常時どのくらい輸入をしなければならぬか、そうし

てまた、そのようなことがあつてはいけないうのであります。何らかの事故によつてそのような輸入がストップした場合にどのような処置を国内的にとらざるを得ないかというふうなことになるわけでございます。一つの例を申し上げますと、現在ナチュラルチーズにつきましては第二次課税をかけております。雪印乳業が現在国内産のナチュラルチーズから加工チーズ——プロセスチーズを生産いたしておりますけれども、これらはナチュラルチーズを二次課税をかけておるといふことにおきましては、国内産のナチュラルチーズを今後とも育成しなければならぬ。そして、今後このような乳製品がますます国内的な需要が旺盛になる、ある程度自給を国内的にしなければならぬというふうな面から、ナチュラルチーズに対しては一次課税、二次課税と分けて、国内のナチュラルチーズの育成をはかっているような次第でもあります。また、砂糖についても同じようなことが言えるかと思ひます。国内産のビートあるいはその他の砂糖の原料となるべき農産物を育成していくというふうな、自給をある程度していくというふうなことを、輸入砂糖についてはたいへんな課税をかけておるといふようなことでございます。全面的に農政の問題になりますので、お答えが不十分な答弁しかできないかと思ひますが、その点は御容赦願ひたいと思ひます。

○上林繁次郎君 その点がある程度具体的にお話を伺いたかつたわけでありまして、非常にしろうと的な話になるかもしれませんが、バナナの問題ですけれども、これはいま始まつたことじゃないので、私がこういう立場に立つ前からいろいろと論じられてきたわけですから、これは、関税率審議会ですか、ここでも非常に高いと。当初は七〇%——基本は三〇%ですか、それが七〇%であつた。それが今回六〇%というところになるわけなんです。非常に高いと思ひます。日本の国内においては、バナナに対する競争する生産者というものは考えられない。ですから、これは、しろうと考えですが、関税を安くす

ればそれだけでもつと国民が安くこれを求められる、こういうことになるわけですが、なげこれが競争という点が考えられないにもかかわらず関税が高いのかという問題なんです、この点はどういふことなんでしょうか。

○政府委員(上林英男君) 御指摘のとおり、バナナの関税率につきましても、関税率審議会その他で、非常に高率である、こういう御批判をいただいているわけでございます。ただ、バナナの関税を先ほど御指摘がありました三十何年でございまして七〇%にいたしたときは、自由化と同時にそういうような高税率のものをひいたわけでございます。その後の経過を見てまいりますと、自由化をいたしますことによりましてバナナの輸入は非常に勢いで増加をいたしました、また、価格もむしろ下がっておりますという実情でございます。ある意味では自由化をすることによつた効果が物価に与える影響は非常に大きかつたといふことは言えるかと思ひます。また、その反面におきまして、直接バナナを日本は産出をいたさないでございまして、果物に与えました影響もあるわけでございます、たとえて申しますと、よく例に引かれますのがリンゴでございますが、リンゴは、バナナの自由化前、三十七年には、果物に占めます割合が二・六%でございました、それが、四十三年には一・九%と約半減しておる。逆にバナナの占めますウエートは非常に高くなつてきておる。また、一方におきまして、価格も、先ほど申し上げましたように、むしろ価格としては下がつておると、まあ、こういうような状況にあるわけでございます。といひましても、バナナ自体が高いではないかという議論はあります、果物につきましても、一方、来年にはグレープフルーツあるいは欧州系のブドウとかリンゴとかというようなものを自由化する計画になっておりますので、そういうような影響も考えなければいけません、そういうような観点から今年度は六〇%のいままでの関税率を据え置かして

ただきたいというふうなお願ひを申し上げたわけでございます。

なお、グレープフルーツその他の自由化に伴ひまして、一体関税措置をどうするかというふうな問題も来年度は起つてまいらるわけでございます、その際にはあらためてその一環としてもう一ぺんバナナについても再検討しないかということをお願ひいたします。附帯決議としておつけになっておると、こういう状況でございます。

○上林繁次郎君 次に、中共産品の関税格差について、今回五品目が加えられております。で、残つてゐるものについてどういふ品目があるのか。それからまた、なかなか格差が解消されていかなないものは、どういふところにそれが格差解消のものとして指定されない原因があるのか。なお、今後予定されている品目はどういふものがあるのか。そういう点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(上林英男君) お尋ねの、まだ関税格差の解消をしておらないもののおもなものは、生糸、絹織物、そういうものの類でございます。これらの品目につきましては、国内産業との観点から、これを格差解消をいたしますと国内産業に影響を与えるという観点から、これを格差解消をしておらないわけでございます。ただいま申し上げました生糸、絹織物につきましては、御存じのやうに、中共は日本に次ぎます生糸の生産国でございます、また、いままでの輸入の実績によりまして、その価格自体も相当低くなつております。わが国は、中共及び韓国から輸入が行なわれておるわけでございますけれども、韓国産品に比べましても中共からの輸入価格は低い、そういうような観点から、これを均てんいたしますと国内産業に相当の影響を与える、こういう判断をいたしまして格差を解消しておらないわけでございます。

品目格差解消いたしますと同時に、四十三年に輸入実績のありましたものでまだ格差解消が行なわれておりませんでしたものが新たに三十五ほど出てまいりましたので、合計四十品目をつけ加えることにお願いをいたしております。これによりまして、四十一、四十二、四十三年の三カ年間で通じまして中共から輸入した輸入実績のあります産品につきましても関税格差を解消することになり、また、品目数でまいりますと九七%、それから輸入量で比較をいたしますと九四%を格差解消をするというふうな状態になるわけでございます、ほとんど大部分のものが関税格差を解消されると、こういうふうになるわけでございます。

○上林繁次郎君 小型自動車の問題ですけれども、これはこの説明書にもあるのですけれども、いままで三〇%ですね、これが二〇%に下がるわけですね。アメリカでは、この小型の関税率は三〇%ということになっていると思ひます。そこで、ここに書いてありますやうに、だんだん高い関税を課する必要はなくなつてきていると、こういうふうになつてあるわけですね。そこで、アメリカを見ますと、小型については三〇%、それから見れば相当な格差があるといふことなんです、こういう自動車、特に小型でけつこうですけれども、これについて今後のいわけの見通しですね。なお、E E C諸国ですね、これを見ましても一%である。あるいは、英国を見ても一%である。それから見れば、二〇%というのはまだ高いわけですね。そういう点の見通し、そういう点についてお聞かせ願ひたい。

○政府委員(上林英男君) 自動車につきましては関税率につきましても若干の経緯は実はございまして、ことに小型自動車につきましては、ケネディラウンドのときに、そのときの当時の基本税率が四〇%でございました。それを、ケネディラウンドのときに、お互いに先ほど申しましたやうに一挙に半分にする、五年間に、そういう原則のもとにいろいろ交渉をしたわけでございます。それ

で、そのときに、小型自動車につきましても最終的には二〇%に下げようといふことを私どもは決心をいたしました。ただし、その場合に、イタリアがわが国の自動車につきまして差別待遇をしておつたものでございまして、イタリアが自由化をすれば二〇%に下げます、ただしイタリアが自由化をしてくれなければ三〇%にとどめまして、そういう約束をしたわけでございます。ところが、その後、イタリアの国内事情もございまして、日本の自動車に對しまして自由化をしてくれませんでした、三〇%に実はとどまつたかつたことになっておつたわけでございます。その後、御説明申し上げましたやうに、日本の自動車産業の生産も非常に伸びてまいりまして、輸出も非常に増えてまいりましたので、したがひまして、実は五年間に三〇%に下げるわけでございますから、現在三四%でございます。その三四%の税率では、いまおっしゃいましたやうなR Rの最終の税率でございまして、アメリカが三%、イギリスが一%といふのはあまりにひどいではないか。しかも、それにもかかわらず、日本の輸出は非常に伸びているといふ批判がございまして、このままではまいりますと日本の自動車の輸出にも非常に影響を与えかねない状態でございますので、この際思いきりましていま申しましたやうな二〇%の、当初考えましたR Rの最終税率であります二〇%のところまで一挙に下げようと、こういう決心をしたわけでございます。

なお、今後の普通自動車の関税率をどうするかという問題でございますが、もちろん日本の国内の自動車の競争力その他も考えながら、また、関税率につきましても、もちろん国内的な要因に加へましてお互いに関税率を引き下げ合ひという交渉をするところもあるわけでございます。そういうやうな国際動向も考えながら、基本的には国内産業の保護に支障のない限りいろいろな諸情勢を考慮しながら引き下げていくと、こういう方向ではございますが、そういう線に沿ひながら、いま申しました国際動向等も勘案しながら、関税率の調

整を今後ともしたいと、こういう考え方でござい
ます。

○成瀬幡治君 ちよつと関税のことでお尋ねした
のですが、今度近々のうちにたとえはアメリカ
との間とかあるいはどこか諸外国との間に個別折
衝みたいなきことを持たれる、そういうものがあり
ましようか、ここ半年ぐらいの間に。

○政府委員(上林英男君) 何と申しますか、ガッ
トの場におきましては、御存じのようにケネディ
ラウンドがただいま進行中でございします。常に
ガット自体は国際貿易の拡大の観点から関税障壁
を少なくしようとして、そういうねらいを持っており
ます。けれども、ケネディラウンドの大幅な切り
下げがあと二年続く。いま三年目でございします。そ
ういう段階でございしますので、当面はこういうケ
ネディラウンドの着実な実行というところに主眼を
置いておりまして、もちろんそれが終わりますと、か
らどするかとすることはおそれるけれども、頭には
常に潜在的にはあるとは思ひますけれども、具
体的には実はポストRRの関税率の引き下げ交渉
といひますか、第二ラウンドみたいなものをどう
するかといふことはまだ議論をされてない。む
しろRR自体の着実な実行をやろうと。ただし、
その間におきまして関税と同時に非関税障壁とい
うものがたくさんあるし、これを軽減するといふ
ことに努力をしようではないかというふうな観点
で、ただいま、ガットの場におきましては、各国
非関税障壁を整理し、これをどうするかという観
点の努力のほうが多くなされておるわけでござい
ます。したがって、二国間交渉で関税率を下
げ合つていくという大きな動きは、率直に言ひ
ましていくところないわけでございします。た
だ、たとえばアメリカがエスケープクロウズでビ
アノの関税を引き上げた。これはガットの諒解な
どがございまして、その場合に、それに対して
それをやめてくれ、あるいはそういうことをどう
してもやらなければならぬべき代償を、具体的に
いふお話を程度はございしますけれども、具体的
に、いまお互いに関税を引き下げ合つてという交渉は、

率直に申し上げましてございせん。

○成瀬幡治君 もう一言、アメリカならアメリカ
の業界からあなたの方に直接話があるもの、あ
るいは逆に言えば日本の業界からアメリカの関税
局なら関税局へ折衝しておるようなもの、そうい
うようなことがありましようか。

○政府委員(上林英男君) たとえば自動車につ
きましては、いまこれはアメリカが特に関心を持
ておられますのは大型でございしますが、大型の自動
車の関税率はRR前は三五%でございしましたが、
これを半分に五年後にするといふ当初の約束で
ございしたのに、これも、この前の国会でござい
しましたか、一挙に最終税率を一七・五%にいたし
ました。しかし、これも、なおアメリカは先ほど
申しました三%というふうな最終税率でございま
すので低いから、これをもう少し下げてくれとい
うような話はちらほら聞いたりしておりますけれども、
具体的にはまだそういう折衝はいたしておりませ
ん。

○成瀬幡治君 それじゃ、大臣がお見えになりま
したが、時間等いろいろあるようです。そこで、
私はすわつたままでもやりますから、すわつたまま
でお答え願ひたいと思ひます。

大臣、予算関係等あつて、あと大臣の大蔵委員
会の出席を勘定してみますと、物品税、関税関係
で申しますと、一応やっぱり十七日ごろに採決せ
ざるを得ないだろう。そうしますと、きょうが約
一時間。十七日の日は、どうも予算委員会がある
いは衆議院の大蔵等の関係で、いまのやつで言
うと、ここへ御出席願ひるのは、予算委員会が終
わつてからと本会議の間で三、四十分だ。その間
に採決といふようなことで、大臣からいろいろな
話が聞けないと思ひます。

そこで、大臣のいままでの御答弁願ひしている
いろいろな速記録その他等を見まして、大臣は答
弁がしやうです、具体的なことはなかなか言つて
おられない。言質は一つも争えていない。それで
すから、私は端的にお答え願ひたいわけですが、
トローサン(一〇・五・三)とかクロヨン(九・

六・四)といふことは、税の不信感へのいかりの
ことばだと受け取らなければいかぬと思ふ。しか
も、そういう中で、生活実態と申しますか、確か
に国民生活の態様といふものが非常に変わつてき
て、今後変わつていくんだらうと思ふ。そこ
で、四十三年の七月にいわゆる長期答申を受け
た。そうして、それを全部ことしじやうまでに
やつてしまふんだといふふうな受け取れる点も
あると思ふんです。ですから、ことしの七月の税
調には新しい立場に立つていろいろとおはかりに
なると思ふ。いろいろなことがあつて、あな
たが言つた公平、負担感、負担能力、生活擁護、
国民生活の実態が変わつたといふ税の基本的な問
題について、いろいろと洗い直しをしていかなけ
ればならぬと思ふが、そういう答申を受けられな
るのに対して、いろいろな姿勢でやりにならな
くちやならぬと思ふ。そういう基本的な問題として
長期税制をはかられるのかどうか。もしはかられ
るとするならば、具体的に言へばどんなものを
たといふ直間比率の問題もありましようけれど
も、そういうものを考えたときに、所得税は減税
されるといふけれども、所得税の中にも、利子所
得もあれば配当所得もある、いろいろと十ばかり
あるが、所得税の減税といふは私は給与所得だろ
うと受け取つておりますけれども、それは今後統
けられるとしても、それにしても間接税との関係
もあるわけだ。間接税をふやしていくといふこ
とになれば、新しい税を設けられるのか、それと
も範囲を拡大されるのか、税率を引き上げられる
のか、そういうふうな問題について少し具体的に
お答え願ひせませんでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 税制調査会に対する諮
問ですね、これはごく抽象的なものにあたつた
い、こういうふうに考へておるわけであつた
長期税制を完全実施いたしましたこの段階で、今
後の税制はどういうふうになることを適当とい
つたし、それからいふやうなことになると思ひま
す。これは表面のことです。しかし、今度は、懇
談としては、私は、長期税制答申は完全実施をい

たしました。しかし、この長期税制答申、特にそ
の間において重要な所得税減税、これはこれを
もつて私は終わりといいたしたくない、これをさら
に続けていきたい、こういうふうな考へておりま
す。それから、そうすると財源が要るわけだ
ね、その財源をどうするかという問題に当面して
おる。また、これから歳出もふえます。その歳出
の財源をどういうふうにしたものでしょうかと。
私としては、所得税は増税といふことじやなくて
逆に減税を考へたいんですから、そういう増加す
る歳出需要、これも間接税で措置しなきゃならぬ
ように考へますといふことを申し上げる。それか
らそのほかいろいろの問題があらう。当委員
会でも御指摘になつておる検討問題といふもの、
それから衆議院の大蔵委員会、予算委員会等問
題になつて、いろいろな問題があるわけ
です。それらの問題も問題点を申し上げたい。そう
いう手帳を考へておるわけでありまして、まだ固
まつた考へではありせんけれども、そんなふう
に持つていきたいと思つております。

○成瀬幡治君 間接税が財源だ。その他、あな
たがおっしゃる社会資本なり社会保障等をやつ
ていく。あなたは、所得減税と、こうおっしゃる
が、給与減税なんですね、主として。給与減税と
受け取つていいわけですね、給与所得の減税と。
○国務大臣(福田赳夫君) いや、給与所得ばかり
じゃないんです。所得税全体として考へたいと思
うんです。もちろん、給与といふ問題も入ります
けれども、給与問題を含めて、所得税全体につ
いて考へたい。

○成瀬幡治君 そうすると、その中で一つお聞き
したいんですが、それは配当所得も入つておりま
すね。利子所得も入つておりますね。山林所得と
か、譲渡所得とか、いろいろあるわけですね。で
すから、そういうものまで含めて減税対象にしよ
うと、こういうことなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ配当につきまして
減税論といふのはいまないんではないかと思ひま
すが、とにかく、所得税体系全体についてどうい

うふうに考へべきか。私は、とにかく、いま日本人の税負担というものは、諸外国に比べると、全体として軽いが、直接税特に所得税がわりあい重い率になっておるんです。で、これを下げていきたい、こういう考へを持っておられますので、その所得税につきましてどういうふうに考へたらいいものか、その辺の意見を聞きたい、かように考へております。

○成瀬幡治君 間接税はまあふえていく。大体、お話を承つておると、どうもふやさないければならぬだろうと。そうすると、新設になるのか、拡大になるのか、税率の引き上げというよりなることになるのかということですね。そういう点で、間接税の中で何か新設というよりなることも当然——たとえば自動車に例をとれば、ライトバンあるいはトラックですね。いま税はかかつておらぬ。そういう他とのバランス上、範囲の拡大、また、税率が四〇％最高ですが、税率の引き上げ等、そういう問題を考へておいでになるのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 間接税の内容をいたしましては、これは、私といたしましては、まだどういう方向を可とするかというところは申し上げられない。しかし、当然問題になってきますのは、いまの間接税の品目の拡大ということもありましよう。あるいは税率の引き下げという問題も起こってくるかもしれない。あるいは、いまの消費税率系ですね、間接税体系の中に新しい体系、そういうものができるかもしれない。これはいろいろこれから議論をし、その間に私の考へ方を固め、また、それを税制調査会に披露する。また、その結果、どういうふうな判断を税制調査会がされるか、それを伺おうと。そして、最終的な私の考へ方を固めた上、国会の御審議を願うと、こういう段階にならうと思ひます。

○成瀬幡治君 非常に抽象的なことで、はかるぞよと、こうおっしゃりながら、片方では、まだ私の考へは固まっていなくて、私は、懇談の中で、相当具体的なことが議論されていき、それに対して大蔵省としてはいろいろと意見を述べられる。

あるいは、お聞きしておると、国会で非常に問題になったような点は、すなおに、意見として、というのですか、そういうような問題については税制調査会にはかるようなふうにも受け取れるわけですが、その辺のところはこれからあなたが……。

○国務大臣(福田赳夫君) 国会で問題になり、私が考へますと言つた問題、検討いたしますと言つた問題、そういう問題は、税制調査会の意見を私は聞くつもりでおります。

○成瀬幡治君 それから国会で問題にならなくても、大蔵当局としていろいろと検討をされて、そうして、これもはからなければならぬというよりなるものがまともなるのは、いつごろになりましようか。

○国務大臣(福田赳夫君) それは、抽象的な諸問題は、なるべく早くしなけりやならぬと思ひます。その時間はこれからぬと思ひますが、しかし、私どもが具体的な考へ方を持って——具体的に申し上げまして、最終の意見がありません。こんなことはどうでしやうかと、こういうような考へ方ですね、これはまあ秋ごろじやないでしやうか、と思ひます。

○成瀬幡治君 そうすると、税制調査会は、私は七月ごろに開かれると、こう思つておるのですが、大体本年開かれますか。いつごろ開かれるのでしやう、ことしは。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ予定はきめておりませんです。まあそんな辺になるのじやないでしやうか。

○成瀬幡治君 先ほど物品税の審議をやつておる中で、じや物品税とは何ぞやというより議論があり、歴史的に見てまいりまして、さて、あの当時のものからいまの置かれておるものと少し変わつてきたんじゃないだろうか、いろんな点で、ですから、物品税全体についても、税のあり方自体、政策目標なり、性格なり、そういうものまで洗い直して諮問される用意がございましやうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほど申し上げておるとおり、具体的に、こういうものについてという

正式な諮問はしないのです。長期答申の完全実施ができたこの段階で、今後の税制はどういうふうな調子であるべきかと、こういうことを諮問するということになると思ひますが、その後のいろいろ意見交換という過程においていろんな問題が出てくる、こういう手順になるわけですね。

○成瀬幡治君 もう一つ、これは物価安定政策会が酒とノリというのを大蔵省関係では特別に指摘しておりますね、これについてはどうでしやうか。

○国務大臣(福田赳夫君) あの提言の中で、税に關する部分があり、これを私どももいたしまして検討をいたし、前向きで検討したいという問題がありますれば、これは税制調査会に對しましてこういふ考へ方であるということ、諮問後の過程において申し上げます。

○成瀬幡治君 同じ政府の中と言つちやおかしいですけれども、政府の諮問機関としての答申なんですけれども、税調と並んであの答申を尊重をされて実行される、そういう御意思のもとに、なお税関係であるから重ねて税調にはかると、こういうことなんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 提言、物価安定政策会議のほうは提言なんです。それで、あの中を見ますと、かなりむずかしい問題があるわけなんです。もちろん税ばかりじゃありません。いろいろな面をわたつてむずかしい問題もありますから、あの提言がそのまま政府の意思として実行されるという性質のものじゃないんです。どこまでも提言であつて、政府はこれを検討すべしと、こういうよりな趣旨のものですね。ですから、検討いたすわけですが、検討した結果、税の問題について私どもとしてこれは提言を取り入れなかなければならぬという問題がありますれば、これは税制調査会にその問題を指摘いたしまして意見を求めると、こういうことにいたしたいと思ひます。

○成瀬幡治君 宣伝広告費なんです、これは税金に全部入つちやう。私は、それはそれなりの理由があると思ひます。しかし、片方では誇大

告なり虚偽広告等があり、過般も公正取引委員会から指摘されて謝罪文を広告しなければならぬというよりな問題もあるのですが、宣伝広告費などについては無条件にいまは税金に入るののです、こういう問題についてはどういふふうにお考へになつておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 宣伝広告費は、私はこれはかなり行き過ぎの面があると思ひます。これを多少矯正する必要がある、そういうふうにお考へますが、その行き過ぎを矯正する必要があると認めますが、しかし、これを税でやつて幾ばくの効果があるかというふうにも考へます。それから同時に、宣伝広告費は営業の手段として使われておる、そういうことを考へますときに、これは経費として特別の扱いをするという結果になる。宣伝広告に對する課税、これはまたその面からの問題があります、それからもう一つは、何といつても宣伝広告費をよけいに使ひますのは後発企業ですね、後進企業だと思ひます。後進企業、後発企業が早く伸びたい大きくなりたいというために大きな宣伝広告を行なうと、それを抑制をする、そういうことになる、これは先発企業との間に不公平というものが来はしないかという問題もありはしないか。あれやこれや考へますと、税の面で広告費に課税をするという行き方は、觀念的には考へられましても、実行がなかなかむずかしいんじゃないか。まあ率直に言つて、これはそのほか政治的ないろいろな配慮もしなければならぬという問題もあるわけ、なかなか結論を出すことはむずかしい問題です。しかし、皆さんが、広告宣伝費を検討せよと、こういう皆さんの一致の御意見でありますれば、これは税制調査会の皆さんの御意見も何うということにやぶさかではございませぬけれども、私も検討はいたしますけれども、なかなかこれは扱いがやつかい問題だなどというふうにお考へております。

○成瀬幡治君 交際費との関係がありますね。それからもう一つは、広告宣伝費が、いまの情報社会というのですか、やっぱり一つの成長産業のよ

うにも見えるわけですね、広告業自体が。松下の例をとりますと、年間に百十四億、三日に一億の割合で広告をする。この例をとると、後進とも言えず、日本で一番もりけていらつしやる会社のようにも思えるわけです。会社自体はどうか知らないが、まあ松下さん個人は一番所得が多いわけですね。交際費は私は必要経費だと思ふんです、交際費はね。しかし、必要経費だけれども、交際費は大抵飲み食いが多いわけですね。酒を飲むとかそういうことが多い。したがって、それについては資本金の制限がいまの法でいろいろとあつて、しかも、これをオーバーしたものは二分の一しかけられる。だから、必要経費の中に認められるものもあるが、しかし課税の対象にもなる。広告のほうには、販売の手段であるが、特定の人でなくて不特定の人に向かつてやつておる。私はそう特定と不特定と違えたというふうに極論はいたしませんけれども、それだけとは言いませんけれども、これに使われておるお金も非常に大きいと思ふんです。ですから、財源として一度見る必要があるわけですね。これは後進でおくれている業種がどうかとおっしゃるなら、私は一つの課税最低限を設けるとか、いろいろなやり方があると思ふんですけれども、それは、資本金はどうか、業種によつてどうか、まあ業種によつても非常にむづかしいとおっしゃるならばそれまでだが、いろいろなやり方があると思ふんです。おっしゃる通りに非常にむづかしい問題であり、しかも、一つは、報道機関等のことから考へてまいりますと、これもさういふところに及ぼしていく影響というものを考へれば、これはなかなかたいへんなことだと思ふますけれども、しかし、このままにしておいてこのままでいいというのではなくて、少なくともこの前にここにおられる鈴木君が本会議で質問しておつた七十年へのビジョンとしてたとえば広告宣伝費に対してどういふ態度をとるかというのは、私は非常に意味のあることだと思ふんです。ですから、まあ大臣はなかなかまいことを言つて、みんなが満場一致であればというのは、議決

せねばならぬことになつちやうからね、少なくとも税制調査会にはかるといふのは、なかなかさういうわけではこれは採決をとるわけにもいかぬと思ふんです。私の意見としては、ぜひ税制調査会等に何らかの形で一度検討をしてもらふ必要がありはしないか。しかし、その前にはもちろん大蔵省として十分に検討してもらわなくてはならぬ。検討をされて、その上で税制調査会にかつていただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫) これは、先ほどから申し上げておるとおり、正式の諮問といふのはきつめて抽象的なんです。ただ、その調査会の場において話題に出すかどうかと、こゝういふ問題なんです。それが、なお大蔵省としても、この実態、それから一体それが課税の対象として適当であるか、まあいろいろこれは判断がむづかしいところがあるんです。先ほど申し上げたように、交際費に似たところもあります。ありますが、しかし、交際費よりはるかに営業に必要な経費である、こゝういふ面も多いわけでありまして、先発企業と後発企業との関連という問題もあるし、あるいは免脱点という免除制度を設けたらどうかというふうな意見もあります。その設け方、これもなかなかむづかしい、一体税として成り立つものか成り立たないものか、妥当であるか妥当でないか、さういふのを大蔵省自体として検討いたしまして、これは税制調査会に諮問として持ち出す値打ちがあるかどうかをよく判定してみると、さういふことにいたしたいと思ひます。

○成瀬権治君 それから付加価値税の問題が出ておるわけですが、宣伝費とも関連してまいりますが、付加価値税導入のことについても何か検討されたでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫) 付加価値税なりあるいは売り上げ高税なり取引税なりですね、これは消費税を広く一般的に増徴するといふ趣旨において考案されている制度だと思ひます。さういふ意味合いになりますと、私は、いま一般的に付加価値税であるとかあるいは取引高税であるとか売り上げ

税といふような制度をいまの日本経済のもとにおいて導入することは適当ではないと、こゝういふふうに考へておるわけですね。つまり、物価政策の見地から見てかなり問題がある。しかし、これは私はいまの所得税をさらにさらに軽減するように持つていきたい、さういふことを考へておりますので、検討はしてみたいと思ふのです。しかし、これは実施は当分いたしません。実施するのは、さういふ一般的なものでなくて、個別間接税、こゝういふことにならうかと思ひます。

○成瀬権治君 私ども、この付加価値税の発想が、税だけをひとつたくさん取つてやろうといふようなことになると、赤字企業がたいへんな問題であつて、税になじむなさいといふいろいろな問題もありまして、それからさういふ赤字のところも一緒に取られてしまふといふやうなさういふ付加価値税的な導入がいかに悪いかといふことになれば、私は、いかんものだと即座に、あまりよく勉強しておりませんけれども、さういふ感じがいます。しておりますが、しかし、大臣の言うように、検討してみなければいけません。さういふこととで安心をしたいと思います。

次いで、私は、私の時間はわずかですから最後になります。先ほど議論していただいたのですが、今度の予算で、物価対策とは銘打つておいて、ならぬけれども、おれのはうはさうだぞといつて相当いろいろな意味で物価対策の予算は各省ともに編成をされております。それから減税関係で言うなら、土地の譲渡所得を分離したと。この譲渡所得の問題について、過般の新聞は、あまりこれは効果がなかったぞ、から鉄砲だわいなんて言われているやうな批判もあつたと思ふのです。そこで、何といつたつて今度の物価の安定といふのは政府としても大きな政治目標、政策の柱になつておる。ところで、せっかく予算をやられて、さうしてそれがどれだけの効果になつたか。いろいろとやればいろいろなむづかしい問題があるといふことは、先ほど、経済企画庁のほうの御返答もいただきましたし、大蔵省自体の政務次官はじめい

ろいろ御答弁もいただいたわけですねけれども、しかし、さういふ追跡調査といふのですか、大蔵省自体が、主計局を中心として、おれのほうでこれだけ予算を計上したけれども、これだけ効果があつたわいと。なかなかそれを追跡するといふことは容易なことじゃないといふことはわかりましたけれども、しかし、片方では、せっかく減税をやつたものがから鉄砲に終つてしまふ、あるいは建設省が、あるいは農林省が、取つた予算がから回つてしまふといふわけにもいかぬと思ふし、来年度のまた予算編成の大きな資料にもなると思ふんです。そこで、大蔵大臣は一つの予算全部の編成をされたわけ、さういふやうな追跡調査を内閣といふよりは、大蔵省としてやられるやうな御意思はございましょうか。

○国務大臣(福田赳夫) 予算につきましては、たとえば四十五年の予算をこゝろ編成した。その編成したにつぎましては、それぞれの費目につきましてその目的とする趣旨があるわけですね。それを今度四十六年度の予算の編成の際に、四十五年度において支出した費目はたして効果を発生したかどうか、さういふことはもちろん調査をなすわけで、これは各省からいろいろ資料をとり、また、大蔵省も資料を別に調査することもありますが調査をする。その基礎の上に立ちまして、効果のないものにつぎましてはもうやめる、また、効果をあげて使命を終つたいたしましたといふものにつぎましてやめるとか、さういふやうなことをしながら次の予算を編成していくといふことをいたします。

それから歳入面につきましても同様です。いま土地税制の問題の語がありました。これはことしになつて本格的にこの税制が適用されるということになつたわけでございます。まだ効果がどういふふうであるかといふことは捕捉はできませんし、また、その捕捉はこの問題は非常にむづかしいでございます。この税制なかりせばこの土地は幾らで売買されたのだと、こゝういふやうなこと

税といふやうな制度をいまの日本経済のもとにおいて導入することは適当ではないと、こゝういふふうに考へておるわけですね。つまり、物価政策の見地から見てかなり問題がある。しかし、これは私はいまの所得税をさらにさらに軽減するように持つていきたい、さういふことを考へておりますので、検討はしてみたいと思ふのです。しかし、これは実施は当分いたしません。実施するのは、さういふ一般的なものでなくて、個別間接税、こゝういふことにならうかと思ひます。

○成瀬権治君 私ども、この付加価値税の発想が、税だけをひとつたくさん取つてやろうといふようなことになると、赤字企業がたいへんな問題であつて、税になじむなさいといふいろいろな問題もありまして、それからさういふ赤字のところも一緒に取られてしまふといふやうなさういふ付加価値税的な導入がいかに悪いかといふことになれば、私は、いかんものだと即座に、あまりよく勉強しておりませんけれども、さういふ感じがいます。しておりますが、しかし、大臣の言うように、検討してみなければいけません。さういふこととで安心をしたいと思います。

はまあ観念的に考えなきゃならぬ。そういうようなことで、この税制がなければこの辺の一番の地価はどういうふうであつたらうか、この税制の結果どうなつたか、これは非常にむずかしいことなんで、これは一般的にこれを推理するというか達観をするといふか、そういうほかはないこととてございまして、捕捉できるものにつきましては、たとえばある商品について物品税を課した、それがどういふ物価に対して影響を与えたかとか、その消費状態についてはどういふふうになつたかとか、そういうことはできるだけの追跡調査をいたして、そして今後の税制の資料にいたすと、こういうことをやっております。

○鈴木一弘君 大臣、新しい社会経済発展計画が、高負担高福祉ということで出てきたわけでございます。いま大臣が行政の効率化、支出の効率化ということで効果測定をやつた上での話がありましたが、この点は伺わないで済んじゃつたわけですから、一人当たりの所得水準の大きさを考えても、租税等についての負担が低いと、こういうことが新社会経済発展計画では言われているわけですね。それがいろいろな形で出てきて、一つには新間接税創設の是非というものを考慮しないといふか、あるいは適切な間接税負担を所得の上昇に伴つて求めないといふか、こういうことがうたわれているわけですね。先ほどの御答弁では、間接税云々のほうについて、直接税よりも比重が増してくるような答弁だったんですけども、さしたつてそれじゃ同じく社会経済発展計画の中で、所得税や住民税については、ただいまの御答弁のように、減らすように努力しろとあるわけですね。そうすると、相当これは間接税に移行するといふことになると思ふんです。まあふやすほうは別として、まず減らすほうで四十七年度については所得税減税の規模とか内容までこまかいことはお考えないと思ひますけれども、大体の構想というものはもう大臣の腹つもりでおありじゃないかと思ひますが、その点を伺つておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ四十五年度税制を御審議を願つてゐる最中でございまして、六年度以降のことまでは思ひも及ばないんです。しかし、抽象的に申し上げますれば、何とかして所得税のほうは軽減していきたいと、こういう感じでお考えを持っております。

○鈴木一弘君 新間接税創設の是非ということ、出国税の問題であるとか、あるいは航空機用揮発油の税金であるとか、あるいは電子レンジについての物品税はどうかとか、こういう具体的な問題がだいたい出てきてゐるようですね。それについてはまだお考えはまとまつておられないということですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いろいろ話題を提供してくださる方があるんですが、大きなものにつきましてはトラック税はどうだとかですね、あるいは車検税はいかかものだろうか、あるいはガソリン税をもう少しどうしようか、というようになことを言われる方がありますが、これは簡単に結論を出すわけにはまいらぬと思ひます。よほどこれは基礎資料を検討いたしまして、これは物価問題をよく考えてやらなきゃならぬ。まだ、今日の段階では、具体的なその考え方というものを固めておるわけではないんです。

○鈴木一弘君 しかし、新社会経済発展計画でそういうような新間接税創設については是非を検討しろとか、あるいは間接税負担をふやすようにしろといふことがうたわれているからには、この路線にある程度従つていかなきゃならぬ、こう思ひます。そうすると、先ほどの話のようにいろいろな間接税の増税といふことになる。いまのお話だと、これから慎重に検討といふことですね。でも、電子レンジなんていうと、温蔵器あたりにまではつきり物品税がかかつてくるわけですから、そういう点から見たらこれはもうかなり消費の面でもいままでより伸びてきてゐるという点でよろしいんじゃないかといふことも思ひますけれども、どうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) そりおっしゃる方がず

いぶんあるんですよ。あるんですが、まだ電子レンジに物品税を拡大しますといふことはつきり申し上げるような段階まで来ていないと、こういうことを申し上げてゐるわけですね。

○鈴木一弘君 先ほどトラック税の話が出たんですけれども、第六次の道路整備五カ年計画、これは十兆三千五百億圓という膨大なものですね。これが四十六年度の予算編成時までにその財源をきめるということになつてゐるわけですね。なか一般財源からの投入は少ないようでありまして、というところは考えられないように思ひますし、そうすると、計画だけができてその裏づけになる財源問題がつかない、これは餘にかいたもちになつてしまふわけですね。その点について構想というものは大蔵省——おそらく大蔵大臣と建設大臣の間で私は詰めてゐるのではないかと思ひますけれども、この財源計画というものはまだ構想は全然ございせんか。

○国務大臣(福田赳夫君) あの計画は十兆三千五百億圓ありますが、それに対して経済成長といふことを社会経済発展計画の線に沿つて計算してみます。そうしますと、在来ガソリン税などの特定財源、それから一般会計からの繰り入れ、まあ在来の程度ですね、そういうものをいたしまして、約三千億圓に足らないことになりました。しかし、かりに経済成長があの率よりも高いといふふうなことになる、自然増収がふえますから、三千億圓よりはまあ消化可能といふことがあつてもいい、あるいはあのとおり経済成長がいかぬといふ場合には、三千億圓といふのがもつと縮まるかもしれません。しかし、とにかくいま普通に見て三千億圓に足らない、こういうことになりましたが、さて四十六年度をどうするかといふことになりました、この暮れあたりになりますと、相当はつきり、四十六年度の道路支出と、在来の財源方式で幾らになるかといふことが見通されるわけでありまして、でありますから、その状況を見て、一般の財源が不足するといふこ

とでありますれば、これはそのための新税といふことを考えなければならぬわけでありまして、いま一〇〇%新税がなければならぬといふ状態じゃないのです。しかし、いづれにいたしましても、ざつと見て三千億圓ばかり五カ年間で足りない、こういう状態でありまして、何かどうも考えなければならぬのじゃないかという感じがしてゐるわけですね。

○鈴木一弘君 確かに、いままでの五カ年計画と同じように、年度間の伸びは一七%ずつといふわけですから、経済成長率の一〇・六%から見れば問題はないように思ひますけれども、もう一つここで言ひたいのは、付加価値税のことで関連してお伺ひしておきたいんですが、売り上げ税的な付加価値税といふものもあると思ひます。それが、現在の法人企業全体の付加価値が四十三年度で二十四兆圓、製造業だけで十二兆といふ付加価値額があると思ひます。これは大蔵省の資料でありますけれども、「法人企業統計年報」を見ると、その付加価値額の中で、税に回つてゐるのは一二%、あるいは製造業だけなら一四%、社内留保については六・八とか八・二といふふうで、いままでになく大きくこのところの三年ぐらひ伸びてきてゐる。付加価値税といふようなものを考えるのだったら、売り上げ高税あるいは取引高税といふような考え方がなくて、法人税自体もこれは全部付加価値税的なものに変へる必要があるのじゃないか。そうしなければ、何となく税として一部分だけが付加価値でとらえて付加価値額に対してかかつて、ほかの法人税については付加価値額について考えるわけじゃない、こういうことになると、すごい片手落ちの感じがする。当然付加価値額に対してかけると税金を考へるといふことになれば、法人税等その中に含まれる、つまり、法人税を廃止して付加価値税といふようなものに切りかえるのが本筋だろうという感じがしてゐるわけですが、その点については大臣の構想はございせんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 付加価値税という場合には、消費税体系の一種類として、売り上げ高税、取り引き高税、そういうものと並び、消費税の内容を持つ付加価値税ですね、これを言う場合が多いのです。しかし、法人につきましてこれを付加価値税的な体系に変えたらどうだという説もあるわけですが、これは負担の公平、担税力、そういうような見地から見ましてなかなか問題が多いのであります。簡単にそういう法人税的な意味における付加価値税ですね、これに取りつくことはなかなかむずかしいのじゃないかと、こういうふうに思います。

○鈴木一弘君 それから、経済社会発展計画の中で、特定の政策目的のための税制の優遇措置については、その政策目的の合理性の判定を厳格に行なうて効果を検討して、優遇措置による安易な依存あるいは既得権化というものを排除せよということをおっしゃるわけです。これは租税特別措置そのほかだと思えます。こういうふうに強くここまで言われて、せよというふうにまで言われていれば、これはいままで以上に租税特別措置等について検討がされるだろうと思うのですけれども、その辺のところを伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(福田赳夫君) これはもう当然のことです。特別措置は、あくまでも特別の政策目的を持って、基本税法である所得税法とかあるいは法人税法に対する例外的措置でありますので、その政策目的がこの措置によって達成されないというふうなものがありますれば、これはもう廃止しなければならぬ。また、その特別措置のねらいとするところが達成されたというふうなものがありますれば、これもまた廃止しなければならぬ。そういうふうな考えでおられますので、常時総点検をするという姿勢でやっていきたいと思っております。

○鈴木一弘君 これで最後にしたいのですが、間接税というのは伸びが一般に比べて低いわけですね。結局、それは、負担が個々の物品であるということ、あるいは消費支出の総体的な形態から見

ていってもそうだと思いますけれども、そこで、どうしても、現行税体系の中で間接税自体をいじることになれば、課税対象を変えていくとか、税率の構造を大きく変化させるとか、こういうことをやらなければいけなくなってくるということ、大臣の先ほどの御答弁から伺っても、経済社会発展計画のほうから見ても、当然それに着手をされると思うのですけれども、一体いつごろから着手をされるようなふうになっていくのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりに考えておりますが、そのタイミングは、国会が済みましたならば大蔵省において検討をいたし、税制調査会とも懇談を重ねながら構想を固めていくと、こういうことになろうかと思えます。

○委員長(栗原祐幸君) 両案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十三分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十七日)
一、関税定率法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三日)

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、貴石、貴金屬製品等第一種物品税現行課税方式の改正等に関する請願(第一四一八号)(第一四四二号)(第一四八二号)(第一六二五号)(第一六二六号)
一、納税貯蓄組合補助金の増額等に関する請願(第一五六六号)
一、減税に関する請願(第一六三四号)

第一四一八号 昭和四十五年三月二十七日受理
貴石、貴金屬製品等第一種物品税現行課税方式の

改正等に関する請願
請願者 京都市左京区吉田下大路町四九ノ一 瀬川八郎
紹介議員 植木 光教君
貴石、貴金屬製品等に対する課税方式を、保税地域からの移出時課税(源泉)とし、低率課税に改められたい。

理由
一、貴石、貴金屬等は大多数輸入品であるので、源泉課税に改め、税務行政の合理化と課税の公平を図るべきである。
二、現在では、同じダイヤモンドでも時計側にはまつていれば、源泉課税となつてゐる。
三、私たち中小企業者には、現行の第一種物品税の関係事務の処理並びに当局の厳格な調査によつて、活発な営業活動が著しくさまたげられてゐる。

第一四四二号 昭和四十五年三月二十七日受理
貴石、貴金屬製品等第一種物品税現行課税方式の改正等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市駅前大通一ノ四六 内藤次郎外三千百名
紹介議員 成瀬 福治君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一四八二号 昭和四十五年三月二十八日受理
貴石、貴金屬製品等第一種物品税現行課税方式の改正等に関する請願
請願者 京都市中京区東堀川通丸太町上ル 京都府時計眼鏡商工業協同組合内 高野昭
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一六二五号 昭和四十五年三月三十一日受理
貴石、貴金屬製品等第一種物品税現行課税方式の

改正等に関する請願
請願者 京都市中京区東堀川通丸太町上ル 京都府時計眼鏡商工業協同組合内 吉田謙一
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一六二六号 昭和四十五年三月三十一日受理
貴石、貴金屬製品等第一種物品税現行課税方式の改正等に関する請願
請願者 京都市下京区六条通若宮町南 青木良男
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一五六六号 昭和四十五年三月三十日受理
納税貯蓄組合補助金の増額等に関する請願
請願者 東京都板橋区板橋一ノ四一ノ一四 全国納税貯蓄組合連合会内 莊寛
紹介議員 安井 謙君
納税貯蓄組合への補助金は、助長行政上交付される補助金の類ではなく、むしろ徴税事務、租税広報宣伝事務を分担する団体に交付されるべき徴税委託費、徴税手数料に相当する性格を有すると考えられるので、左記事項の実現につき配慮されたい。

一、税務署単位納税貯蓄組合連合会に対する現行の国の補助金を大幅に増額すること。
二、全国単位および都道府県単位連合会に対しても新たに国の補助金を交付すること。
第一六三四号 昭和四十五年四月一日受理
減税に関する請願
請願者 埼玉県大宮市高木一三ノ一六四 山崎正則外九十三名
紹介議員 渡辺 武君
現行税体系において、勤労者は最低生活費に課税されていたり、源泉徴収制度による天引き課税に

よつて必要経費すら認められていないのでこれらを是正するため左記事項の実現を図りたい。

一、勤労者の所得税及び住民税については、年収百五十万円（五人家族）まで無税にすること。

二、給与所得者の必要経費を認め、給与所得控除を大幅に引き上げること。

三、教育費、医療費、家賃などの控除を新設または拡大すること。

四、妻の内職収入や通勤費は全額非課税にすること。

五、生活必需品に対する間接税を軽減し、売上税には反対すること。

六、租税特別措置を廃止し、利子、配当分離、課税などの優遇措置を廃止すること。

七、社会保険料（医療、年金、失業）実質的には税金と同じの勤労者負担を軽減する国庫負担金を大幅に引き上げること。

昭和四十五年五月六日印刷

昭和四十五年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局